

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																								
	西東京市地域防災計画	西東京市地域防災計画																																																																																																																																																																									
	—資料編—	—資料編—																																																																																																																																																																									
		<u>(素案)</u>																																																																																																																																																																									
	令和 3 年修正	令和 <u>6</u> 年修正																																																																																																																																																																									
	西東京市防災会議	西東京市防災会議																																																																																																																																																																									
	総則・災害予防計画に関する資料	総則・災害予防計画に関する資料																																																																																																																																																																									
4	2 都市公園一覧	2 都市公園一覧																																																																																																																																																																									
	(令和2年3月現在)	(令和2年3月現在)																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>位置</th> <th>供用開始</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>新町さつき公園</td><td>674.20</td><td>新町5-581-5外</td><td>H 7.12.12</td><td>水道</td></tr> <tr><td>2</td><td>新町つつじ公園</td><td>501.48</td><td>新町5-608-6</td><td>H 7.4.1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>さざんか公園</td><td>522.00</td><td>新町6-725-5外</td><td>H 4.7.15</td><td>水道</td></tr> <tr><td>4</td><td>柳沢第4公園</td><td>947.34</td><td>柳沢2-144-4</td><td>H 7.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>5</td><td>東伏見公園</td><td>1,659.17</td><td>東伏見1-507-2</td><td>H 3.5.25</td><td>水道</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷第一公園</td><td>1,046.77</td><td>保谷町2-1048-36外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>保谷第二公園</td><td>426.59</td><td>保谷町3-1087-2</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>8</td><td>保谷なかよし公園</td><td>1,079.39</td><td>保谷町5-1296-25外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>9</td><td>西浦公園</td><td>334.08</td><td>保谷町5-1379-3</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>10</td><td>東伏見北公園</td><td>341.59</td><td>富士町4-760-8</td><td>H 6.11.1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>文理台公園</td><td>16,671.21</td><td>東町1-178-2外</td><td>S 59.4.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>12</td><td>泉町きつつき公園</td><td>524.30</td><td>泉町5-2289-1の一部</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>13</td><td>泉町第三公園</td><td>450.59</td><td>泉町6-467-6</td><td>H 8.8.</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考	1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道	2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1		3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道	4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道	5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道	6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1		7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道	8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道	9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道	10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1		11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ	12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道	13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>位置</th> <th>供用開始</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>新町さつき公園</td><td>674.20</td><td>新町5-581-5外</td><td>H 7.12.12</td><td>水道</td></tr> <tr><td>2</td><td>新町つつじ公園</td><td>501.48</td><td>新町5-608-6</td><td>H 7.4.1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>さざんか公園</td><td>522.00</td><td>新町6-725-5外</td><td>H 4.7.15</td><td>水道</td></tr> <tr><td>4</td><td>柳沢第4公園</td><td>947.34</td><td>柳沢2-144-4</td><td>H 7.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>5</td><td>東伏見公園</td><td>1,659.17</td><td>東伏見1-507-2</td><td>H 3.5.25</td><td>水道</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷第一公園</td><td>1,046.77</td><td>保谷町2-1048-36外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>保谷第二公園</td><td>426.59</td><td>保谷町3-1087-2</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>8</td><td>保谷なかよし公園</td><td>1,079.39</td><td>保谷町5-1296-25外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>9</td><td>西浦公園</td><td>334.08</td><td>保谷町5-1379-3</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>10</td><td>東伏見北公園</td><td>341.59</td><td>富士町4-760-8</td><td>H 6.11.1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>文理台公園</td><td>16,671.21</td><td>東町1-178-2外</td><td>S 59.4.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>12</td><td>泉町きつつき公園</td><td>524.30</td><td>泉町5-2289-1の一部</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>13</td><td>泉町第三公園</td><td><u>450.85</u></td><td>泉町6-467-6</td><td>H 8.8.</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考	1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道	2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1		3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道	4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道	5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道	6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1		7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道	8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道	9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道	10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1		11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ	12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道	13	泉町第三公園	<u>450.85</u>	泉町6-467-6	H 8.8.		
番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考																																																																																																																																																																						
1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道																																																																																																																																																																						
2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1																																																																																																																																																																							
3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道																																																																																																																																																																						
4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道																																																																																																																																																																						
5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道																																																																																																																																																																						
6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1																																																																																																																																																																							
7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																						
8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																						
9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																						
10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1																																																																																																																																																																							
11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																						
12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																						
13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.																																																																																																																																																																							
番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考																																																																																																																																																																						
1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道																																																																																																																																																																						
2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1																																																																																																																																																																							
3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道																																																																																																																																																																						
4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道																																																																																																																																																																						
5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道																																																																																																																																																																						
6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1																																																																																																																																																																							
7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																						
8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																						
9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																						
10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1																																																																																																																																																																							
11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																						
12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																						
13	泉町第三公園	<u>450.85</u>	泉町6-467-6	H 8.8.																																																																																																																																																																							

Page	旧文書					新文書					備考	
				1					1			
	14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8. 8. 1	水道	14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8. 8. 1	水道
	15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56. 4. 1	水道	15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56. 4. 1	水道
	16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8. 8. 1	水道	16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8. 8. 1	水道
	17	たけのこ公園	565.64	栄町1-506-5外	H 8. 8. 1		17	たけのこ公園	565.64	栄町1-506-5外	H 8. 8. 1	
	18	中島公園	564.04	栄町1-631-11外	H 2. 12. 1	水道	18	中島公園	564.04	栄町1-631-11外	H 2. 12. 1	水道
	19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55. 2. 1	水道・トイレ	19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55. 2. 1	水道・トイレ
	20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8. 8. 1	水道	20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8. 8. 1	水道
	21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58. 4. 1	水道	21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58. 4. 1	水道
	22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63. 4. 1	水道	22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63. 4. 1	水道
	23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8. 8. 1	水道	23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8. 8. 1	水道
	24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4. 4. 1	水道	24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4. 4. 1	水道
	25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8. 12. 1	水道	25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8. 12. 1	水道
	26	けやき台公園	417.44	芝久保町2-1537-3外	S 52. 4. 5	水道	26	けやき台公園	417.44	芝久保町2-1537-3外	S 52. 4. 5	水道
	27	美向台公園	412.00	向台町1-705-36	S 52. 4. 5	水道	27	美向台公園	412.00	向台町1-705-36	S 52. 4. 5	水道
	28	北原第一公園	717.68	北原町1-2742-4	S 52. 4. 5	水道	28	北原第一公園	717.68	北原町1-2742-4	S 52. 4. 5	水道
	29	上向台公園	193.08	向台町6-1125-11	S 53. 4. 1	水道	29	上向台公園	193.08	向台町6-1125-11	S 53. 4. 1	水道
	30	西原自然公園	20,013.93	西原町4-2364-19外	S 54. 6. 15	水道・トイレ	30	西原自然公園	20,013.93	西原町4-2364-19外	S 54. 6. 15	水道・トイレ
	31	向台第二公園	917.32	向台町1-719-28外	S 54. 12. 24	水道	31	向台第二公園	917.32	向台町1-719-28外	S 54. 12. 24	水道
	32	芝久保第一公園	1,302.58	芝久保町4-2124-43	S 55. 4. 19	水道	32	芝久保第一公園	1,302.58	芝久保町4-2124-43	S 55. 4. 19	水道
	33	向台公園	7,080.68	向台町2-819-1外	S 56. 4. 3	水道・トイレ	33	向台公園	7,080.68	向台町2-819-1外	S 56. 4. 3	水道・トイレ
	34	田無市民公園	17,931.71	向台町5-1059-6外	S 59. 3. 31	水道・トイレ	34	田無市民公園	17,931.71	向台町5-1059-6外	S 59. 3. 31	水道・トイレ
	35	谷戸イチョウ公園	4,137.25	谷戸町2-3020-2の一部	S 62. 5. 12	水道・トイレ	35	谷戸イチョウ公園	4,137.25	谷戸町2-3020-2の一部	S 62. 5. 12	水道・トイレ
	36	谷戸せせらぎ公園	7,810.96	谷戸町1-2893-6外	H 13. 4. 21	水道・防災トイレ 井戸	36	谷戸せせらぎ公園	7,810.96	谷戸町1-2893-6外	H 13. 4. 21	水道・防災トイレ 井戸
	37	上保谷新田公園	965.00	新町6-780	H 16. 7. 15	水道	37	上保谷新田公園	965.00	新町6-780	H 16. 7. 15	水道
	38	谷戸二丁目第2公園	1,040.03	谷戸町2-2938-11	H 16. 12. 15	水道	38	谷戸二丁目第2公園	1,040.03	谷戸町2-2938-11	H 16. 12. 15	水道
	39	西東京いこいの森公園	44,182.65	緑町1-2515-3外	H 17. 4. 29	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	39	西東京いこいの森公園	44,182.65	緑町1-2515-3外	H 17. 4. 29	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ
	40	芝久保一丁目さくらの丘公園	557.64	芝久保町1-1427-169外	H 17. 6. 15	水道	40	芝久保一丁目さくらの丘公園	557.64	芝久保町1-1427-169外	H 17. 6. 15	水道
	41	谷戸セントラルパーク	1,122.35	谷戸町2-2938-268	H 19. 1. 15	水道	41	谷戸セントラルパーク	1,122.35	谷戸町2-2938-268	H 19. 1. 15	水道
	42	下野谷遺跡公園	3,172.50	東伏見6-272-47外	H 19. 4. 15	水道・トイレ	42	下野谷遺跡公園	3,172.50	東伏見6-272-47外	H 19. 4. 15	水道・トイレ
	43	おおぞら公園	5,685.00	新町3-480-2外	H 20. 10. 10	水道・防災トイレ・防災ベンチ	43	おおぞら公園	5,685.00	新町3-480-2外	H 20. 10. 10	水道・防災トイレ・防災ベンチ
	44	北宮ノ脇公園	1,936.43	北町5-1067-4	H 22. 3. 15	水道・防災トイレ・防災ベンチ	44	北宮ノ脇公園	1,936.43	北町5-1067-4	H 22. 3. 15	水道・防災トイレ・防災ベンチ
	45	芝久保三丁目ふれあい公園	2,602.71	芝久保町3-2103-1外	H 22. 4. 1	水道・防災トイレ・防災ベンチ	45	芝久保三丁目ふれあい公園	2,602.71	芝久保町3-2103-1外	H 22. 4. 1	水道・防災トイレ・防災ベンチ
	46	ひばりが丘三丁目けやき公園	1,221.95	ひばりが丘3-1616-11	H 23. 3. 1		46	ひばりが丘三丁目けやき公園	1,221.95	ひばりが丘3-1616-11	H 23. 3. 1	
	47	下保谷森林公園	4,462.66	下保谷3-915-1	H 24. 3. 20	水道・トイレ	47	下保谷森林公園	4,462.66	下保谷3-915-1	H 24. 3. 20	水道・トイレ
	48	ひばりが丘西けやき公園	1,050.52	ひばりが丘3-1616-18	H 25. 12. 12		48	ひばりが丘西けやき公園	1,050.52	ひばりが丘3-1616-18	H 25. 12. 12	
	49	田無一丁目カエデの樹公園	504.61	田無町1-254-15	H 26. 10. 30	水道	49	田無一丁目カエデの樹公園	504.61	田無町1-254-15	H 26. 10. 30	水道
	50	ひばりが丘さくらの道公園	2600.47	ひばりが丘3-1616-45外	H 29. 2. 15	水道	50	ひばりが丘さくらの道公園	2600.47	ひばりが丘3-1616-45外	H 29. 2. 15	水道
	51	下保谷五丁目第1公園	789.39	下保谷5-382-3外	R 1. 5. 23	水道	51	下保谷五丁目第1公園	789.39	下保谷5-382-3外	R 1. 5. 23	水道
	52	泉小わくわく公園	5157.03	泉町3-1730-5	R 2. 4. 1	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	52	泉小わくわく公園	5157.03	泉町3-1730-5	R 2. 4. 1	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ
	合計 (52公園)		173,001.35	-			合計 (52公園)		173,001.35	-		
	※備考は、設置されている防災関連設備						※備考は、設置されている防災関連設備					

Page	旧文書	新文書	備考																																												
5	4 生産緑地地区指定状況	4 生産緑地地区指定状況																																													
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>地区数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画生産緑地地区</td> <td>288</td> <td>109.6</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	地区数	面積 (ha)	西東京都市計画生産緑地地区	288	109.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>地区数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画生産緑地地区</td> <td>278</td> <td>100.72</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	地区数	面積 (ha)	西東京都市計画生産緑地地区	278	100.72																																	
都市計画の種類	地区数	面積 (ha)																																													
西東京都市計画生産緑地地区	288	109.6																																													
都市計画の種類	地区数	面積 (ha)																																													
西東京都市計画生産緑地地区	278	100.72																																													
	5 道路の整備状況	5 道路の整備状況																																													
	(平成31年4月現在) (単位: m)	(令和4年4月現在) (単位: m)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路総延長</th> <th>規格改良済延長</th> <th>5.5m未満</th> <th>5.5m以上</th> <th>13.0m以上</th> <th>19.5m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">274,753</td> <td>198,049</td> <td>148,721</td> <td>45,998</td> <td>2,348</td> <td>982</td> </tr> <tr> <td>未改良延長</td> <td>3.5m未満</td> <td>3.5m以上</td> <td>5.5m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>76,704</td> <td>49,607</td> <td>24,918</td> <td>2,179</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上	274,753	198,049	148,721	45,998	2,348	982	未改良延長	3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上		76,704	49,607	24,918	2,179		<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路総延長</th> <th>規格改良済延長</th> <th>5.5m未満</th> <th>5.5m以上</th> <th>13.0m以上</th> <th>19.5m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">277,518</td> <td>201,555</td> <td>151,687</td> <td>46,483</td> <td>2,358</td> <td>1,027</td> </tr> <tr> <td>未改良延長</td> <td>3.5m未満</td> <td>3.5m以上</td> <td>5.5m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75,963</td> <td>49,077</td> <td>24,704</td> <td>2,182</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上	277,518	201,555	151,687	46,483	2,358	1,027	未改良延長	3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上		75,963	49,077	24,704	2,182		
道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上																																										
274,753	198,049	148,721	45,998	2,348	982																																										
	未改良延長	3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上																																											
	76,704	49,607	24,918	2,179																																											
道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上																																										
277,518	201,555	151,687	46,483	2,358	1,027																																										
	未改良延長	3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上																																											
	75,963	49,077	24,704	2,182																																											
6	6 都市計画道路の整備状況	6 都市計画道路の整備状況																																													
	(令和3年3月現在)	(令和3年3月現在)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>計画決定延長 (km)</th> <th>完成済延長 (km)</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画道路</td> <td>51.19</td> <td>22.71</td> <td>44.4</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)	西東京都市計画道路	51.19	22.71	44.4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>計画決定延長 (km)</th> <th>完成済延長 (km)</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画道路</td> <td>51.19</td> <td>24.8</td> <td>48.5</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)	西東京都市計画道路	51.19	24.8	48.5																													
都市計画の種類	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)																																												
西東京都市計画道路	51.19	22.71	44.4																																												
都市計画の種類	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)																																												
西東京都市計画道路	51.19	24.8	48.5																																												
7	9 防火地域・準防火地域の指定状況	9 防火地域・準防火地域の指定状況																																													
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>用途地域指定面積(A)</th> <th>防火地域(B)</th> <th>割合(B/A)</th> <th>準防火地域(C)</th> <th>割合(C/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画防火地域及び準防火地域</td> <td>1,585.0ha</td> <td>32.4ha</td> <td>2.0%</td> <td>986.7ha</td> <td>62.3%</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	用途地域指定面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)	西東京都市計画防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	986.7ha	62.3%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の種類</th> <th>用途地域指定面積(A)</th> <th>防火地域(B)</th> <th>割合(B/A)</th> <th>準防火地域(C)</th> <th>割合(C/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京都市計画防火地域及び準防火地域</td> <td>1,585.0ha</td> <td>32.4ha</td> <td>2.0%</td> <td>987.1ha</td> <td>62.3%</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の種類	用途地域指定面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)	西東京都市計画防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	987.1ha	62.3%																					
都市計画の種類	用途地域指定面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)																																										
西東京都市計画防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	986.7ha	62.3%																																										
都市計画の種類	用途地域指定面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)																																										
西東京都市計画防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	987.1ha	62.3%																																										
8	10 西東京市浸水ハザードマップ (令和元年12月発行)	10 西東京市浸水ハザードマップ (令和5年11月発行)																																													

Page	旧文書	新文書	備考																																						
9	13 下水道管渠施設 (平成30年3月現在)	13 下水道管渠施設 (令和5年3月現在)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管渠延長 (m)</th> <th>整備面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水</td> <td>9,113.23</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td>389,856.65</td> <td>1,584.81</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)	雨水	9,113.23	96	汚水	389,856.65	1,584.81	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管渠延長 (m)</th> <th>整備面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水</td> <td>9,113.23</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td><u>397,434.72</u></td> <td>1,584.81</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)	雨水	9,113.23	96	汚水	<u>397,434.72</u>	1,584.81																					
区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)																																							
雨水	9,113.23	96																																							
汚水	389,856.65	1,584.81																																							
区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)																																							
雨水	9,113.23	96																																							
汚水	<u>397,434.72</u>	1,584.81																																							
11	18 消防署の現況 (令和3年3月現在)	18 消防署の現況 (令和6年1月現在)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">署員数</th> <th colspan="5">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>その他の車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京消防署</td> <td>208人</td> <td>6台</td> <td>1台</td> <td>4台</td> <td>9台</td> <td>20台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	署員数	配備車両数					ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計	西東京消防署	208 人	6 台	1台	4 台	9 台	20台	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">署員数</th> <th colspan="5">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>その他の車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京消防署</td> <td><u>210</u>人</td> <td><u>8</u>台</td> <td>1台</td> <td><u>5</u>台</td> <td><u>6</u>台</td> <td>20台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	署員数	配備車両数					ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計	西東京消防署	<u>210</u> 人	<u>8</u> 台	1台	<u>5</u> 台	<u>6</u> 台	20台	
区分	署員数			配備車両数																																					
		ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計																																			
西東京消防署	208 人	6 台	1台	4 台	9 台	20台																																			
区分	署員数	配備車両数																																							
		ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計																																			
西東京消防署	<u>210</u> 人	<u>8</u> 台	1台	<u>5</u> 台	<u>6</u> 台	20台																																			
12	19 消防団の現況	19 消防団の現況																																							

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																
	(令和 3 年 3 月現在)	(令和 6 年 1 月現在)																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分団数</th> <th rowspan="2">団員数</th> <th colspan="3">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>指揮車</th> <th>広報車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>218人</td> <td>12台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分団数	団員数	配備車両数			ポンプ車	指揮車	広報車	12	218 人	12台	1台	1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分団数</th> <th rowspan="2">団員数</th> <th colspan="3">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>指揮車</th> <th>広報車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td><u>206</u>人</td> <td>12台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分団数	団員数	配備車両数			ポンプ車	指揮車	広報車	12	<u>206</u> 人	12台	1台	1台																																																																							
分団数	団員数			配備車両数																																																																																															
		ポンプ車	指揮車	広報車																																																																																															
12	218 人	12台	1台	1台																																																																																															
分団数	団員数	配備車両数																																																																																																	
		ポンプ車	指揮車	広報車																																																																																															
12	<u>206</u> 人	12台	1台	1台																																																																																															
12	20 消防水利の現況	20 消防水利の現況																																																																																																	
	(令和 3 年1月現在)(単位:箇所)	(令和 6 年1月現在)(単位:箇所)																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="8">防火貯水槽(地中ばり含む。)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="4">公設</th> <th colspan="4">私設</th> </tr> <tr> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上 40 m³未満</th> <th>40 m³以上 100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上 40 m³未満</th> <th>40 m³以上 100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,559</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>221</td> <td>59</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>98</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>283</td> <td colspan="4"></td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	消火栓		防火貯水槽(地中ばり含む。)								公設	私設	公設				私設				20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	1,559	2	0	3	221	59	0	1	98	36					283					135	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="8">防火貯水槽(地中ばり含む。)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="4">公設</th> <th colspan="4">私設</th> </tr> <tr> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上 40 m³未満</th> <th>40 m³以上 100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上 40 m³未満</th> <th>40 m³以上 100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1,572</u></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td><u>222</u></td> <td><u>61</u></td> <td>0</td> <td>1</td> <td><u>102</u></td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td><u>286</u></td> <td colspan="4"></td> <td><u>139</u></td> </tr> </tbody> </table>	消火栓		防火貯水槽(地中ばり含む。)								公設	私設	公設				私設				20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	<u>1,572</u>	2	0	3	<u>222</u>	<u>61</u>	0	1	<u>102</u>	36					<u>286</u>					<u>139</u>	
消火栓		防火貯水槽(地中ばり含む。)																																																																																																	
公設	私設	公設				私設																																																																																													
		20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上																																																																																										
1,559	2	0	3	221	59	0	1	98	36																																																																																										
				283					135																																																																																										
消火栓		防火貯水槽(地中ばり含む。)																																																																																																	
公設	私設	公設				私設																																																																																													
		20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上																																																																																										
<u>1,572</u>	2	0	3	<u>222</u>	<u>61</u>	0	1	<u>102</u>	36																																																																																										
				<u>286</u>					<u>139</u>																																																																																										
13	災害応急対策計画に関する資料	災害応急対策計画に関する資料																																																																																																	
19	24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱	24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱																																																																																																	
	平成13年1月21日制定	平成13年1月21日制定																																																																																																	
	(平成13年4月1日 改正 平成17年4月1日 平成19年7月1日 平成25年9月1日 平成27年4月1日 令和2年2月1日)	(平成13年4月1日 改正 平成17年4月1日 平成19年7月1日 平成25年9月1日 平成27年4月1日 令和2年2月1日 <u>令和3年10月1日</u>)																																																																																																	
	第2 用語の定義	第2 用語の定義																																																																																																	
	この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																																																																	
	(1) 避難広場 西東京市地域防災計画に定める避難広場のうち、市立の小学校及び中学校に 開設 するものをいう。	(1) 避難広場 西東京市地域防災計画に定める避難広場のうち、市立の小学校及び中学校に 開設 <u>において開放</u> するものをいう。																																																																																																	
	(3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、避難 広場 に設置される支部をいう。	(3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、避難 広場 <u>所等</u> に設置される支部をいう。																																																																																																	
	第3 組織及び担当事務	第3 組織及び担当事務																																																																																																	
	緊急初動態勢は初動本部及び初動支部をもって組織し、その 担任 事務は別表のとおりとする。	緊急初動態勢は初動本部及び初動支部をもって組織し、その 担任 <u>担当</u> 事務は別表のとおりとする。																																																																																																	
	第4 初動要員の任命	第4 初動要員の任命																																																																																																	
	市長は、 市の区域及び近隣に居住する 職員のうちから、 初動要員 を任命する。	市長は、職員のうちから初動要員を任命する。																																																																																																	
	2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する職員以外の職員を初動要員として任命することができる。																																																																																																		
	3 市長は、初動要員の任命に際し、 出動 場所を指定する。	<u>2</u> 市長は、初動要員の任命に際し、 出動 <u>参集</u> 場所を指定する。																																																																																																	

Page	旧文書	新文書	備考
	4 市長は、初動要員のうちから各初動支部における支部長及び副支部長を任命する。	<u>3</u> 市長は、初動要員のうちから各初動支部における支部長及び副支部長を任命する。	
	5 初動要員は、病気、 転居 等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。	<u>4</u> 初動要員は、病気等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。	
20	6 市長は、前項の規定による届出をした者が初動要員として適さないと認めるときは、当該初動要員の任を解くものとする。	<u>5</u> 市長は、前項の規定による届出をした者が初動要員として適さないと認めるときは、当該初動要員の任を解くものとする。	
	第5 出動 命令	第5 <u>参集</u> 命令	
	市長は、夜間、休日等において、次の各号のいずれかに該当するときは、初動要員に対し 出動 を命じるものとする。	市長は、夜間、休日等において、次の各号のいずれかに該当するときは、初動要員に対し <u>参集</u> を命じるものとする。	
	(1) 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるとき。	(1) 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるとき。	
	(2) その他市長が緊急初動態勢を必要と認めるとき。	(2) その他市長が緊急初動態勢を必要と認めるとき。	
	2 前項の 出動 命令は、別に定める継送方法により、初動要員に伝達するものとする。	2 前項の <u>参集</u> 命令は、別に定める継送方法により、初動要員に伝達するものとする。	
	第6 出動	第6 <u>参集</u>	
	初動要員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに 指定された場所に出動 しなければならない。	初動要員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに <u>参集</u> 場所に <u>参集</u> しなければならない。	
	(1) 第5の規定により 出動 を命じられたとき。	(1) 第5の規定により <u>参集</u> を命じられたとき。	
	(2) 夜間、休日等において、震度5弱以上の地震が市内において発生したとき。	(2) 夜間、休日等において、震度5弱以上の地震が市内において発生したとき。	
	2 初動要員は、特別の事情により前項の規定による 出動 ができないときは、速やかに初動本部又は指定された初動支部の支部長に連絡しなければならない。	2 初動要員は、特別の事情により前項の規定による <u>参集</u> ができないときは、速やかに初動本部又は指定された初動支部の支部長に連絡しなければならない。	
	第7 支部長及び 初動要員の責務	第7 初動要員の責務	
	支部長は、 出動後速やかに避難広場を開設し 、初動要員に対し 担任 事務について必要な指示等を与える。	支部長は、 <u>他の</u> 初動要員に対し <u>担当</u> 事務について必要な指示等を与える。	
	2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を代理する。	2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を代理する。	
	3 初動要員は、 支部長の指示により、避難広場等において 迅速かつ適正に対応するものとする。	3 初動要員は、 <u>参集後速やかに避難広場を開放し、担当事務について</u> 迅速かつ適正に対応するものとする。	
	第8 災害対策本部への引継ぎ	第8 災害対策本部への引継ぎ	
	初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動態勢における 担任 事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。	初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動態勢における <u>担当</u> 事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。	
	第9 解除命令	第9 解除命令	
	市長は、緊急初動態勢の必要がなくなったと認められるときは、解除命令を出すものとする。	市長は、緊急初動態勢の必要がなくなったと認められるときは、解除命令を出すものとする。	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																							
	2 支部長は、前項に規定する解除命令が出されたときは、 初動要員に対し、解散を命じるとともに、避難広場を閉鎖し、初動本部へ活動状況を報告する。	2 支部長は、前項に規定する解除命令が出されたときは、 <u>初動本部へ活動状況を報告し、初動支部を解散する。</u>																																																																																								
21	附 則（令和2年2月1日）	附 則（令和2年2月1日）																																																																																								
	この要綱は、令和2年2月1日から施行する。	この要綱は、令和2年2月1日から施行する。																																																																																								
		<u>附 則（令和3年10月1日）</u>																																																																																								
		<u>この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</u>																																																																																								
22	別表（第3関係）	別表（第3関係）																																																																																								
	緊急初動態勢	緊急初動態勢																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>出勤場所</th> <th>緊急初動態勢の要員</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動本部</td> <td>防災センター</td> <td>危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員</td> <td>(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">初動支部</td> <td>田無小初動支部</td> <td>田無小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷小初動支部</td> <td>保谷小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷第一小初動支部</td> <td>保谷第一小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷第二小初動支部</td> <td>保谷第二小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>谷戸小初動支部</td> <td>谷戸小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>東伏見小初動支部</td> <td>東伏見小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>中原小初動支部</td> <td>中原小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>向台小初動支部</td> <td>向台小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>碧山小初動支部</td> <td>碧山小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>芝久保小初動支部</td> <td>芝久保小学校</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	出勤場所	緊急初動態勢の要員	担当事務	初動本部	防災センター	危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。	初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人	保谷小初動支部	保谷小学校	5人	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人	谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人	東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人	中原小初動支部	中原小学校	5人	向台小初動支部	向台小学校	5人	碧山小初動支部	碧山小学校	5人	芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>参集場所</th> <th>緊急初動態勢の要員</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動本部</td> <td>防災センター</td> <td>危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員</td> <td>(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">初動支部</td> <td>田無小初動支部</td> <td>田無小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷小初動支部</td> <td>保谷小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷第一小初動支部</td> <td>保谷第一小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>保谷第二小初動支部</td> <td>保谷第二小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>谷戸小初動支部</td> <td>谷戸小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>東伏見小初動支部</td> <td>東伏見小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>中原小初動支部</td> <td>中原小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>向台小初動支部</td> <td>向台小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>碧山小初動支部</td> <td>碧山小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>芝久保小初動支部</td> <td>芝久保小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>栄小初動支部</td> <td>栄小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>谷戸第二小初動支部</td> <td>谷戸第二小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>東小初動支部</td> <td>東小学校</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	参集場所	緊急初動態勢の要員	担当事務	初動本部	防災センター	危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。	初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人	保谷小初動支部	保谷小学校	5人	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人	谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人	東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人	中原小初動支部	中原小学校	5人	向台小初動支部	向台小学校	5人	碧山小初動支部	碧山小学校	5人	芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人	栄小初動支部	栄小学校	5人	谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人	東小初動支部	東小学校	5人	
組織名	出勤場所	緊急初動態勢の要員	担当事務																																																																																							
初動本部	防災センター	危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。																																																																																							
初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人																																																																																							
	保谷小初動支部	保谷小学校	5人																																																																																							
	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人																																																																																							
	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人																																																																																							
	谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人																																																																																							
	東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人																																																																																							
	中原小初動支部	中原小学校	5人																																																																																							
	向台小初動支部	向台小学校	5人																																																																																							
	碧山小初動支部	碧山小学校	5人																																																																																							
	芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人																																																																																							
組織名	参集場所	緊急初動態勢の要員	担当事務																																																																																							
初動本部	防災センター	危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。																																																																																							
初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人																																																																																							
	保谷小初動支部	保谷小学校	5人																																																																																							
	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人																																																																																							
	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人																																																																																							
	谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人																																																																																							
	東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人																																																																																							
	中原小初動支部	中原小学校	5人																																																																																							
	向台小初動支部	向台小学校	5人																																																																																							
	碧山小初動支部	碧山小学校	5人																																																																																							
	芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人																																																																																							
栄小初動支部	栄小学校	5人																																																																																								
谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人																																																																																								
東小初動支部	東小学校	5人																																																																																								

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																													
	<table border="1"> <tr><td>栄小初動支部</td><td>栄小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>谷戸第二小初動支部</td><td>谷戸第二小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>東小初動支部</td><td>東小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>柳沢小初動支部</td><td>柳沢小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>上向台小初動支部</td><td>上向台小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>本町小初動支部</td><td>本町小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>住吉小初動支部</td><td>住吉小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>けやき小初動支部</td><td>けやき小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第一中初動支部</td><td>田無第一中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>保谷中初動支部</td><td>保谷中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第二中初動支部</td><td>田無第二中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>ひばりが丘中初動支部</td><td>ひばりが丘中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第三中初動支部</td><td>田無第三中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>青嵐中初動支部</td><td>青嵐中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>柳沢中初動支部</td><td>柳沢中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第四中初動支部</td><td>田無第四中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>明保中初動支部</td><td>明保中学校</td><td>5人</td></tr> </table>	栄小初動支部	栄小学校	5人	谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人	東小初動支部	東小学校	5人	柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人	上向台小初動支部	上向台小学校	5人	本町小初動支部	本町小学校	5人	住吉小初動支部	住吉小学校	5人	けやき小初動支部	けやき小学校	5人	田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人	保谷中初動支部	保谷中学校	5人	田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人	ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人	田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人	青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人	柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人	田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人	明保中初動支部	明保中学校	5人	<table border="1"> <tr><td>柳沢小初動支部</td><td>柳沢小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>上向台小初動支部</td><td>上向台小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>本町小初動支部</td><td>本町小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>住吉小初動支部</td><td>住吉小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>けやき小初動支部</td><td>けやき小学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第一中初動支部</td><td>田無第一中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>保谷中初動支部</td><td>保谷中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第二中初動支部</td><td>田無第二中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>ひばりが丘中初動支部</td><td>ひばりが丘中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第三中初動支部</td><td>田無第三中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>青嵐中初動支部</td><td>青嵐中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>柳沢中初動支部</td><td>柳沢中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>田無第四中初動支部</td><td>田無第四中学校</td><td>5人</td></tr> <tr><td>明保中初動支部</td><td>明保中学校</td><td>5人</td></tr> </table>	柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人	上向台小初動支部	上向台小学校	5人	本町小初動支部	本町小学校	5人	住吉小初動支部	住吉小学校	5人	けやき小初動支部	けやき小学校	5人	田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人	保谷中初動支部	保谷中学校	5人	田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人	ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人	田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人	青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人	柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人	田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人	明保中初動支部	明保中学校	5人	<p>673号教育長決裁) 第1に規定する避難所運営協議会及び自治会等と協力して、避難施設の開設準備を行うこと。 (4) その他市民の安全の確保を図るために必要な活動</p>
栄小初動支部	栄小学校	5人																																																																																														
谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人																																																																																														
東小初動支部	東小学校	5人																																																																																														
柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人																																																																																														
上向台小初動支部	上向台小学校	5人																																																																																														
本町小初動支部	本町小学校	5人																																																																																														
住吉小初動支部	住吉小学校	5人																																																																																														
けやき小初動支部	けやき小学校	5人																																																																																														
田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人																																																																																														
保谷中初動支部	保谷中学校	5人																																																																																														
田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人																																																																																														
ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人																																																																																														
田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人																																																																																														
青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人																																																																																														
柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人																																																																																														
田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人																																																																																														
明保中初動支部	明保中学校	5人																																																																																														
柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人																																																																																														
上向台小初動支部	上向台小学校	5人																																																																																														
本町小初動支部	本町小学校	5人																																																																																														
住吉小初動支部	住吉小学校	5人																																																																																														
けやき小初動支部	けやき小学校	5人																																																																																														
田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人																																																																																														
保谷中初動支部	保谷中学校	5人																																																																																														
田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人																																																																																														
ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人																																																																																														
田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人																																																																																														
青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人																																																																																														
柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人																																																																																														
田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人																																																																																														
明保中初動支部	明保中学校	5人																																																																																														
24	25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程	25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程																																																																																														
	平成13年1月21日訓令第37号	平成13年1月21日訓令第37号																																																																																														
	(平成13年1月21日 訓令第37号・改正 平成19年6月29日 訓令第18号 平成21年3月23日訓令第2号 平成22年3月31日訓令第7号 平成23年3月1日訓令第1号 平成25年5月17日訓令第3号 平成27年3月31日 訓令第5号 平成27年4月30日 訓令第15号 令和2年1月31日 訓令第11号 令和3年4月1日 訓令第4号)	(平成13年1月21日 訓令第37号・改正 平成19年6月29日 訓令第18号 平成21年3月23日訓令第2号 平成22年3月31日訓令第7号 平成23年3月1日訓令第1号 平成25年5月17日訓令第3号 平成27年3月31日 訓令第5号 平成27年4月30日 訓令第15号 令和2年1月31日 訓令第11号 令和3年4月1日 訓令第4号 <u>令和4年3月31日 訓令第2号 令和4年6月30日 訓令第5号 令和5年4月2日 訓令第5号</u>)																																																																																														
	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																																																														
	(5) 移動系基地局 移動系陸上移動局を通信の相手方として、市内に設置する移動しない無線局をいう。																																																																																															
	(6) 移動系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する携帯型の無線局をいう。																																																																																															
	(7) 地域防災系統制局 地域防災無線網を統括する無線局であって、地域防災系一般局及び地域防災系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。	(5) 地域防災系統制局 地域防災無線網を統括する無線局であって、地域防災系一般局及び地域防災系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。																																																																																														
	(8) 地域防災系中継局 地域防災系一般局相互間及び地域防災系陸上移動局相互間等の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。																																																																																															

Page	旧文書	新文書	備考
	(9) 地域防災系一般局 市の施設及び警察署、消防署等に設置した無線局をいう。	(6) 地域防災系一般局 市の施設及び警察署、消防署等に設置した無線局をいう。	
	(10) 地域防災系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。	(7) 地域防災系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。	
	(11) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。	(8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。	
	(防災行政用無線局の回線構成)	(防災行政用無線局の回線構成)	
	第3条 防災行政用無線局の回線構成及び配置等は、 別表第1から別表第4まで のとおりとする。	第3条 防災行政用無線局の回線構成及び配置等は、 <u>別表第1、別表第2及び別表第4</u> のとおりとする。	
	(職員)	(職員)	
25	第7条 通信取扱責任者は、同報系親局、 移動系基地局 及び地域防災系統制局に置く。	第7条 通信取扱責任者は、同報系親局及び地域防災系統制局に置く。	
	第8条 管理者は、同報系親局、 移動系基地局 及び地域防災系統制局の通信操作を行う部署に置く。	第8条 管理者は、同報系親局及び地域防災系統制局の通信操作を行う部署に置く。	
	第11条 管理責任者は、次に掲げるものを管理し、及び保管する。	第11条 管理責任者は、次に掲げるものを管理し、及び保管する。	
	(1) 無線局の免許状	(1) 無線局の免許状	
	(2) 無線局の免許申請書等の副本	(2) 無線局の免許申請書等の副本	
	(3) 電波法令集	(3) 電波法令集	
	(4) 無線検査簿	(4) 無線検査簿	
	(5) 無線業務日誌(様式第2号)	(5) 無線 <u>通報記録</u>	
	(6) 無線従事者選(解)任届(様式第3号)	(6) 無線従事者選(解)任届(様式第2号)	
	(7) その他関連書類	(7) その他関連書類	
	(無線 <u>業務日誌</u>)	(無線 <u>通報記録</u>)	
26	第12条 無線従事者は、 無線業務日誌を毎日作成し、管理責任者の査閲を受けるものとする。	第12条 無線従事者は、 <u>無線通報記録について、通報後2年間、電磁的記録媒体に保管し、必要に応じて管理責任者の査閲を受けられるように適切に管理するものとする。</u>	
27	附 則(令和2年1月31日訓令第11号)	附 則(令和2年1月31日訓令第11号)	
	この訓令は、令和2年2月1日から施行する。	この訓令は、令和2年2月1日から施行する。	
	附 則(令和3年4月1日訓令第4号)	附 則(令和3年3月31日訓令第4号)	
	この訓令は、令和3年4月1日から施行する。	この訓令は、令和3年4月1日から施行する。	
		<u>附 則(令和4年3月31日訓令第2号)</u>	
		<u>この訓令は、令和4年4月1日から施行する。</u>	
		<u>附 則(令和4年6月30日訓令第5号)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考																						
		<u>この訓令は、令和4年7月1日から施行する。</u>																							
		<u>附 則（令和5年4月2日訓令第5号）</u>																							
		<u>この訓令は、公布の日から施行する。</u>																							
28	別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																							
	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																							
	西東京市防災行政用無線局（同報系）配置場所	西東京市防災行政用無線局（同報系）配置場所																							
28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>管理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系親局</td> <td>西東京市防災センター</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同報系子局（屋外拡声子局）</td> <td>下保谷福祉会館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	管理番号	同報系親局	西東京市防災センター	100	同報系子局（屋外拡声子局）	下保谷福祉会館	1	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>管理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系親局</td> <td>西東京市防災センター</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同報系子局（屋外拡声子局）</td> <td>下保谷福祉会館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	管理番号	同報系親局	西東京市防災センター	100	同報系子局（屋外拡声子局）	下保谷福祉会館	1	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2	
種別	配置場所	管理番号																							
同報系親局	西東京市防災センター	100																							
同報系子局（屋外拡声子局）	下保谷福祉会館	1																							
	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2																							
種別	配置場所	管理番号																							
同報系親局	西東京市防災センター	100																							
同報系子局（屋外拡声子局）	下保谷福祉会館	1																							
	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2																							

Page	旧文書	新文書	備考											
29	西東京市北町五丁目北町2号水源	3	西東京市北町五丁目北町2号水源	3										
	西東京市立青嵐中学校	4	西東京市立青嵐中学校	4										
	北町ふれあい広場	5	北町ふれあい広場	5										
	西東京市立保谷第一小学校	6	西東京市立保谷第一小学校	6										
	西東京市立栄小学校	7	西東京市立栄小学校	7										
	西東京市ひばりが丘北三丁目路上	8	西東京市ひばりが丘北三丁目路上	8										
	西東京市立すみよし保育園	9	西東京市立すみよし保育園	9										
	西東京市立住吉小学校	10	西東京市立住吉小学校	10										
	文理台公園	11	文理台公園	11										
	西東京市立東小学校	12	西東京市立東小学校	12										
	西東京市泉町三丁目地内	13	泉小わくわく公園	13										
	西東京市立ひばりが丘中学校	14	住吉町上宿公園	14										
	西東京市立谷戸小学校	15	西東京市立谷戸小学校	15										
	西東京市谷戸町三丁目長谷川ビル屋上	16	西東京市谷戸町三丁目長谷川ビル屋上	16										
	西東京市ひばりが丘一丁目路上	17	西東京市ひばりが丘一丁目路上	17										
	西東京市立中原小学校	18	西東京市立中原小学校	18										
	西東京市立すみよし保育園	19	社会福祉法人たつの子の会西東京みどり保育園	19										
	(略)		(略)											
	30	下保谷ポンプ場	75	下保谷ポンプ場	75									
西東京市ひばりが丘三丁目地内		76	西東京市立ひばりが丘中学校	76										
31	別表第3 (第3条関係)	別表第3 <u>削除</u>												
	西東京市防災行政用無線局(移動系)配置場所													
	-													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>呼出番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動系基地局</td> <td>西東京市防災センター事務室</td> <td>ぼうさい にしとうきょう</td> </tr> <tr> <td>移動系基地局 遠隔制御器</td> <td>西東京市防災センター防災情 報室</td> <td>ぼうさい にしとうきょう</td> </tr> <tr> <td>移動系陸上移動局 (携帯型)</td> <td>西東京市防災センター防災情 報室</td> <td>にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	呼出番号	移動系基地局	西東京市防災センター事務室	ぼうさい にしとうきょう	移動系基地局 遠隔制御器	西東京市防災センター防災情 報室	ぼうさい にしとうきょう	移動系陸上移動局 (携帯型)	西東京市防災センター防災情 報室	にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で	
種別	配置場所	呼出番号												
移動系基地局	西東京市防災センター事務室	ぼうさい にしとうきょう												
移動系基地局 遠隔制御器	西東京市防災センター防災情 報室	ぼうさい にしとうきょう												
移動系陸上移動局 (携帯型)	西東京市防災センター防災情 報室	にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で												
31	別表第4 (第3条関係)	別表第4 (第3条関係)												

Page	旧文書			新文書			備考
	西東京市防災行政用無線局（地域防災系）配置場所			西東京市防災行政用無線局（地域防災系）配置場所			
31	種別	配置場所	呼出番号	種別	配置場所	呼出番号	
	地域防災系統制局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100	地域防災系統制局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100	
	遠隔制御器	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	701	遠隔制御器	<u>西東京市防災センター警備室</u>	<u>701</u>	
		西東京市防災センター防災情報室	702及び703		西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	<u>702</u>	
		西東京市防災センター災害対策本部	704		西東京市防災センター防災情報室	<u>703</u>	
		都市基盤部道路課	705		西東京市防災センター災害対策本部	704	
		都市基盤部下水道課	706		都市基盤部道路課	705	
		西東京市防災センター 1階	707		都市基盤部下水道課	706	
		みどり環境部みどり公園課	708		西東京市防災センター無線設備電源設備室	707	
		健康福祉部健康課	709		<u>西東京市防災センター関係機関連絡室</u>	708	
	地域防災系一般局 (半固定型)	西東京市防災センター防災情報室	103、151、 161及び553	地域防災系一般局 (半固定型)	健康福祉部健康課	709	
		警視庁田無警察署	110		<u>西東京市役所田無庁舎宿直室</u>	<u>711# 5</u>	
		(略)			<u>企画部秘書広報課秘書係</u>	<u>712# 5</u>	
		西東京市立栄小学校	211		西東京市防災センター防災情報室	103、151及び161	
		子育て支援部保育課	212		警視庁田無警察署	110	
		西東京市立谷戸第二小学校	213		(略)		
		(略)			西東京市立栄小学校	211	
		西東京市立こまどり保育園	305		子育て支援部 幼児教育 ・保育課	212	
		西東京市立 みどり 保育園	306		西東京市立谷戸第二小学校	213	
		西東京市立芝久保保育園	307		(略)		
		西東京市立すみよし保育園	308		西東京市立こまどり保育園	305	
		西東京市立なかまち保育園	309		<u>社会福祉法人たつの子の会</u> 西東京みどり保育園	306	
		西東京市立ひがし保育園	310		西東京市立芝久保保育園	307	
		西東京市立やぎさわ保育園	312		西東京市立すみよし保育園	308	
		(略)			西東京市立なかまち保育園	309	
	西東京市コール田無	425	西東京市立ひがし保育園	310			
	健康福祉部障害福祉課	426	<u>社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園</u>	<u>311</u>			
	西東京市総合体育館	427	西東京市立やぎさわ保育園	312			
	(略)		(略)				
	企画部秘書広報課	712	西東京市コール田無	425			
	地域防災系陸上移動局 (車載兼可搬型)	公用車・総務部危機管理課	660	西東京市総合体育館	427		
	(略)		(略)				
	西東京市消防団第12分団ポンプ車	682	企画部秘書広報課	712			
34	地域防災系陸上移動局	総務部危機管理課	801から810まで、823から 851 まで及び870か	健康福祉部障害福祉課	713		
	地域防災系陸上移動局	公用車・総務部危機管理課	660	地域防災系陸上移動局	公用車・総務部危機管理課	660	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																						
35	<table border="1"> <tr> <td>(携帯型)</td> <td></td> <td>ら889まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西東京市消防団第1分団</td> <td>811</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西東京市消防団第12分団</td> <td>822</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西東京市ひばりが丘図書館</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市基盤部道路課</td> <td>856から858まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みどり環境部ごみ減量推進課</td> <td>859から861まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市基盤部下水道課</td> <td>862から864まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みどり環境部みどり公園課</td> <td>898から900まで</td> </tr> </table>	(携帯型)		ら889まで		西東京市消防団第1分団	811		(略)			西東京市消防団第12分団	822		西東京市ひばりが丘図書館	852		都市基盤部道路課	856から858まで		みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで		都市基盤部下水道課	862から864まで		みどり環境部みどり公園課	898から900まで	<table border="1"> <tr> <td>(車載兼可搬型)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西東京市消防団第12分団ポンプ車</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域防災系陸上移動局 (携帯型)</td> <td>総務部危機管理課</td> <td>801から810まで、823から850まで及び870から889まで</td> </tr> <tr> <td>西東京市消防団第1分団</td> <td>811</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西東京市消防団第12分団</td> <td>822</td> </tr> <tr> <td>小金井公園</td> <td>851</td> </tr> <tr> <td>西東京市ひばりが丘図書館</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>都市基盤部道路課</td> <td>856から858まで</td> </tr> <tr> <td>みどり環境部ごみ減量推進課</td> <td>859から861まで</td> </tr> <tr> <td>都市基盤部下水道課</td> <td>862から864まで</td> </tr> <tr> <td>みどり環境部みどり公園課</td> <td>898から900まで</td> </tr> </table>	(車載兼可搬型)	(略)			西東京市消防団第12分団ポンプ車	682	地域防災系陸上移動局 (携帯型)	総務部危機管理課	801から810まで、823から850まで及び870から889まで	西東京市消防団第1分団	811	(略)		西東京市消防団第12分団	822	小金井公園	851	西東京市ひばりが丘図書館	852	都市基盤部道路課	856から858まで	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで	都市基盤部下水道課	862から864まで	みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																	
(携帯型)		ら889まで																																																																																							
	西東京市消防団第1分団	811																																																																																							
	(略)																																																																																								
	西東京市消防団第12分団	822																																																																																							
	西東京市ひばりが丘図書館	852																																																																																							
	都市基盤部道路課	856から858まで																																																																																							
	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで																																																																																							
	都市基盤部下水道課	862から864まで																																																																																							
	みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																																																																							
(車載兼可搬型)	(略)																																																																																								
	西東京市消防団第12分団ポンプ車	682																																																																																							
地域防災系陸上移動局 (携帯型)	総務部危機管理課	801から810まで、823から850まで及び870から889まで																																																																																							
	西東京市消防団第1分団	811																																																																																							
	(略)																																																																																								
	西東京市消防団第12分団	822																																																																																							
	小金井公園	851																																																																																							
	西東京市ひばりが丘図書館	852																																																																																							
	都市基盤部道路課	856から858まで																																																																																							
	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで																																																																																							
	都市基盤部下水道課	862から864まで																																																																																							
	みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																																																																							
36	26 放送要請協定機関	26 放送要請協定機関																																																																																							
	【都における放送要請協定機関】	【都における放送要請協定機関】																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送機関</th> <th colspan="3">チャンネル・周波数</th> </tr> <tr> <th>テレビ</th> <th>ラジオ</th> <th>B S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>地上デジタル1・2ch</td> <td>ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz</td> <td>BS1・2</td> </tr> <tr> <td>TBSテレビ</td> <td>地上デジタル6ch</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文化放送</td> <td>—</td> <td>1134KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニッポン放送</td> <td>—</td> <td>1242KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラジオ日本</td> <td>—</td> <td>1422KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エフエム東京</td> <td>—</td> <td>80.0MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>J-WAVE</td> <td>—</td> <td>81.3MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>InterFM</td> <td>—</td> <td>89.7MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	チャンネル・周波数			テレビ	ラジオ	B S	日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz	BS1・2	TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—	文化放送	—	1134KHz	—	ニッポン放送	—	1242KHz	—	ラジオ日本	—	1422KHz	—	エフエム東京	—	80.0MHz	—	J-WAVE	—	81.3MHz	—	InterFM	—	89.7MHz	—		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送機関</th> <th colspan="3">チャンネル・周波数</th> </tr> <tr> <th>テレビ</th> <th>ラジオ</th> <th>B S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>地上デジタル1・2ch</td> <td>ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u></td> <td>BS1・2</td> </tr> <tr> <td>TBSテレビ</td> <td>地上デジタル6ch</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文化放送</td> <td>—</td> <td>1134KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニッポン放送</td> <td>—</td> <td>1242KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラジオ日本</td> <td>—</td> <td>1422KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エフエム東京</td> <td>—</td> <td>80.0MHz・<u>86.6MHz</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>J-WAVE</td> <td>—</td> <td>81.3MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>InterFM</td> <td>—</td> <td>89.7MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	チャンネル・周波数			テレビ	ラジオ	B S	日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u>	BS1・2	TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—	文化放送	—	1134KHz	—	ニッポン放送	—	1242KHz	—	ラジオ日本	—	1422KHz	—	エフエム東京	—	80.0MHz・ <u>86.6MHz</u>	—	J-WAVE	—	81.3MHz	—	InterFM	—	89.7MHz	—		(略)			
放送機関	チャンネル・周波数																																																																																								
	テレビ	ラジオ	B S																																																																																						
日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz	BS1・2																																																																																						
TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—																																																																																						
文化放送	—	1134KHz	—																																																																																						
ニッポン放送	—	1242KHz	—																																																																																						
ラジオ日本	—	1422KHz	—																																																																																						
エフエム東京	—	80.0MHz	—																																																																																						
J-WAVE	—	81.3MHz	—																																																																																						
InterFM	—	89.7MHz	—																																																																																						
	(略)																																																																																								
放送機関	チャンネル・周波数																																																																																								
	テレビ	ラジオ	B S																																																																																						
日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u>	BS1・2																																																																																						
TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—																																																																																						
文化放送	—	1134KHz	—																																																																																						
ニッポン放送	—	1242KHz	—																																																																																						
ラジオ日本	—	1422KHz	—																																																																																						
エフエム東京	—	80.0MHz・ <u>86.6MHz</u>	—																																																																																						
J-WAVE	—	81.3MHz	—																																																																																						
InterFM	—	89.7MHz	—																																																																																						
	(略)																																																																																								
37	27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況	27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況																																																																																							
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>内容</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災害用救急医療資器材 (7点セット)</td> <td rowspan="5">6</td> <td>蘇生セット</td> <td rowspan="5">防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校</td> </tr> <tr> <td>創傷セット</td> </tr> <tr> <td>熱傷セット</td> </tr> <tr> <td>骨折セット1号</td> </tr> <tr> <td>骨折セット2号</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	内容	備蓄場所	災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校	創傷セット	熱傷セット	骨折セット1号	骨折セット2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>内容</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災害用救急医療資器材 (7点セット)</td> <td rowspan="5">6</td> <td>蘇生セット</td> <td rowspan="5">防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u></td> </tr> <tr> <td>創傷セット</td> </tr> <tr> <td>熱傷セット</td> </tr> <tr> <td>骨折セット1号</td> </tr> <tr> <td>骨折セット2号</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	内容	備蓄場所	災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u>	創傷セット	熱傷セット	骨折セット1号	骨折セット2号																																																															
品名	数量	内容	備蓄場所																																																																																						
災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校																																																																																						
		創傷セット																																																																																							
		熱傷セット																																																																																							
		骨折セット1号																																																																																							
		骨折セット2号																																																																																							
品名	数量	内容	備蓄場所																																																																																						
災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u>																																																																																						
		創傷セット																																																																																							
		熱傷セット																																																																																							
		骨折セット1号																																																																																							
		骨折セット2号																																																																																							

Page	旧文書				新文書				備考
			骨折セット 3号				骨折セット 3号		田無第一中学校
			輸血・輸液セット 1号				輸血・輸液セット 1号		田無第四中学校
			輸血・輸液セット 2号				輸血・輸液セット 2号		
			緊急医薬品セット				緊急医薬品セット		
			雑品セット				雑品セット		
	避難者用救急医療セット	27		小学校及び中学校					小学校及び中学校
					避難者用救急医療セット	29			防災センター 田無庁舎

38	28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
----	---------------------	---------------------

	(令和3年9月現在)	(令和6年1月現在)
--	------------	------------

	凡例 「○」:適 「-」不適	凡例 「○」:適 「-」不適
--	----------------	----------------

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主避難所	一時滞在施設	浸水深 (m) ※10
			大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9			
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	○ (広域) ※1	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	○ (広域)	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
3	都立東伏見公園	東伏見 1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-
4	文理台公園	東町 1-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
5	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-
6	都立小金井公園	向台町 6-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-
7	田無小学校	田無町 4-5-21	-	○ (広場) ※2	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
8	南町調節池	南町 1-3	-	⊖ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	0.5-1.0
9	柳沢小学校	南町 2-12-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
10	田無第一中学校	南町 6-9-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-
11	田無第三中学校	西原町 3-4-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
12	西原自然公園	西原町 4-5	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
13	日本文華学園	西原町 4-5-85	-	○ (広場)	-	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.5-1.0
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	○	-	0.1-0.5
15	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-
16	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
17	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	-
18	田無第二中学校	北原町 2-9-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5

Page	旧文書	新文書	備考											
39	1 9 9	東京都立田無工業 高等学校	向台町 1- 9-1	—	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	—	—	—	—	0.1- 0.5	
	2 0	向台小学校	向台町 2- 1-1	—	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	—	—	○	—	0.1- 0.5	
	(略)													
	3 2	保谷第二小学校	柳沢 4-2- 11	—	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	—	—	—	—	0.1- 0.5	
	3 3	三菱UFJ銀行武蔵 野運動場	柳沢 4-4	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1- 0.5	
	3 4	早稲田大学東伏見 キャンパス東伏見 総合グラウンド	東伏見 2-7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	1.0- 2.0	
41	(略)													
8 8	泉小わくわく公園	泉町 3-6、 7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5- 1.0	
42	箇所数		6	50	26	30	32	29	2	7 ※11	8	—		
	箇所数		6	49	26	30	32	29	2	7 ※11	8	—		
52	31 大震災時における交通規制図		31 大震災時における交通規制図											

Page	旧文書	新文書	備考																																																								
53	33 緊急通行車両の確認	33 緊急通行車両の確認																																																									
	<table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両の種別</td> <td> 1 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの 10 協定を締結した新聞社等の緊急取材に使用されるもの (略) </td> </tr> </table>	緊急通行車両の種別	1 警報の発令及び伝達並びに避難 勧告 又は指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救 護 、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の 点検 、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他 保健衛生 に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の 防止並びに軽減を図るため の措置に使用されるもの 10 協定を締結した 新聞社等 の緊急取材に使用されるもの (略)	<table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両の種別</td> <td> 1 災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの 10 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等が使用するもの (略) </td> </tr> </table>	緊急通行車両の種別	1 災害発生 の警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救 護 、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの 6 廃棄物の処理及び 清掃、防疫その他の 生活環境の保全及び公衆衛生 に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の 防止のため の措置に使用されるもの 10 指定行政機関等と災害時の協定・契約 を締結した 企業・団体等 が使用するもの (略)																																																					
緊急通行車両の種別	1 警報の発令及び伝達並びに避難 勧告 又は指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救 護 、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の 点検 、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他 保健衛生 に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の 防止並びに軽減を図るため の措置に使用されるもの 10 協定を締結した 新聞社等 の緊急取材に使用されるもの (略)																																																										
緊急通行車両の種別	1 災害発生 の警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救 護 、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの 6 廃棄物の処理及び 清掃、防疫その他の 生活環境の保全及び公衆衛生 に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防御又は拡大の 防止のため の措置に使用されるもの 10 指定行政機関等と災害時の協定・契約 を締結した 企業・団体等 が使用するもの (略)																																																										
55	35 市の施設に設置された受水槽	35 市の施設に設置された受水槽																																																									
	(令和 3 年 9 月現在)	(令和 6 年 1 月現在)																																																									
	(略)	(略)																																																									
56	36 災害対策用受水槽協定一覧	36 災害対策用受水槽協定一覧																																																									
	(令和 3 年 4 月現在)	(令和 6 年 1 月現在)																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>管理者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株 イ ン テ ー ジ</td> <td>谷戸町 2-14-11</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>学 校 法 人 日 本 文 華 学 園</td> <td>西原町 4-5-85</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>シチズンホールディングス(株)東京事業所</td> <td>田無町 6-1-12</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>日本郵便株式会社西東京郵便局</td> <td>田無町 3-2-2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>住友重機械工業(株)田無製造所</td> <td>谷戸町 2-1-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東京みらい農業協同組合</td> <td>田無町 5-10-1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	管理者	所在地	1	株 イ ン テ ー ジ	谷戸町 2-14-11	2	学 校 法 人 日 本 文 華 学 園	西原町 4-5-85	3	シチズンホールディングス(株)東京事業所	田無町 6-1-12	4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町 3-2-2	5	住友重機械工業(株)田無製造所	谷戸町 2-1-1	6	東京みらい農業協同組合	田無町 5-10-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>管理者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株 イ ン テ ー ジ</td> <td>谷戸町 2-14-11</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>学 校 法 人 日 本 文 華 学 園</td> <td>西原町 4-5-85</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>シチズンホールディングス(株)東京事業所</td> <td>田無町 6-1-12</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>日本郵便株式会社西東京郵便局</td> <td>田無町 3-2-2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>住友重機械工業(株)田無製造所</td> <td>谷戸町 2-1-1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	管理者	所在地	1	株 イ ン テ ー ジ	谷戸町 2-14-11	2	学 校 法 人 日 本 文 華 学 園	西原町 4-5-85	3	シチズンホールディングス(株)東京事業所	田無町 6-1-12	4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町 3-2-2	5	住友重機械工業(株)田無製造所	谷戸町 2-1-1																		
番号	管理者	所在地																																																									
1	株 イ ン テ ー ジ	谷戸町 2-14-11																																																									
2	学 校 法 人 日 本 文 華 学 園	西原町 4-5-85																																																									
3	シチズンホールディングス(株)東京事業所	田無町 6-1-12																																																									
4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町 3-2-2																																																									
5	住友重機械工業(株)田無製造所	谷戸町 2-1-1																																																									
6	東京みらい農業協同組合	田無町 5-10-1																																																									
番号	管理者	所在地																																																									
1	株 イ ン テ ー ジ	谷戸町 2-14-11																																																									
2	学 校 法 人 日 本 文 華 学 園	西原町 4-5-85																																																									
3	シチズンホールディングス(株)東京事業所	田無町 6-1-12																																																									
4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町 3-2-2																																																									
5	住友重機械工業(株)田無製造所	谷戸町 2-1-1																																																									
	37 応急給水資器材配置・使用場所一覧	37 応急給水資器材配置・使用場所一覧																																																									
	(令和 3 年 9 月現在)	(令和 6 年 1 月現在)																																																									
	(略)	(略)																																																									
59	39 震災用井戸一覧	39 震災用井戸一覧																																																									
	(2) 民間保有分 ※敬称略	(2) 民間保有分 ※敬称略																																																									
59	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>管理番号</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>西東京市田無町 2-21-18</td> <td>影山一富司夫</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>西東京市田無町 3-7-4</td> <td>(宗) 田無神社</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>西東京市田無町 4-6-11</td> <td>泉田 剛志</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7</td> <td>西東京市田無町 6-9-1</td> <td>前田 日出子</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10</td> <td>西東京市南町 1-12-22</td> <td>新井 鉄夫</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>15</td> <td>西東京市南町 2-9-18</td> <td>新井一研一</td> </tr> </tbody> </table>	番号	管理番号	所在地	管理者	1	2	西東京市田無町 2-21-18	影山一富司夫	2	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社	3	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志	4	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子	5	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫	6	15	西東京市南町 2-9-18	新井一研一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>管理番号</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>西東京市田無町 3-7-4</td> <td>(宗) 田無神社</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>西東京市田無町 4-6-11</td> <td>泉田 剛志</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td>西東京市田無町 6-9-1</td> <td>前田 日出子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>10</td> <td>西東京市南町 1-12-22</td> <td>新井 鉄夫</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>15</td> <td>西東京市南町 2-9-18</td> <td>新井 武嗣</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>16</td> <td>西東京市南町 2-12-11</td> <td>竹本 博</td> </tr> </tbody> </table>	番号	管理番号	所在地	管理者	1	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社	2	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志	3	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子	4	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫	5	15	西東京市南町 2-9-18	新井 武嗣	6	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博	
番号	管理番号	所在地	管理者																																																								
1	2	西東京市田無町 2-21-18	影山一富司夫																																																								
2	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社																																																								
3	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志																																																								
4	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子																																																								
5	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫																																																								
6	15	西東京市南町 2-9-18	新井一研一																																																								
番号	管理番号	所在地	管理者																																																								
1	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社																																																								
2	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志																																																								
3	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子																																																								
4	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫																																																								
5	15	西東京市南町 2-9-18	新井 武嗣																																																								
6	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博																																																								

Page	旧文書				新文書				備考
60	7	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博	<u>7</u>	17	西東京市南町 3-13-14	山本 夷正	
	8	17	西東京市南町 3-13-14	山本 夷正	<u>8</u>	20	西東京市南町 3-17-11	村山 仁	
	9	20	西東京市南町 3-17-11	村山 仁	<u>9</u>	22	西東京市南町 3-18-14	<u>矢夕崎 宏行</u>	
	10	22	西東京市南町 3-18-14	矢夕崎 佐市	<u>10</u>	23	西東京市南町 4-13-9	小峰 幸治	
	11	23	西東京市南町 4-13-9	小峰 幸治	<u>11</u>	24	西東京市南町 5-9-17	濱野 進	
	12	24	西東京市南町 5-9-17	濱野 進	<u>12</u>	25	西東京市南町 5-9-29	私市 源三郎	
	13	25	西東京市南町 5-9-29	私市 源三郎	<u>13</u>	26	西東京市南町 <u>5-29-20</u>	新倉 健治	
	14	26	西東京市南町 6-2-10	新倉 健治	<u>14</u>	27	西東京市南町 6-3-21	田中 信子	
	15	27	西東京市南町 6-3-21	田中 信子	<u>15</u>	28	西東京市南町 6-3-41	中村 勇	
	16	28	西東京市南町 6-3-41	中村 勇	<u>16</u>	29	西東京市南町 6-5-52	大谷 辰夫	
	17	29	西東京市南町 6-5-52	大谷 辰夫	<u>17</u>	34	西東京市西原町 2-1-30	安田 勝治	
	18	34	西東京市西原町 2-1-30	安田 勝治	<u>18</u>	37	西東京市西原町 2-6-24	並木 善衛	
	19	35	西東京市西原町 2-1-46	海老沢 孫次	<u>19</u>	39	西東京市西原町 4-3-13	小泉 吉男	
	20	37	西東京市西原町 2-6-24	並木 善衛	<u>20</u>	41	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	21	38	西東京市西原町 3-8-18	河合 一雄	<u>21</u>	42	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	22	39	西東京市西原町 4-3-13	小泉 吉男	<u>22</u>	43	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	23	41	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場	<u>23</u>	44	西東京市緑町 1-2-2	尾林 晃	
	24	42	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場	<u>24</u>	45	西東京市緑町 2-20	緑町西原自治会	
	25	43	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場	<u>25</u>	46	西東京市緑町 3-4-8	神津 真人	
	26	44	西東京市緑町 1-2-2	尾林 晃	<u>26</u>	47	西東京市緑町 3-5-18	<u>野武 幸雄</u>	
	27	45	西東京市緑町 2-20	緑町西原自治会 代表 高橋 麗子	<u>27</u>	48	西東京市谷戸町 1-4-3	鈴木 信子	
	28	46	西東京市緑町 3-4-8	神津 真人	<u>28</u>	50	西東京市谷戸町 1-27-12	<u>下田 美知子</u>	
	29	47	西東京市緑町 3-5-18	野武 文雄	<u>29</u>	51	西東京市谷戸町 2-13-11	阿部 茂男	
	30	48	西東京市谷戸町 1-4-3	鈴木 信子	<u>30</u>	52	西東京市谷戸町 3-1-12	畠山 寿美子	
	31	50	西東京市谷戸町 1-27-12	下田 博	<u>31</u>	54	西東京市谷戸町 3-14-14	長谷川 多一	
	32	51	西東京市谷戸町 2-13-11	阿部 茂男	<u>32</u>	55	西東京市谷戸町 3-14-17	下田 善太郎	
	33	52	西東京市谷戸町 3-1-12	畠山 寿美子	<u>33</u>	56	西東京市谷戸町 <u>3-3112</u>	下田 善太郎	
	34	54	西東京市谷戸町 3-14-14	長谷川 多一	<u>34</u>	61	西東京市北原町 1-36-25	桑原 一実	
	35	55	西東京市谷戸町 3-14-17	下田 善太郎	<u>35</u>	64	西東京市北原町 3-3-37	西潟 克夫	
	36	56	西東京市谷戸町 3-13	下田 善太郎	<u>36</u>	67	西東京市北原町 3-6-1	海老沢 徳治	
	37	59	西東京市北原町 1-16-5	藤原 清	<u>37</u>	70	西東京市向台町 1-16-20	後藤 静子	
	38	61	西東京市北原町 1-36-25	桑原 一実	<u>38</u>	71	西東京市向台町 2-3-29	栗島 夕カ子	
	39	64	西東京市北原町 3-3-37	西潟 克夫	<u>39</u>	72	西東京市向台町 2-4-16	海老沢 誠一	
	40	67	西東京市北原町 3-6-1	海老沢 徳治	<u>40</u>	73	西東京市向台町 2-13-53	土方 元光	
	41	70	西東京市向台町 1-16-20	後藤 静子	<u>41</u>	74	西東京市向台町 2-13-57	土方 卯市	
	42	71	西東京市向台町 2-3-29	栗島 夕カ子	<u>42</u>	75	西東京市向台町 2-16-29	新井 浅浩	
	43	72	西東京市向台町 2-4-16	海老沢 誠一					

Page	旧文書			新文書			備考	
61	44	73	西東京市向台町 2-13-53	土方 元光	43	76	西東京市向台町 3-1-11	田無の会 たんぼぼ
	45	74	西東京市向台町 2-13-57	土方 卯市	44	78	西東京市向台町 3-2-19	新井 二三夫
	46	75	西東京市向台町 2-16-29	新井 浅浩	45	79	西東京市向台町 3-4-11	新井 広
	47	76	西東京市向台町 3-1-11	田無の会 たんぼぼ	46	81	西東京市向台町 4-14-6	尾林 長一
	48	78	西東京市向台町 3-2-19	新井 二三夫	47	82	西東京市向台町 4-17-6	<u>小峯 伸治</u>
	49	79	西東京市向台町 3-4-11	新井 広	48	83	西東京市向台町 5-5-12	岡部 恵美子
	50	81	西東京市向台町 4-14-6	尾林 長一	49	84	西東京市向台町 5-5-43	<u>土方 光</u>
	51	82	西東京市向台町 4-17-6	小峰 伸治	50	86	西東京市向台町 5-6-15	<u>野口 八重子</u>
	52	83	西東京市向台町 5-5-12	岡部 恵美子	51	89	西東京市向台町 6-4-14	<u>田倉 寿治</u>
	53	86	西東京市向台町 5-6-15	野口 勝之	52	90	西東京市向台町 6-11-14	小貫 博庸
	54	90	西東京市向台町 6-11-14	小貫 博庸	53	93	西東京市芝久保町 1-25-7	鈴木 俊子
	55	93	西東京市芝久保町 1-25-7	鈴木 俊子	54	94	西東京市芝久保町 3-4-2	<u>鶴野 重子</u>
	56	94	西東京市芝久保町 3-4-2	鶴野 勝司	55	98	西東京市芝久保町 2-18-2	内田 富行
	57	98	西東京市芝久保町 2-18-2	内田 富行	56	100	西東京市芝久保町 2-1-1	<u>相田 里香</u>
	58	99	西東京市芝久保町 2-21-21	藤田 英子	57	102	西東京市芝久保町 3-10-1	小池 洋子
	59	100	西東京市芝久保町 2-1-1	<u>相田 卓美</u>	58	107	西東京市芝久保町 5-1-8	濱野 智治
	60	101	西東京市芝久保町 3-5-55	大谷 光康	59	108	西東京市芝久保町 5-1-12	<u>濱野 祐次</u>
	61	102	西東京市芝久保町 3-10-1	小池 洋子	60	113	西東京市緑町 3-5-8	小林 靖
	62	104	西東京市芝久保町 4-4-4	村田 利夫	61	114	西東京市谷戸町 1-1-1	滝島 光男
	63	107	西東京市芝久保町 5-1-8	濱野 智治	62	116	西東京市向台町 4-10-16	小峯 浩一
	64	108	西東京市芝久保町 5-1-12	浜野 祐次	63	117	西東京市西原町 2-4	中野 恭一郎
	65	110	西東京市芝久保町 5-2-8	村田 利夫	64	118	西東京市南町 6-2-14	新倉 庄次郎
	66	111	西東京市田無町 2-19-7	飯塚 清貴	65	119	西東京市向台町 6-4-12	鈴木 一成
	67	113	西東京市緑町 3-5-8	小林 靖	66	202	西東京市新町 3-2-30	平井 富士子
	68	114	西東京市谷戸町 1-1-1	滝島 光男	67	203	西東京市新町 3-11-1	平井 政好
	69	116	西東京市向台町 4-10-16	小峯 浩一	68	205	西東京市新町 5-13-15	<u>櫻井 勇二</u>
	70	117	西東京市西原町 2-4	中野 恭一郎	69	206	西東京市新町 6-11-27	保谷 京子
	71	118	西東京市南町 6-2-14	新倉 庄次郎	70	207	西東京市柳沢 1-10-10	<u>脇坂 修弘</u>
	72	119	西東京市向台町 6-4-12	鈴木 一成	71	208	西東京市柳沢 1-10-13	<u>葛西 廣美</u>
	73	202	西東京市新町 3-2-30	平井 富士子	72	209	西東京市柳沢 3-1-19	<u>養田 光子</u>
	74	203	西東京市新町 3-11-1	平井 政好	73	211	西東京市柳沢 5-9-16	名古屋 幸子
	75	205	西東京市新町 5-13-15	桜井 勇二	74	213	西東京市東伏見 3-2-6	井口 忠雄
	76	206	西東京市新町 6-11-27	保谷 京子	75	214	西東京市東伏見 4-4-3	岩崎 榮一
	77	207	西東京市柳沢 1-10-10	脇坂 瑠美子	76	215	西東京市東伏見 4-8-11	篠宮 武男
	78	208	西東京市柳沢 1-10-13	佐藤 晴江	77	216	西東京市東伏見 5-1-18	金子 敏乃
	79	209	西東京市柳沢 3-1-19	養田 悦雄	78	217	西東京市東伏見 5-2-5	金子 国和
	80	210	西東京市柳沢 5-7-2	新田 登志	79	218	西東京市東伏見 6-8-12	岡山 桑太郎
					80	220	西東京市保谷町 1-19-11	瀧島 信夫

Page	旧文書				新文書				備考
62	81	211	西東京市柳沢 5-9-16	名古屋 幸子	<u>81</u>	221	西東京市保谷町 2-14-11	細田 修克	
	82	213	西東京市東伏見 3-2-6	井口 忠雄	<u>82</u>	223	西東京市保谷町 4-9	保谷団地自治会	
	83	214	西東京市東伏見 4-4-3	岩崎 榮一	<u>83</u>	225	西東京市保谷町 6-7-15	加藤 嘉宏	
	84	215	西東京市東伏見 4-8-11	篠宮 武男	<u>84</u>	228	西東京市富士町 2-2-23	北島 操	
	85	216	西東京市東伏見 5-1-18	金子 敏乃	<u>85</u>	230	西東京市富士町 4-10-3	小菅 英子	
	86	217	西東京市東伏見 5-2-5	金子 国和	<u>86</u>	235	西東京市中町 1-7-17	内田 文子	
	87	218	西東京市東伏見 6-8-12	岡山 条太郎	<u>87</u>	237	西東京市中町 2-2-24	<u>五十嵐 哲也</u>	
	88	220	西東京市保谷町 1-19-11	瀧島 信夫	<u>88</u>	238	西東京市中町 4-3-19	都築 貞夫	
	89	221	西東京市保谷町 2-14-11	細田 修克	<u>89</u>	240	西東京市中町 5-3-20	貫井 トミ	
	90	223	西東京市保谷町 4-9	保谷団地自治会 会長	<u>90</u>	244	西東京市東町 4-1-1	浜中 昇	
	91	225	西東京市保谷町 6-7-15	加藤 嘉宏	<u>91</u>	246	西東京市東町 5-9-27	高橋 秀夫	
	92	228	西東京市富士町 2-2-23	北島 操	<u>92</u>	248	西東京市泉町 1-2-16	下田 勇	
	93	230	西東京市富士町 4-10-3	小菅 英子	<u>93</u>	249	西東京市泉町 1-16-14	野口 幸尚	
	94	235	西東京市中町 1-7-17	内田 文子	<u>94</u>	250	西東京市泉町 5-1-12	下田 伸一	
	95	237	西東京市中町 2-2-24	五十嵐 淳子	<u>95</u>	251	西東京市泉町 6-1-18	<u>岩崎 隆信</u>	
	96	238	西東京市中町 4-3-19	都築 貞夫	<u>96</u>	253	西東京市住吉町 1-8-3	中村 良典	
	97	240	西東京市中町 5-3-20	貫井 トミ	<u>97</u>	254	西東京市住吉町 3-3-2	保谷 隆司	
	98	241	西東京市東町 1-3-9	星 則子	<u>98</u>	257	西東京市住吉町 6-6-4	保谷 昭子	
	99	244	西東京市東町 4-1-1	浜中 昇	<u>99</u>	258	西東京市住吉町 6-12-21	下田 武志	
	100	245	西東京市東町 4-6-10	豊田 竹治	<u>100</u>	263	西東京市ひばりが丘北 1-3-2	野口 和男	
	101	246	西東京市東町 5-9-27	高橋 秀夫	<u>101</u>	268	西東京市栄町 1-13-8	本橋 岩男	
	102	248	西東京市泉町 1-2-16	下田 勇	<u>102</u>	271	西東京市北町 1-3-30	蓮見 元彦	
	103	249	西東京市泉町 1-16-14	野口 幸尚	<u>103</u>	272	西東京市北町 1-5-10	加藤 利男	
	104	250	西東京市泉町 5-1-12	下田 伸一	<u>104</u>	273	西東京市北町 1-6-20	<u>井澤 恭子</u>	
	105	251	西東京市泉町 6-1-18	岩崎 フズ子	<u>105</u>	275	西東京市北町 3-2-4	<u>加藤 文子</u>	
	106	252	西東京市泉町 6-6-27	本橋 佐一	<u>106</u>	276	西東京市北町 5-7-2	落合 敬子	
	107	253	西東京市住吉町 1-8-3	中村 良典	<u>107</u>	277	西東京市北町 6-1-18	<u>加藤 隆司</u>	
108	254	西東京市住吉町 3-3-2	保谷 隆司	<u>108</u>	281	西東京市下保谷 4-15-19	<u>高橋 正徳</u>		
109	256	西東京市住吉町 6-3-20	桜井 益君	<u>109</u>	282	西東京市富士町 5-4-23	保谷 源三郎		
110	257	西東京市住吉町 6-6-4	保谷 昭子	<u>110</u>	284	西東京市ひばりが丘北 <u>1-9-20</u>	さつき会 代表 中井 邦夫		
111	258	西東京市住吉町 6-12-21	下田 武志	<u>111</u>	285	西東京市住吉町 2-11-16	<u>下田 茂昭</u>		
112	259	西東京市ひばりが丘 1-13-1	小林 和江	<u>112</u>	286	西東京市東伏見 5-10-6	菅野 俊彦		
113	263	西東京市ひばりが丘北 1-3-2	野口 和男	<u>113</u>	289	西東京市新町 5-6-29	鈴木 淑雄		
114	268	西東京市栄町 1-13-8	本橋 岩男	<u>114</u>	290	西東京市東町 2-5-17	本橋 利容		
115	271	西東京市北町 1-3-30	蓮見 元彦	<u>115</u>	292	西東京市栄町 1-16-10	<u>有限会社柏木事務所</u>		
116	272	西東京市北町 1-5-10	加藤 利男	<u>116</u>	293	西東京市東伏見 3-7-18	島崎 聡		
117	276	西東京市北町 5-7-2	落合 敬子	<u>117</u>	294	西東京市芝久保町 <u>1-1472</u>	鈴木 俊子		

Page	旧文書			新文書			備考	
64	118	277	西東京市北町 6-1-18	加藤剛正				
	119	281	西東京市下保谷 4-15-19	高橋俊男				
	120	282	西東京市富士町 5-4-23	保谷 源三郎	118	295	西東京市南町 6-1387 (南町 6-10) 田無 1 中北側	中村 金三
	121	284	西東京市ひばりが丘北 1-9-20	さつき会 代表 中井 邦夫	119	296	西東京市向台町 3-5	ヴァーガーデン サ レジデンス管理 組合
	122	285	西東京市住吉町 2-11-16	下田雅一	120	299	西東京市北町 3-5	加藤 民幸
	123	286	西東京市東伏見 5-10-6	菅野 俊彦	121	351	西東京市北町 5-8-25	本橋 昭治
	124	287	西東京市東伏見 2-8-22	佐藤武男	122	354	西東京市柳沢 2-11-15	松本 晴男
	125	288	西東京市東町 3-1-2	新保公子	123	355	西東京市谷戸町 1-15-3	藤嶋 章人
	126	289	西東京市新町 5-6-29	鈴木 淑雄	124	356	西東京市芝久保町 3-8-5	鶴野 文夫
	127	290	西東京市東町 2-5-17	本橋 利容	125	358	西東京市南町 6-9-3	小林 和子
	128	292	西東京市栄町 1-16-10	柏本華枝	126	359	西東京市西原町 2-1873	並木 善衛
	129	293	西東京市東伏見 3-7-18	島崎 聰	127	360	西東京市向台町 6-4-14	田倉 寿治
	130	294	西東京市芝久保 1-1472 (芝久保 1-20)	鈴木 俊子	128	361	西東京市芝久保町 3-16	小林 一哉
	131	295	西東京市南町 6-10 (南町 6-1387)	中村 金三	129	362	西東京市南町 5-14-13	安藤 貞夫
	132	296	西東京市向台町 3-5	ヴァーガーデン サ レジデンス管理 組合	130	363	西東京市中町 6-8-22	富岡 誠一
	133	299	西東京市北町 3-5	加藤 民幸	131	366	西東京市緑町 2-2-4	関 直
	134	350	西東京市南町 1-5-15	西川昭吉	132	367	西東京市新町 3-7-2	平井 孝幸
	135	351	西東京市北町 5-8-25	本橋 昭治	133	368	西東京市新町 3-6	平井 孝幸
	136	354	西東京市柳沢 2-11-15	松本 晴男	134	369	西東京市東町 4-8-26	岡村 英二
	137	355	西東京市谷戸町 1-15-3	藤嶋 章人	135	370	西東京市保谷町 5-11-12	牛山 裕夫
	138	356	西東京市芝久保町 3-8-5	鶴野 文夫	136	371	西東京市柳沢 5-15-28	松本 和弘
	139	358	西東京市南町 6-9-3	小林 和子	137	372	西東京市向台町 1-7-10	下田 浩
	140	359	西東京市西原町 2-1873	並木 善衛	138	374	西東京市柳沢 6-7-7	松本 嘉明
	141	360	西東京市向台町 6-4-14	田倉 寿治	139	375	西東京市芝久保町 3-5-15	大谷 勝
	142	361	西東京市芝久保町 3-2089	小林 一哉	140	376	西東京市南町 5-17-1	伊崎 由美子
	143	362	西東京市南町 5-14-13	安藤 貞夫	141	377	西東京市富士町 2-6-16	下田 直広
	144	363	西東京市中町 6-8-22	富岡 誠一	142	378	西東京市栄町 2-4-23	本橋 好昭
	145	364	西東京市田無町 1-11-2	河上公子	143	380	西東京市田無町 4-24-15	医療法人社団 時正会 佐々 総合病院
	146	366	西東京市緑町 2-2-4	関 直	144	381	西東京市南町 3-18-14	矢ヶ崎 宏行
	147	367	西東京市新町 3-7-2	平井 孝幸	145	382	西東京市東伏見 2-1-10	栗田 和雄
	148	368	西東京市新町 3-6	平井 孝幸	146	383	西東京市下保谷 3-1-1	角山 春樹
	149	369	西東京市東町 4-8-26	岡村昭三	147	384	西東京市中町 5-3-20	貫井 耕一
150	370	西東京市保谷町 5-11-12	牛山 裕夫	148	385	西東京市芝久保町 2-13-21	井上 春江	
151	371	西東京市柳沢 5-15-28	松本 和弘	149	386	西東京市南町 4-19-20	目崎 久子	
152	372	西東京市向台町 1-7-10	下田 浩	150	387	西東京市南町 4-19-21	落合 ヒデ	
				151	388	西東京市保谷町 5-14-3	竹花 宣子	
				152	391	西東京市下保谷 4-6-2	高橋 晴巳	

Page	旧文書				新文書				備考	
	153	373	西東京市ひばりが丘北4-6-20	綿貫一勝	153	392	西東京市芝久保町1-1467-1	井田 和行		
	154	374	西東京市柳沢6-7-7	松本 嘉明	154	393	西東京市南町6-1336-1	中村 金三		
	155	375	西東京市芝久保町3-5-15	大谷 勝	155	394	西東京市田無町5-1777-1	中野 恭一郎		
	156	376	西東京市南町5-17-1	伊崎 由美子	156	395	西東京市向台町1-747-1	矢ヶ崎 泰幸		
	157	377	西東京市富士町2-6-16	下田 直広	157	396	西東京市新町5-7-27	下田 藤子		
	158	378	西東京市栄町2-4-23	本橋 好昭	158	397	西東京市保谷町1-1245-1 外	貫井 正美		
	159	380	西東京市田無町4-24-15	医療法人社団 時正会 佐々総合病院	159	398	西東京市向台町5-1056-1 外	岡部 長敬		
	160	381	西東京市南町3-18-14	矢ヶ崎 宏行	160	399	西東京市保谷町5-2732-2	野口 長太郎		
	161	382	西東京市東伏見2-1-10	栗田 和雄	161	400	西東京市栄町1-626-1	岡村 洋文		
	162	383	西東京市下保谷3-1-1	角山 春樹	162	401	西東京市下保谷3-901	高田 長司		
	163	384	西東京市中町5-3-20	貫井 耕一						
	164	385	西東京市芝久保町2-13-21	井上 春江						
	165	386	西東京市南町4-19-20	目崎 久子						
	166	387	西東京市南町4-19-21	落合 ヒデ						
	167	388	西東京市保谷町5-14-3	竹花 宣子						
	168	389	西東京市ひばりが丘北1-9-31	本橋 勇一						
65	40 防災備蓄倉庫の現況				40 防災備蓄倉庫の現況					
	(令和3年9月現在)				(令和6年1月現在)					
	番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)	番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)
	【庁舎内倉庫】					【庁舎内倉庫】				
	1	田無庁舎地下倉庫	南町5-6-13	RC	57.60	1	田無庁舎地下倉庫	南町5-6-13	RC	57.60
	2	防災センター地下備蓄庫	中町1-5-1	RC	135.16	2	防災センター地下備蓄庫	中町1-5-1	RC	135.16
	3	防災センター4階備蓄庫I(右)	中町1-5-1	RC	12.00	3	防災センター4階備蓄庫I(右)	中町1-5-1	RC	12.00
	4	防災センター4階備蓄庫I(左)	中町1-5-1	RC	12.00	4	防災センター4階備蓄庫I(左)	中町1-5-1	RC	12.00
	5	防災センター4階備蓄庫II	中町1-5-1	RC	33.00	5	防災センター4階備蓄庫II	中町1-5-1	RC	33.00
	【資機材倉庫】					【資機材倉庫】				
	6	保谷町五丁目倉庫(旧消防団詰所)	保谷町5-5-19	RC	19.80	6	保谷町五丁目倉庫(旧消防団詰所)	保谷町5-5-19	RC	19.80
	7	住吉町六丁目倉庫(旧消防団詰所)	住吉町6-5-5	RC	51.84					
	【水防資器材倉庫】					【水防資器材倉庫】				
	8	谷戸イチョウ公園資機材倉庫	谷戸町2-12	アルミ合金製	9.60	7	谷戸イチョウ公園資機材倉庫	谷戸町2-12	アルミ合金製	9.60
	9	保谷庁舎南分庁舎	中町1-5-1	RC	80.00	8	保谷庁舎南分庁舎	中町1-5-1	RC	80.00
	【避難所倉庫】					【避難所倉庫】				
	10	田無小学校	田無町4-5-21	アルミ合金製	9.58	9	田無小学校	田無町4-5-21	アルミ合金製	9.58
	11	保谷小学校	保谷町1-3-35	ステンレス製	28.80	10	保谷小学校	保谷町1-3-35	ステンレス製	28.80
	12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80	11	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80
	13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80	12	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80

Page	旧文書				新文書				備考		
	12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80	13	谷戸小学校	緑町3-3-1	アルミ合金製	9.60	
	13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80	14	東伏見小学校	東伏見6-1-28	亜鉛鉄板製	16.94	
	14	谷戸小学校	緑町3-3-1	アルミ合金製	9.60				空教室	32.37	
	15	東伏見小学校	東伏見6-1-28	亜鉛鉄板製	16.94			ひばりが丘2-6-	RC		
				空教室	32.37	15	中原小学校	25		48.03	
	16	中原小学校	ひばりが丘2-6-	RC		16	向台小学校	向台町2-1-1	アルミ合金製	25.80	
			25		48.03	17	碧山小学校	中町5-11-4	ステンレス製	29.00	
	17	向台小学校	向台町2-1-1	アルミ合金製	25.80	18	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	アルミ合金製	9.60	
	18	碧山小学校	中町5-11-4	ステンレス製	29.00	19	栄小学校	栄町2-10-9	ステンレス製	28.80	
	19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	アルミ合金製	9.60	20	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	アルミ合金製	9.60	
	20	栄小学校	栄町2-10-9	ステンレス製	28.80	21	東小学校	東町6-2-33	ステンレス製	14.40	
	21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	アルミ合金製	9.60	22	柳沢小学校	南町2-12-37	アルミ合金製	9.60	
	22	東小学校	東町6-2-33	ステンレス製	14.40	23	上向台小学校	向台町6-7-28	アルミ合金製	9.60	
	23	柳沢小学校	南町2-12-37	アルミ合金製	9.60	24	本町小学校	保谷町1-14-23	ステンレス製	40.18	
	24	上向台小学校	向台町6-7-28	アルミ合金製	9.60	25	住吉小学校	住吉町5-2-1	ステンレス製	29.00	
	25	本町小学校	保谷町1-14-23	ステンレス製	40.18	26	けやき小学校	芝久保町5-7-1	アルミ合金製	9.60	
	26	住吉小学校	住吉町5-2-1	ステンレス製	29.00	27	田無第一中学校	南町6-9-37	亜鉛鉄板製	21.27	
	27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	アルミ合金製	9.60	28	田無第二中学校	北原町2-9-1	亜鉛鉄板製	15.11	
	28	田無第一中学校	南町6-9-37	亜鉛鉄板製	21.27	29	田無第三中学校	西原町3-4-1	亜鉛鉄板製	16.94	
	29	田無第二中学校	北原町2-9-1	亜鉛鉄板製	15.11	30	田無第四中学校	向台町2-14-9	亜鉛鉄板製	16.94	
	30	田無第三中学校	西原町3-4-1	亜鉛鉄板製	16.94	31	保谷中学校	保谷町1-17-4	ステンレス製	26.78	
	31	田無第四中学校	向台町2-14-9	亜鉛鉄板製	16.94			ひばりが丘3-2-	RC		
	32	保谷中学校	保谷町1-17-4	ステンレス製	26.78	32	ひばりが丘中学校	42		47.58	
	33	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-	RC		33	青嵐中学校	北町2-13-17	ステンレス製	47.80	
			42		47.58	34	柳沢中学校	柳沢3-8-22	軽量鉄骨造	30.84	
	34	青嵐中学校	北町2-13-17	ステンレス製	47.80	35	明保中学校	東町1-1-24	RC	133.35	
	35	柳沢中学校	柳沢3-8-22	軽量鉄骨造	30.84	【拠点配備避難所補完倉庫】					
	36	明保中学校	東町1-1-24	RC	133.35	36	田無町七丁目都営住宅	田無町7-8-14	RC	30.00	
	【拠点配備避難所補完倉庫】					37	緑町三丁目都営住宅	緑町3-8-3	RC	30.00	
	37	田無町七丁目都営住宅	田無町7-8-14	RC	30.00	38	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町1-7-67	RC	65.49	
	38	緑町三丁目都営住宅	緑町3-8-3	RC	30.00	39	ひばりが丘二丁目倉庫(旧消防団詰所)	ひばりが丘2-2-	軽量鉄骨造	60.00	
	39	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町1-7-67	RC	65.49			25			
	40	ひばりが丘二丁目倉庫(旧消防団詰所)	ひばりが丘2-2-	軽量鉄骨造	60.00	40	第二分団詰所備蓄倉庫	向台町3-6-26	亜鉛鉄板製	6.50	
	41	第二分団詰所備蓄倉庫	向台町3-6-26	亜鉛鉄板製	6.50	41	第五分団詰所備蓄倉庫	西原町4-5-76	アルミ合金製	14.40	
	42	第五分団詰所備蓄倉庫	西原町4-5-76	アルミ合金製	14.40	42	第六分団詰所備蓄倉庫	谷戸町1-22-8	RC	16.00	
	43	第六分団詰所備蓄倉庫	谷戸町1-22-8	RC	16.00	43	都営田無町七丁目アパート広場	田無町7-6	ステンレス製	9.60	
	44	都営田無町七丁目アパート広場	田無町7-6	ステンレス製	9.60	44	西原総合教育施設	西原町4-5-6	アルミ合金製	9.60	
	45	西原総合教育施設	西原町4-5-6	アルミ合金製	9.60				ステンレス製	29.00	
				ステンレス製	29.00	【公園倉庫】					
	45	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北2-2	ステンレス製	9.60						

Page	旧文書				新文書				備考		
	【公園倉庫】				46	西東京いこいの森公園	緑町3-2	軽量鉄骨造	30.00		
	46	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北2-2	ステンレス製	9.60	47	北宮ノ脇公園	北町5-4	ステンレス製		13.39
	47	西東京いこいの森公園	緑町3-2	軽量鉄骨造	30.00	48	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町3-19	ステンレス製		13.39
	48	北宮ノ脇公園	北町5-4	ステンレス製	13.39	49	泉小わくわく公園	泉町3-6	ステンレス製		43.47
	49	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町3-19	ステンレス製	13.39	【福祉避難所倉庫】					
	50	泉小わくわく公園	泉町3-6	ステンレス製	43.47	50	新町福祉会館	新町5-2-7	ステンレス製		14.40
	【福祉避難所倉庫】				51	けやき保育園	西原町4-5-96	ステンレス製	14.40		
	51	新町福祉会館	新町5-2-7	ステンレス製	14.40	52	住吉会館ルピナス	住吉町6-15-6	ステンレス製		13.39
	52	けやき保育園	西原町4-5-96	ステンレス製	14.40	53	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	RC		5.86
	53	住吉会館ルピナス	住吉町6-15-6	ステンレス製	13.39	54	すみよし保育園	住吉町3-14-14	RC		21.76
	54	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	RC	5.86	55	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	RC		15.90
	55	すみよし保育園	住吉町3-14-14	RC	21.76	56	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	RC		23.00
	56	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	RC	15.90				RC		52.00
	57	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	RC	23.00	57	<u>しもほうや保育園</u>	<u>下保谷3-8-15</u>	<u>RC</u>		<u>3.98</u>
				RC	52.00	合計面積			<u>1698.00</u>		
	合計面積				<u>1,745.86</u>						
67	41 し尿処理体制 (略)				41 し尿処理体制 (略)						
	【仮設トイレ等の備蓄状況】				【仮設トイレ等の備蓄状況】						
	(令和3年1月現在)				(令和6年1月現在)						
	種類	数量	保管場所		種類	数量	保管場所				
	簡易トイレ	1,070基	市内27小中学校、各防災備蓄倉庫		簡易トイレ	1,070基	市内27小中学校、各防災備蓄倉庫				
	マンホールトイレ	98 か所	谷戸第二小学校 5か所 柳沢小学校 5か所 芝久保小学校 5か所 上向台小学校 5か所 中原小学校 5か所 田無第一中学校 5か所 田無第三中学校 5か所 田無第四中学校 5か所 西原総合教育施設 5か所 障害者総合支援センター 5か所 西東京いこいの森公園 31か所 おおぞら公園 1か所 北宮ノ脇公園 3か所 芝久保三丁目ふれあい公園 3か所		マンホールトイレ	<u>103</u> か所	谷戸第二小学校 5か所 柳沢小学校 5か所 芝久保小学校 5か所 上向台小学校 5か所 <u>ひばりが丘中学校 5か所</u> 中原小学校 5か所 田無第一中学校 5か所 田無第三中学校 5か所 田無第四中学校 5か所 西原総合教育施設 5か所 障害者総合支援センター 5か所 西東京いこいの森公園 31か所 おおぞら公園 1か所 北宮ノ脇公園 3か所				

Page	旧文書			新文書			備考
			泉小わくわく公園 10 か所			芝久保三丁目ふれあい公園 3 か所 泉小わくわく公園 10 か所	
	使い捨て資材	300 箱 (100 個/箱)		使い捨て資材	300 箱 (100 個/箱)		
68	42 被害状況等報告基準			42 被害状況等報告基準			
	被害項目		報告基準	被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。		死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。		
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。		行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。		
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みのものとする。		重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みのものとする。		
住家被害			住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。			住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊		住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。	全壊 (全焼)		住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、 <u>または</u> 住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、 <u>または</u> 住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。	
	半壊		住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、 <u>又は</u> 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。	半壊 (半焼)		住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、 <u>または</u> 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。	
	一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。				
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。				
	床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。				
非住家被害			非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 <u>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</u>				
	公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。	
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。	
その他被害	田畑	流失	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。				
	埋没	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。				

Page	旧文書	新文書	備考																																																		
		<table border="1"> <tr> <td>半壊</td> <td>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が10%以上20%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。<u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u>。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td><u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u>住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td><u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u>床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非住家被害</td> <td>非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、<u>観光所、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は日重化とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</u></td> </tr> <tr> <td>公共建物</td> <td>例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他被害</td> <td rowspan="2">田畑の被害</td> <td>流失埋没</td> <td>耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> <td>列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>災害により通信不能となった電話の回線数とする。</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">罹災者</td> <td>罹災世帯</td> <td>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</td> </tr> <tr> <td>罹災者</td> <td>罹災世帯の構成員とする。</td> </tr> <tr> <td>火災発生</td> <td>火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。</td> </tr> </table>	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が10%以上20%未満のものとする。	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。 <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u> 。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	床上浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u> 住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u> 床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。	非住家被害	非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、 <u>観光所、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は日重化とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</u>	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。		その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	鉄道不通	列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。																																																				
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が10%以上20%未満のものとする。																																																				
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。 <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）</u> 。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。																																																				
床上浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u> 住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。																																																				
床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u> 床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。																																																				
非住家被害	非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、 <u>観光所、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は日重化とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</u>																																																				
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。																																																			
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。																																																			
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。																																																					
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。																																																		
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。																																																		
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。																																																			
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。																																																			
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。																																																			
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。																																																			
	鉄道不通	列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。																																																			
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。																																																			
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。																																																			
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。																																																			
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																																				
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。																																																				
罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。																																																			
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。																																																			
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。																																																				

 || | | 被害項目 | 報告基準 | |-------|---| | 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。 | | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 | | 橋梁 | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 | | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | | 鉄道不通 | 列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。 | | 電話 | 災害により通信不能となった電話の回線数とする。 | | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。 | | 水道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 | | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 | | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 | | 罹災者 | | | 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 | | 罹災者 | 罹災世帯の構成員とする。 | | 火災発生 | 火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。 | | |

Page	旧文書					新文書					備考	
	被害金額	公立学校	公立の学校とする。			被災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。				
		農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。				罹災者	罹災世帯の構成員とする。				
		公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。				火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。				
		その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。				公立文教施設	公立の文教施設とする。				
		災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。					農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。				
		公共施設災害市町村	公立学校、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。				公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。				
		農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。				その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。				
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。				災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、 <u>査定済額</u> を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。					
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。				公共施設被害市町村	公立学校、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。				
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。				農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。				
					林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。						
					畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。						
					商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。						
				(出典：災害報告取扱要領)					(出典：災害報告取扱要領)			
71	43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間					43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間						
				災害救助法施行細則（東京都規則）					災害救助法施行細則（ <u>令和5年6月20日施行</u> ） <u>第二条 別表</u> （東京都規則）			
	救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備考	救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	救助の期間	備考		
	避難所の設置	現に被害を受け、又は受けおそれのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 1人1日あたり 330 円以内 2 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、	避難所の供与	1 現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用するこ	1 基本額 避難所設置費 1人1日あたり 340円以内 2 加算額 「福祉避難所」を設置した場	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長	1 対象経費 (1) <u>災害が発生した場合</u> 合 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使		

Page	旧文書					新文書					備考
		実費を加算		<p>光熱水費及び仮設便所等の設置費とす</p> <p>る。</p> <p>2 輸送費は別途計上</p>		<p>とが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	合、通常の実費を加算	あり)	<p>用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>(2) 災害が発生するおそれがある必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</p> <p>2 輸送費は別途計上</p>		
応急仮設住宅の供与	<p>—住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。</p>	<p>1 建設型仮設住宅</p> <p>1 戸当たり 5,714,000円以内</p> <p>2 借上型仮設住宅</p> <p>地域の実情に応じた額</p>	<p>1 建設型仮設住宅</p> <p>着工時期：災害発生の日から20日以内</p> <p>—救助期間：完成の日から最長2年</p> <p>2 借上型仮設住宅</p> <p>—着工時期：災害発生の日から速やかに提供</p> <p>—救助期間：最長2年</p>	<p>1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。</p>	応急仮設住宅の供与	<p>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に、建設し供与するもので、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(賃貸型応急住宅)又はその他適切な方法により供与する。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>1戸当たり 6,775,000円以内</p> <p>2 賃貸型応急住宅</p> <p>地域の実情、世帯構成等に応じた額</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>着工時期：災害発生の日から20日以内</p> <p>救助期間：完成の日から最長2年</p> <p>2 賃貸型応急住宅</p> <p>着工時期：災害発生の日から速やかに</p> <p>民間賃貸住宅を借上げ、提供</p> <p>救助期間：最長2年</p>	<p>1 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>2 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模施設を設置できる。</p> <p>3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい</p>		

Page	旧文書					新文書					備考	
											構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設（福祉仮設住宅）を建設型応急住宅として設置できる。 <u>4 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</u>	
	炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日あたり1,160円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。	炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	<u>1人1日あたり1,230円以内</u> <u>食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。</u>	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	<u>被災者が直ちに食することができる現物により行う。</u>		
	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	<u>支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、輸送費、人件費は別途計上する。</u>		
	被服、寝具その他、生活	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額	被服、寝具その他、生活	<u>1</u> 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認によ	備蓄物資の価格は年度当初の評価額		

Page		旧文書								新文書								備考	
必需品の 給与 又は 貸与	服、寝具その他 日用品等を喪失 又は損傷等によ り使用すること ができず、直ち に日常生活を営 むことが困難な 者	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 増す毎 に加算	2 下記金額の範 囲内	り期間延長 あり)						6人以上 1人 増す毎 に加算	備考		
			全壊 全焼 流失	夏季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円		54,200 円	7,900 円	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯			4人世帯	5人世帯
			冬季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円		全壊 全焼 流失	夏季	19,20 0円	24,60 0円	36,50 0円	43,60 0円	55,20 0円	8,000 円		
			夏季	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円			冬季	31,80 0円	41,10 0円	57,20 0円	66,90 0円	84,30 0円	11,600 円		
			冬季	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円			半壊 半焼 床上 浸水	夏季	6,300 円	8,400 円	12,60 0円	15,40 0円	19,40 0円	2,700 円	
											冬季	10,10 0円	13,20 0円	18,80 0円	22,30 0円	28,10 0円	3,700 円		
救助 の種類	救助の対象	令和元年度—費用の限 度額	救助の期間		備考			医療	1 医療の途を失った 者(応急的処置) <u>対 して行う。</u> 2 <u>救護班によって行 うものとするが、急迫 した場合には、 病院又は診療所にお いて行うことができ る。</u> 3 <u>「診療」、「薬剤又は 治療材料の支給」、「処 置、手術その他の治療 及び施術」、「病院又は 診療所への収容」、「看 護の範囲内で行う。</u>	1 救護班：使用 した薬剤、治療 材料、医療器具 の修繕等の実費 2 病院又は診療 所：国民健康保 険診療報酬の 額以内 3 施術者：協 定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内 (ただし、内閣 総理大臣の承認 により期間延長 あり)	患者等の <u>移送</u> 費は別途 計上							
医療	医療の途を失 った者(応急的処 置)	1 救護班：使用した 薬剤、治療材料、医療 器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所： 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者：協定料金 の額以内	災害発生の日か ら14日以内 (ただし、内閣 総理大臣の承認 により期間延長 あり)		患者等の <u>移送</u> 費は別途 計上			助産	1 災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者で、災害 のため助産の途を失 った者 <u>対して行う。</u> 2 <u>「分べんの介助」、 「分べん前及び分べ ん後の処置」、「脱脂 綿、ガーゼその他の衛</u>	1 救護班等によ る場合は、使用 した衛生材料 等の実費 2 助産師による 場合は、慣行料 金の8割以内 の額	分娩した日か ら7日以内 (ただし、内閣 総理大臣の承認に より期間延長あ り)	妊婦等の <u>移送</u> 費は別途 計上							
助産	災害発生の日 以前又は以後7 日以内に分べん した者で、災害の ため助産の途を 失った者	1 救護班等による場 合は、使用した衛生 材料等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の8割 以内の額	分娩した日か ら7日以内 (ただし、内閣 総理大臣の承認に より期間延長あ り)		妊婦等の <u>移送</u> 費は別途 計上					分娩した日 から7日以内 (ただし、内 閣総理大臣の承認に よ り期間延長 あり)	妊婦等の <u>移送</u> 費は別途 計上								

Page	旧文書				新文書				備考	
						<u>生材料の支給」の範囲内において行う。</u>				
	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	<u>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等について</u> 当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
	被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1か月以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		被災住宅の応急修理	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>住家の被害の拡大を防止するた</u> <u>め</u> <u>の緊急の修理</u> <u>それがある者</u>	<u>合成樹脂シート、ロープ、土のう等</u> <u>住家の拡大を防止するための緊急の修理について1世帯あたり5万円以内</u>	<u>災害発生の日から10日以内</u>	
							1 災害のため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 2に掲げる世帯以外の世帯 706,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円	<u>災害発生の日から3か月以内</u> (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	<u>現物により行う。</u>

Page	旧文書				新文書				備考	
						<u>家が半壊した者</u>				
	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内</p> <p>小学校児童 <u>4,500円</u></p> <p>中学校生徒 <u>4,800円</u></p> <p>高等学校等生徒 <u>5,200円</u></p>	災害発生の日から 教科書：1か月以内 文房具及び通学	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>						
	学用品の給与				学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒</p> <p>2 「教科書」、「文房具」、「通学用品」の現物を給与する。</p>	<p>1 (1) <u>小学校児童及び中学校生徒</u>教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費</p> <p>(2) <u>高等学校等生徒</u></p> <p><u>正規の授業で使用する教材の実費</u></p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内</p> <p>小学校児童 <u>4,800円</u></p> <p>中学校生徒 <u>5,100円</u></p> <p>高等学校等生徒 <u>5,600円</u></p>	災害発生の日から 教科書：1か月以内 文房具及び通学用品： <u>15日以内</u>	<p>1 備蓄物資は<u>年度当初</u>の評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>	
	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に <u>棺又は棺材等</u> の現物を支給	<p>1 体あたり大人（12歳以上）<u>215,200円</u>以内</p> <p>小人（12歳未満）<u>172,000円</u>以内</p>	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		埋葬	<p>1 災害の際死亡した者</p> <p>2 実際に埋葬する者に<u>「棺(附属品を含む。）」、「埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。）」、「骨つば及び骨箱」</u>の現物を支給する。</p>	<p>1 体あたり大人（12歳以上）<u>219,100円</u>以内</p> <p>小人（12歳未満）<u>175,200円</u>以内</p>	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		

Page	旧文書				新文書				備考		
	死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上	死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	<u>舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等について、当該地域における通常の実費</u>	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上	
	死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 (2) 既存建物以外は、1体当たり 5,400 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上	死体の処理	<u>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。</u> <u>2 「死体の洗浄、縫合、消毒等の処理」、「死体の一時保存」、「検案」の範囲内で実施する。</u>	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 (2) 既存建物以外は、1体当たり <u>5,500</u> 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上	
	死体の処理		3 検案 救護班以外は慣行料金								
	障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができ	1 世帯あたり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	<u>ロープ、スコップ、その他除去のための必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等当該区市町村で障害物の除去を行った1世帯あたりの平均額</u> <u>138,700</u> 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		

Page	旧文書				新文書				備考	
		ない者に対して 行うものとする。								
	輸送 費及 び賃 金職 員等 雇上 費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	輸送 費及 び賃 金職 員等 雇上 費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間		
災害復旧・復興計画に関する資料					災害復旧・復興計画に関する資料					
81	45 激甚災害指定基準				45 激甚災害指定基準					
81	激甚災害 法適用条 項	適用措置	指定基準		激甚災害 法適用条 項	適用措置	指定基準			
	第2章 (第3条) (第4条)	公共 土木 施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上		第2章 (第3条) (第4条)	公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上			
		(略)				(略)				
83	激甚災害 法適用条 項	適用措置	指定基準		激甚災害 法適用条 項	適用措置	指定基準			
		(略)				(略)				

Page	旧文書			新文書			備考
	第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、 その都度検討 する。	第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、 <u>個別に考慮</u> する。	
	第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助		第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助		
		(略)			(略)		
84	46 局地激甚災害指定基準			46 局地激甚災害指定基準			
	激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準	激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準	
	第2章(第3条)(第4条)	公共 主本 施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害</p> <p>ア 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額</p> <p> >当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p> +（当該市町村の標準税収入-50億円）×60%</p> <p> ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>	第2章(第3条)(第4条)	公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害</p> <p>ア 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額</p> <p> >当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p> +（当該市町村の標準税収入-50億円）×60%</p> <p> ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>	

Page	旧文書			新文書			備考
	第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	2 次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	第5条	農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置	<u>1</u> 次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 <u>上記に該当しない場合で、漁業被害率が農業被害率を超え、かつ当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額が農業所得推定額×10%を超える（当該漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害</u> (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	
	第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	3 次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%を超える市町村 （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<u>1</u> 次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%を超える市町村 （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	
	第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	4 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）×25%を超える市町村が1以上ある災害	第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）×25%を超える市町村が1以上ある災害	
	第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	5 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10%を超える市町村（被害額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害				

Page	旧文書					新文書					備考	
	第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。			第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10%を超える市町村（被害額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害				
	第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。			第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。				
						第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。				
	協定に関する資料					協定に関する資料						
88	47 公共機関等の協定一覧					47 公共機関等の協定一覧						
	(令和3年4月現在)					(令和6年1月現在)						
	種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考	種別	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	掲載ページ	備考
相互応援		1	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都26市3町1村		相互応援	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都26市3町1村		
		2	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部			多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部		
		3	災害時における相互応援に関する協定	平成15年5月26日	山梨県北杜市	旧須玉町		東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3年12月27日	東京都・都内23特別区・都内26市・都内13町村		
		4	災害時における相互応援に関する協定	平成15年11月9日	千葉県勝浦市			災害時における相互応援に関する協定	平成15年5月26日	山梨県北杜市		旧須玉町
		5	災害時における相互応援に関する協定	平成17年10月28日	福島県南会津郡下郷町			災害時における相互応援に関する協定	平成15年11月9日	千葉県勝浦市		
		6	災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	茨城県行方市	旧麻生町		災害時における相互応援に関する協定	平成17年10月28日	福島県南会津郡下郷町		
		7	災害時における相互応援に関する協定	平成22年8月20日	練馬区			災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	茨城県行方市		旧麻生町
		8	災害時における相互応援に関する協定	平成23年8月16日	新座市			災害時における相互応援に関する協定	平成22年8月20日	練馬区		
								災害時における相互応援に関する協定	平成23年8月16日	新座市		
								西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成16年3月29日	日本郵便株式会社		

Page	旧文書					新文書					備考	
			日						西東京郵便局			
	9	西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成 16 年 3 月 29 日	日本郵便株式会社 西東京郵便局				災害時における相互連携に関する基本協定	令和 2 年 8 月 3 日	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社		
	10	災害時における相互連携に関する基本協定	令和 2 年 8 月 3 日	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社				<u>大規模災害時における施設の 使用に関する協定</u>	<u>令和 4 年 8 月 19 日</u>	<u>東京消防庁西東京消防署・株式会社ケイミックスパブリックビジネス</u>		
情報・通信関係	11	災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成 13 年 4 月 1 日	株式会社エフエム西東京		情報・通信関係		災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成 13 年 4 月 1 日	株式会社エフエム西東京		
	12	災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	株式会社ジェイコム関東西東京局				災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	株式会社ジェイコム関東西東京局		
	13	災害時における情報発信等に関する協定	平成 27 年 8 月 26 日	ヤフー株式会社				災害時における情報発信等に関する協定	平成 27 年 8 月 26 日	ヤフー株式会社		
	14	非常通信の運用に関する協定	平成 20 年 3 月 7 日	東京消防庁 西東京消防署				非常通信の運用に関する協定	平成 20 年 3 月 7 日	東京消防庁西東京消防署		
	15	災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 8 月 27 日	国土交通省 関東地方整備局				災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 8 月 27 日	国土交通省関東地方整備局		
	16	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 28 年 7 月 6 日	東日本電信電話株式会社			情報・通信関係		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 28 年 7 月 6 日	東日本電信電話株式会社	
17	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	平成 30 年 8 月 1 日	東京ガス株式会社			緊急速報発信ツールの活用に関する協定		平成 30 年 8 月 1 日	東京ガス株式会社			
応急対策業務	18	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 16 年 8 月 1 日	西東京市建災防協会		応急対策業務		災害時における避難施設情報の提供に関する協定	<u>令和 5 年 8 月 3 日</u>	<u>株式会社パカン</u>		
	19	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	<u>西東京市造園工事事業協力会</u>				災害時における応急対策業務に関する協定	平成 16 年 8 月 1 日	西東京市建災防協会		
	20	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 26 年 4 月 22 日	東京土建一般労働組合西東京支部				災害時における応急対策活動に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	<u>西東京市造園工事事業協力会</u>		
	21	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 21 年 7 月 14 日	東京都下水道局流域下水道本部				災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 26 年 4 月 22 日	<u>全国建設労働組合総合総連合 東京土建一般労働組合西東京支部</u>		
	22	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成 30 年 10 月 29 日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合				多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成 21 年 7 月 14 日	東京都下水道局流域下水道本部		
	23	災害時における廃棄物処	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協				多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成 30 年 10 月 29 日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合		
	23	災害時における廃棄物処	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協				災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協同組合		
							災害時における隊友会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	東京都隊友会西東京支部			

Page	旧文書					新文書					備考		
		理等の協力に関する協定	日	同組合			災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	西東京市防衛協会				
	24	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	東京都隊友会西東京支部			災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成 28 年 2 月 17 日	一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部				
	25	災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	西東京市防衛協会			災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成 29 年 6 月 29 日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会				
	26	災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成 28 年 2 月 17 日	一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部			災害時における応急対策活動に関する協定	平成 29 年 12 月 27 日	首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区				
	27	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成 29 年 6 月 29 日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会		給水活動	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局				
	28	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 29 年 12 月 27 日	首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区			消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局				
給水活動	29	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局		給水活動	災害時における応急給水に関する協定	平成 21 年 7 月 1 日	西東京市水友会				
	30	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局			避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成 29 年 5 月 25 日	東京都水道局				
給水活動	31	災害時における応急給水に関する協定	平成 21 年 7 月 1 日	西東京市水友会		給水活動	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 11 月 6 日	東京都水道局・東京都立保谷高等学校				
	32	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成 29 年 5 月 25 日	東京都水道局			避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 13 日	東京都水道局・学校法人日本文華学園				
	33	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 11 月 6 日	東京都水道局・東京都立保谷高等学校			避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 20 日	東京都水道局・東京都立田無工業高等学校				
	34	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 13 日	東京都水道局・学校法人日本文華学園			避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和 2 年 2 月 3 日	東京都水道局・東京都立田無高等学校				
	35	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 20 日	東京都水道局・東京都立田無工業高等学校			給水(飲料水)	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 4 日	株式会社インテージ			
	36	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和 2 年 2 月 3 日	東京都水道局・東京都立田無高等学校				災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 5 日	学校法人日本文華学園			
給水(飲料水)	37	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 8 月 9 日	東京みらい農業協同組合		災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 10 日	日本郵便株式会社西東京郵便局			旧郵便事業株式会社西東京郵便局		
						災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 13 日	住友重機械工業株式会社田無製造所					

Page	旧文書					新文書					備考		
	食糧・物資等	38	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 4 日	株式会社インテージ	食糧・物資等	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 23 年 7 月 1 日	シチズンホールディングス株式会社東京事業所				
		39	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 5 日	学校法人日本文華学園		災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成 24 年 8 月 20 日	西東京市小売酒販組合				
		40	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 10 日	日本郵便株式会社西東京郵便局		旧郵便事業株式会社西東京郵便局	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	株式会社八洋			
		41	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 7 月 13 日	住友重機械工業株式会社田無製造所		食糧・物資等	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成 13 年 8 月 1 日	西東京市米穀小売商組合			
		42	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 23 年 7 月 1 日	シチズンホールディングス株式会社東京事業所		災害時における麺類等の供給に関する協定	平成 14 年 11 月 7 日	保谷麵業会				
		43	災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成 24 年 8 月 20 日	西東京市小売酒販組合		災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成 19 年 11 月 9 日	東京みらい農業協同組合				
		44	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	株式会社八洋		災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社アスタ西東京				
		45	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成 13 年 8 月 1 日	西東京市米穀小売商組合		災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社西友リヴィン田無店				
	食糧・物資等	46	災害時における麺類等の供給に関する協定	平成 14 年 11 月 7 日	保谷麵業会	食糧・物資等	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成 25 年 6 月 7 日	株式会社イトーヨーカ堂				
		47	災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成 19 年 11 月 9 日	東京みらい農業協同組合	災害時における量の提供等に関する協定	平成 27 年 11 月 24 日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会					
		48	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社アスタ西東京	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社アクティオ					
		49	災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社西友リヴィン田無店	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	日立建機日本株式会社					
		50	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成 25 年 6 月 7 日	株式会社イトーヨーカ堂	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社源産業					
		51	災害時における量の提供等に関する協定	平成 27 年 11 月 24 日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定	平成 30 年 10 月 10 日	一般社団法人日本福祉用具供給協会					
		52	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社アクティオ	災害時における応急食料の供給協力に関する協定	平成 30 年 12 月 12 日	山崎製パン株式会社					
		医療関係	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧公益社団法人東京都柔道整復師会							

Page	旧文書					新文書					備考
53	医療関係	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	日立建機日本株式会社		災害時の医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	一般社団法人西東京市医師会		旧社団法人西東京市医師会	
		災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社源産業		災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	公益社団法人西東京市歯科医師会		旧社団法人西東京市歯科医師会	
		災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定	平成 30 年 10 月 10 日	一般社団法人日本福祉用具供給協会		災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成 22 年 9 月 1 日	一般社団法人西東京市薬剤師会			
		災害時における応急食料の供給協力に関する協定	平成 30 年 12 月 12 日	山崎製パン株式会社		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	アルフレッサ株式会社			
		災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	令和 3 年 4 月 26 日	興亜紙業株式会社		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	株式会社スズケン			
	医療関係	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧公益社団法人東京都柔道接骨師会	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	株式会社メディセオ			
		災害時の医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	一般社団法人西東京市医師会	旧社団法人西東京市医師会	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	酒井薬品株式会社			
		災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	公益社団法人西東京市歯科医師会	旧社団法人西東京市歯科医師会	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	東邦薬品株式会社			
		災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成 22 年 9 月 1 日	一般社団法人西東京市薬剤師会		災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成 15 年 6 月 18 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会			
		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	アルフレッサ株式会社		西東京市災害薬事コーディネーターに関する協定	令和元年 7 月 23 日	一般社団法人西東京市薬剤師会			
		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	株式会社スズケン		災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成 25 年 4 月 26 日	一般社団法人東京都LPガス協会北多摩北部支部たもつ会			
		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	株式会社メディセオ		災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	株式会社泰正社			
		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	酒井薬品株式会社		災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	有限会社並木商事坂上給油所			
	医療関係	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	東邦薬品株式会社		災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成 25 年 5 月 28 日	東京ガス株式会社NGV事業部			
		災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成 15 年 6 月 18 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会		災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 1 日	株式会社ニチネン			
		西東京市災害薬事コ	令和元年 7 月 23 日	一般社団法人西東京		災害時におけるA重油及び灯油の供給に関する協定	令和 5 年 1 月 12 日	有限会社清水正二商店			
		災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成 13 年 9 月 26 日	社団法人東京都トラック協会多摩支部		災害時における輸送等	平成 26 年	三幸自動車株式会社			
		災害時における応急対策活動	平成 26 年								

Page	旧文書					新文書					備考		
		イネーターに関する協定			市薬剤師会			の協力に関する協定	1月15日				
	69	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成25年4月26日		一般社団法人東京都LPガス協会北多摩北部支部たもつ会			災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	西武ハイヤー株式会社ひばりヶ丘営業所			
	70	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年5月23日		株式会社泰正社			災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	田無交通株式会社			
	71	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年5月23日		有限会社並木商事坂上給油所			災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	大和交通保谷株式会社			
	72	災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成25年5月28日		東京ガス株式会社NGV事業部			災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	東都自動車交通株式会社			
	73	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定	令和元年11月1日		株式会社ニチネン		輸送等	災害時等における物資運送等に関する協定	令和2年11月5日	ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店			
	74	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成13年9月26日		社団法人東京都トラック協会多摩支部			避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立保谷高等学校			
	75	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日		三幸自動車株式会社			避難所施設利用に関する協定	平成13年7月9日	東京都立田無高等学校			
	76	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日		西武ハイヤー株式会社ひばりヶ丘営業所			避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立田無工業高等学校			
	77	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日		田無交通株式会社			避難所施設利用に関する協定	平成14年2月15日	学校法人武蔵野女子学院			
	78	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日		大和交通保谷株式会社			避難所施設利用に関する協定	平成25年11月11日	学校法人日本文華学園			
	79	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日		東都自動車交通株式会社			福祉避難所施設利用に関する協定	令和3年4月1日	東京都立田無特別支援学校			旧田無養護
	80	災害時等における物資運送等に関する協定	令和2年11月5日		ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人緑秀会			
	81	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日		東京都立保谷高等学校			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人鶴寿会			
	82	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月9日		東京都立田無高等学校			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人千曲会			
								災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人東京聖新会			
								災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人都心会			
								災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人東京老人ホーム			
種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考								
輸送等	80	災害時等における物資運送等に関する協定	令和2年11月5日	ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店									
避難所	81	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立保谷高等学校									
	82	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月9日	東京都立田無高等学校									

Page	旧文書					新文書					備考		
		83	避難所施設利用に関する協定	平成 13 年 7 月 6 日	東京都立田無工業高等学校			定					
		84	避難所施設利用に関する協定	平成 14 年 2 月 15 日	学校法人武蔵野女子学院			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京			
		85	避難所施設利用に関する協定	平成 25 年 11 月 11 日	学校法人日本文華学園			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京			
	福祉避難所等	86	福祉避難所施設利用に関する協定	令和 3 年 4 月 1 日	東京都立田無特別支援学校	旧田無養護			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 7 月 11 日	社会福祉法人東京聖新会		
		87	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人緑秀会			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 10 月 25 日	医療法人沖縄徳洲会			
		88	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人鶴寿会			災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和 3 年 2 月 16 日	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園			
		89	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人千曲会			<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定</u>	<u>令和 4 年 5 月 12 日</u>	<u>社会福祉法人田無の会</u>			
		90	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人東京聖新会			<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定</u>	<u>令和 4 年 12 月 22 日</u>	<u>社会福祉法人睦月会</u>			
		91	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人都心会			<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定</u>	<u>令和 4 年 12 月 22 日</u>	<u>株式会社SHエステート</u>			
		92	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人東京老人ホーム			<u>害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定</u>	<u>令和 5 年 2 月 14 日</u>	<u>社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園</u>			
		93	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京			避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和 2 年 11 月 13 日	東京都建設局			
		福祉避難所等	種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備一考					
	94		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京			災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成 27 年 10 月 14 日	東京都理容生活衛生同業組合 多摩小平支部西東京地区			
	95		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 7 月 11 日	社会福祉法人東京聖新会			災害時における手話通訳業務に関する協定	平成 22 年 7 月 23 日	西東京市登録手話通訳者の会			
	福祉避難所等	96	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 10 月 25 日	医療法人沖縄徳洲会			災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成 27 年 12 月 10 日	特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター			
								災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和 2 年 8 月 5 日	社会福祉法人西東京市福祉協議会			
							公園	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	令和 2 年 11 月 13 日	公益財団法人東京都公園協会			
							ボランティア・要配慮者支援						

Page	旧文書				新文書				備考			
97	97	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 10 月 25 日	宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会	帰宅困難者	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社ルネサンス				
		98	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和 3 年 2 月 16 日		社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日	西武鉄道株式会社			
	公園	99	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和 2 年 11 月 13 日	東京都建設局	その他	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成 23 年 2 月 1 日	警視庁田無警察署			
			100	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	令和 2 年 11 月 13 日		公益財団法人東京都公園協会	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成 25 年 8 月 2 日	東京多摩葬祭業協同組合		
	ボランティア・要配慮者支援	101	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成 27 年 10 月 14 日	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区	その他	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成 25 年 11 月 7 日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部			
			102	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成 22 年 7 月 23 日		西東京市登録手話通訳者の会	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 29 年 2 月 3 日	株式会社ゼンリン		
			103	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	平成 27 年 12 月 10 日		特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4 月 25 日	NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン		
			104	災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和 2 年 8 月 5 日		社会福祉法人西東京市社会福祉協議会	災害時における入浴支援に関する協定	令和元年 7 月 22 日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武蔵野支部田無浴場組合西東京市公衆浴場会		
	帰宅困難者	105	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社ルネサンス		災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 19 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社			
			106	地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日		西武鉄道株式会社	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和 2 年 11 月 5 日	株式会社ビー・ハウス		
	その他	107	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成 23 年 2 月 1 日	警視庁田無警察署		災害時における給電車両貸与に関する協定	令和 2 年 12 月 21 日	トヨタモビリティ東京株式会社			
			108	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成 25 年 8 月 2 日		東京多摩葬祭業協同組合	<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>	<u>令和 4 年 10 月 17 日</u>	<u>有限会社白河</u>		
その他	109	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成 25 年 11 月 7 日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部	<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>		<u>令和 4 年 10 月 17 日</u>	<u>有限会社エムナカジマ</u>				
		110	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 29 年 2 月 3 日	株式会社ゼンリン		<u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</u>	<u>令和 4 年 12 月 22 日</u>	<u>株式会社ジェイコム東京西東京局</u>			
		111	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4 月 25 日	NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン							
		112	災害時における入浴支援	令和元年 7 月 22 日	東京都公衆浴場業生							

Page	旧文書				新文書	備考
		に関する協定		活衛生同業組合武蔵野支部田無浴場組合西東京市公衆浴場会		
	113	災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 19 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社		
	114	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和2年 11 月 5 日	株式会社ビー・ハウス		
	115	災害時における給電車両貸与に関する協定	令和2年 12 月 21 日	トヨタモビリティ東京株式会社		
96	震災時等の相互応援に関する協定（東京都26市3町1村） （略）				震災時等の相互応援に関する協定（東京都26市3町1村） （略）	
	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部） （略）				多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部） （略）	
100					<u>東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都・都内23特別区・都内26市・都内13町村）</u>	
					<u>災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。</u>	
					<u>(目的)</u>	
					<u>第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。</u>	
					<u>(協力の内容)</u>	
					<u>第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</u>	
					<u>(1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援</u>	
					<u>(2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん</u>	
					<u>(3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん</u>	
					<u>(4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(協力の要求等)</u>	
		<u>第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。(1)災害時等の状況</u>	
		<u>(2)協力の内容</u>	
		<u>(3)協力の期間</u>	
		<u>(4)協力の場所</u>	
		<u>(5)その他必要な事項</u>	
		<u>2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。</u>	
		<u>3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。</u>	
		<u>(協力の実施)</u>	
		<u>第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。</u>	
100		<u>2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。</u>	
		<u>3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。</u>	
		<u>(自主協力)</u>	
		<u>第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があつたものとみなす。</u>	
		<u>(協力費用の負担区分)</u>	
		<u>第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</u>	
		<u>2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。</u>	
		<u>4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。</u>	
		<u>(都の役割)</u>	
		<u>第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。</u>	
		<u>2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。</u>	
		<u>(他の協定との関係)</u>	
		<u>第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。</u>	
		<u>(その他)</u>	
		<u>第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。</u>	
101		<u>(適用)</u>	
		<u>第 10 条 この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。</u>	
		<u>この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。</u>	
		<u>令和3年 12 月 27 日</u>	
		<u>東京都</u>	
		<u>代表者 東京都知事</u>	
		<u>小池 百合子</u>	
		<u>都内23特別区(別表のとおり)</u>	
		<u>代表者 江東区長(特別区長会会長)</u>	
		<u>山崎 孝明</u>	
		<u>都内26市(別表のとおり)</u>	
		<u>代表者 町田市長(東京都市長会会長)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考						
		<u>石坂 丈一</u>							
		<u>都内13町村(別表のとおり)</u>							
		<u>代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)</u>							
		<u>杉浦 裕之</u>							
101		<u>(別表)</u>							
		<table border="1"> <tr> <td><u>都内23特別区</u></td> <td><u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u></td> </tr> <tr> <td><u>都内26市</u></td> <td><u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u></td> </tr> <tr> <td><u>都内13町村</u></td> <td><u>瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u></td> </tr> </table>	<u>都内23特別区</u>	<u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u>	<u>都内26市</u>	<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u>	<u>都内13町村</u>	<u>瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u>	
<u>都内23特別区</u>	<u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u>								
<u>都内26市</u>	<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u>								
<u>都内13町村</u>	<u>瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u>								
111		<u>大規模災害時における施設の使用に関する協定（東京消防庁西東京消防署・株式会社ケイミックスパブリックビジネス）</u>							
		<u>東京消防庁西東京消防署（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）と株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「丙」という。）の間で、震災、水災等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合等に、丙が甲に丙の管理する施設を使用させることに関し、次のとおり協定を締結する。</u>							
		<u>（目的）</u>							
		<u>第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲の職員が丙の管理する施設（以下「本件施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>							
		<u>（本件施設）</u>							

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第2条 甲が使用する本件施設は次のとおりとする。</u>	
		<u>1 所在 西東京市中町一丁目5番1号</u>	
		<u>2 名称 西東京市保谷こもればいホール</u>	
		<u>(要請)</u>	
		<u>第3条 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、本件施設を使用する必要が生じたとき、丙に対し、本件施設の使用を要請するものとする。</u>	
		<u>2 丙は、前項の要請があった場合は、乙に対し、報告するものとする。</u>	
		<u>(要請方法)</u>	
		<u>第4条 前条の要請方法は、原則として書面によるものとし、緊急を要する場合は、連絡責任者もしくは副連絡責任者に対し口頭によることができるものとする。この場合において、使用の目的、使用希望場所及び使用期間並びに責任者の役職、氏名及び連絡先を明示して要請するものとする。ただし、口頭による要請をした場合は、事後速やかに書面を提出するものとする。</u>	
		<u>2 前項の要請に変更が生じた場合は、原則として書面を提出するものとし、緊急を要する場合は、連絡責任者もしくは副連絡責任者に対し口頭によることができるものとする。この場合において、変更内容及び変更理由を明示して要請するものとする。ただし、口頭による変更要請を行った場合は、事後速やかに書面を提出するものとする。</u>	
		<u>3 丙は、前各項の要請を受けた場合は、使用の可否を確認し、適当と認めるときは、使用範囲及び使用期間を明示した上で、本件施設を甲に使用させることとし、書面により甲に通知するものとする。口頭による要請を受けた場合は、口頭で承認できるものとし、事後書面が提出されてから書面により甲に通知するものとする。</u>	
112		<u>(使用方法)</u>	
		<u>第5条 甲は、前条第3項の規定により明示された使用範囲及び使用期間以外は使用しないものとし、使用に当たっては、乙及び丙に損害を与えることのないよう十分に注意して使用しなければならない。</u>	
		<u>2 甲は、本件施設の使用に際して本件施設内に存置された物件を移動する必要がある場合、丙の承諾を得た上で甲が物件を移動することができるものとする。</u>	
		<u>3 施設使用時の丙から甲への鍵の受け渡しについては、丙が管理する鍵貸出簿によってなされる。また、使用終了時も同様とする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第6条 本件施設を甲が使用することに係る施設使用料及び水道光熱費は無償とする。</u>	
		<u>(施設の返還)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第7条 甲は、本件施設使用を終了したときは、速やかに本件施設を原状に復し、丙による点検を受けるものとする。</u>	
		<u>(損害賠償)</u>	
		<u>第8条 本協定に基づく本件施設の使用に際し、甲の職員の故意又は過失により本件施設又は本件施設に付随する物件に損害を与えた場合は、甲は国家賠償法に基づきその損害を賠償するものとする。</u>	
		<u>(連絡体制)</u>	
		<u>第9条 第4条に規定する手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿を作成し、三者で確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。</u>	
		<u>(協定の期間)</u>	
		<u>第10条 本協定の有効期間は、丙が本件施設の指定管理を行う期間とし、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間内に丙が指定管理を行うことがなくなった場合は、甲乙協議の上、有効期間を決定するものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第11条 本協定に定めのない事項及び協定に定めた事項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、三者が協議して決定する。</u>	
		<u>(協定書の保有)</u>	
		<u>第12条 本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、三者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。</u>	
112		<u>令和5年4月1日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市中町一丁目1番6号</u> <u>東京消防庁</u> <u>西東京消防署長 植松 秀喜</u>	
		<u>乙 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u> <u>西東京市</u> <u>西東京市長 池澤 隆史</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<p><u>丙 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地</u></p> <p><u>株式会社ケイミックスパブリックビジネス</u></p> <p><u>代表取締役 橋本 鉄司</u></p>	
115	災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	
	西東京市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。	西東京市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。	
	（本協定の目的）	（本協定の目的）	
	第1条 本協定は、西東京市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が西東京市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。	第1条 本協定は、西東京市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が西東京市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。	
	（本協定における取組み）	（本協定における取組み）	
	第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。	第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。	
	（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。	（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。	
	（2）甲が、西東京市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	（2）甲が、西東京市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	
	（3）甲が、西東京市内の避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	（3）甲が、西東京市内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	
121		<u>災害時における避難施設情報の提供に関する協定（株式会社バカン）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難所の混雑状況等の情報提供について、次のとおり協定（以下「本協定」</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>という)を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 本協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、避難所を開設した場合、甲が市民に対して避難所の混雑状況等の情報を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(協定内容)</u>	
		<u>第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。</u>	
		<u>(1) 甲は、西東京市の避難所等に係る情報を乙に提供すること。</u>	
		<u>(2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第3条 前条に基づく作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、甲、乙それぞれが負担するものとする。</u>	
		<u>(2次利用)</u>	
		<u>第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日とする。</u>	
		<u>2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間を更に1年延長するものとし、以後この例による。</u>	
		<u>(疑義等の決定)</u>	
		<u>第6条 本協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。</u>	
121		<u>令和5年8月3日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長 池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3</u>	
		<u>住友不動産永田町ビル2階</u>	
		<u>株式会社バカン</u>	
		<u>代表取締役 河野 剛進</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
157	災害時における受水槽の使用に関する協定（東京みらい農業協同組合）		
	地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と東京あぐり農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。		
	（緊急時の定義）		
	第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。		
	（使用上の注意）		
	第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。		
	2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。		
	（使用後の処理）		
	第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。		
	（使用の拒否）		
	第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。		
	（協定期間及び更新）		
	第5条 この協定は、平成13年8月9日から平成14年8月8日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。		
	（協議）		
	第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。		
	この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。		
	平成13年8月9日		
	甲——西東京市南町五丁目6番13号		
	西東京市長—————保谷——高範		
	乙——立川市柴崎町3丁目5番25号		

Page	旧文書	新文書	備考
	東京あぐり農業協同組合		
	代表理事組合長———阪本——雪造		
172	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
174	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
175	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
177	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
178	災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）	災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき応急食料の搬送を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報、避難 勧告若しくは避難 指示、又はその他立入制限が出されている地域への搬送要請を避けるなど、応急食料搬送に従事する作業員の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき応急食料の搬送を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報、避難指示、又はその他立入制限が出されている地域への搬送要請を避けるなど、応急食料搬送に従事する作業員の安全に配慮するものとする。	
198	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定 (株式会社ニチネン)	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定 (株式会社ニチネン)	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき燃料等の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避ける	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき燃料等の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避ける	

Page	旧文書	新文書	備考
	など、燃料等の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	など、燃料等の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
199		<u>災害時におけるA重油及び灯油の供給に関する協定（有限会社清水正二商店）</u>	
		<u>大規模停電を伴う災害時におけるA重油及び灯油の供給に関し、西東京市（以下「甲」という。）と有限会社清水正二商店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u> 第1条 この協定は、西東京市防災計画に基づき、災害応急対策に必要なA重油及び灯油を、市内業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。	
		<u>（協力内容）</u> 第2条 甲は、大規模停電を伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、田無庁舎又は保谷庁舎の自家用発電設備に必要であると認めたときは、乙に対し、A重油及び灯油の供給を依頼するものとする。	
		2 甲は、乙に自家用発電設備のA重油及び灯油の供給を依頼する場合は、A重油及び灯油依頼書（第1号様式）により、種目、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、種別、数量を明らかにして口頭で行うものとする。	
		3 乙は、甲から第2項に基づくA重油及び灯油供給の依頼があった場合は協力するものとする。	
		<u>（費用負担）</u> 第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入したA重油及び灯油の代金を負担するものとする。この場合A重油及び灯油の価格は供給時点における小売価格を基準とした適正な価格とする。	
		<u>（請求及び支払）</u> 第4条 乙は、A重油及び灯油の供給及び納入が完了したときは、前条の価格によるA重油及び灯油代金について、納品書を添えて甲に請求する。	
		2 甲は前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。	
		<u>（協定の有効期間）</u> 第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも相手に対して本協定の解除又は変更の申出が無い場合は、1年間延長されるものとし、以後この例による。	
200		<u>（協議）</u> 第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>については、甲乙協議して定めるものとする。</u>	
		<u>上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</u>	
		<u>令和5年1月12日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号 東京都西東京市 西東京市長 池澤 隆史 ㊟</u>	
		<u>乙 東京都西東京市田無町三丁目5番18号 有限会社 清水正二商店 代表取締役 清水 正二 ㊟</u>	
233	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（医療法人沖縄徳洲会介護老人保健施設武蔵野徳洲苑） （略）	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（医療法人沖縄徳洲会介護老人保健施設武蔵野徳洲苑） （略）	
	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会）		
	西東京市（以下「甲」という。）と宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。		
	（目的）		
	第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者及び妊婦等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。		
	（避難所の開設）		
	第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。		
	2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。		
	（開設の要請方法）		
	第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。		
	2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものと		

Page	旧文書	新文書	備考
	する。		
	(受入対象)		
	第4条 甲は、要援護者及び介助者が次の各号すべてに該当する者である場合、乙の施設を避難所として利用することができる。		
	一 特別な事情がある者を除き、要援護者1名につき、家族、親族、友人及び知人等から介助者1名を付き添い人として避難可能な者		
	二 女性及び小学生以下の児童		
	三 階段の昇降が可能な者		
	(要援護者の移送)		
	第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。		
	2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。		
	一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況		
	二 身元引受人の氏名・連絡先		
	三 その他避難所生活における注意事項等		
	(避難所の管理・運営)		
	第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。		
	2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。		
	3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。		
	4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。		
	(費用負担)		
	第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。		
	(費用の請求)		
	第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。		
	2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。		

Page	旧文書	新文書	備考
	-(開設期間)-		
	第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。		
	-(原状回復)-		
	第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。		
	-(災害補償)-		
	第11条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。		
	-(協定の解除)-		
	第12条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。		
	-(連絡責任者)-		
	第13条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。		
	-(訓練への参加)-		
	第14条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。		
	-(協定期間)-		
	第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。		
	-(協議)-		
	第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。		
	この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。		
	令和元年10月25日		
	甲 西東京市南町五丁目6番13号		
	西東京市長 丸山 浩一		

Page	旧文書	新文書	備考
	乙——西東京市保谷町四丁目10番26号		
	宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会		
	代表役員——前川 春美		
235	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園） (略)	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園） (略)	
236		<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人田無の会)</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人田無の会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(利用対象者等)</u>	
		<u>第2条 乙の施設の利用対象者は、避難所で避難生活をおくることが困難な障害者等とする。この場合、甲は同伴者（家族等を含む。）を配置するものとする。</u>	
		<u>(避難所の開設)</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。</u>	
		<u>2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。</u>	
		<u>(開設の要請方法)</u>	
		<u>第4条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要援護者の移送)</u>	
		<u>第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	
237		<u>(避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第11条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>組合条例第 19 号) に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第 12 条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
237		<u>第 13 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第 14 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。</u>	
		<u>令和 4 年 5 月 12 日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市向台町三丁目 1 番 11 号</u>	
		<u>社会福祉法人田無の会</u>	
		<u>理事長</u>	
		<u>小沢 弘</u>	
238		<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人睦月会)</u>	
		<u>西東京市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人睦月会 (以下「乙」という。) との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所 (以下「避難所」という。) としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第2条 前条の乙の管理する施設は、以下のとおりとする。</u>	
		<u>(1) 所在 西東京市泉町三丁目5番10号</u>	
		<u>(2) 名称 社会福祉法人睦月会 Life Design</u>	
		<u>(利用対象者等)</u>	
		<u>第3条 乙の施設の利用対象者は、避難所で避難生活をおくることが困難な障害者等とする。この場合、甲は同伴者（家族等を含む。）を配置するものとする。</u>	
		<u>(避難所の開設)</u>	
		<u>第4条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。</u>	
		<u>2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。</u>	
		<u>(開設の要請方法)</u>	
		<u>第5条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要援護者の移送)</u>	
		<u>第6条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
238		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	
		<u>(避難所の管理・運営)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第7条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第8条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第9条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第10条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第11条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第12条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
239		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第13条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第14条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第 15 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。</u>	
		<u>令和 4 年 12 月 22 日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都国立市泉三丁目 30 番地の 5</u>	
		<u>社会福祉法人睦月会</u>	
		<u>理事長</u>	
		<u>綿 祐二</u>	
239		<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定</u> <u>(株式会社SHエステート)</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社SHエステート（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第 1 条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第 2 条 前条の乙の管理する施設は、以下のとおりとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(1) 所在 西東京市泉町三丁目6番9号</u>	
		<u>(2) 名称 LIFE MEDICAL CARE いずみ</u>	
		<u>(避難所の開設)</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。</u>	
		<u>2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。</u>	
		<u>(開設の要請方法)</u>	
		<u>第4条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要援護者の移送)</u>	
		<u>第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	
240		<u>(避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第11条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第12条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
240		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第13条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第14条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年12月22日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都清瀬市元町一丁目8番30号</u>	
		<u>株式会社SHエステート</u>	
		<u>代表取締役</u>	
		<u>櫻井 英里子</u>	
241		<u>災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定</u> <u>(社会福祉法人たつの子の会)</u>	
		<u>西東京市(以下「甲」という。)と社会福祉法人たつの子の会(以下「乙」という。)との間において、災害時における要配慮者を対象とした福祉避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害(以下「災害」という。)により、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者(以下「要配慮者」という。)が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設【西東京みどり保育園】の一部を、要配慮者及びその家族(以下「要配慮者等」という。)を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(福祉避難所の開設)</u>	
		<u>第2条 甲は、災害時において要配慮者等を対象とした福祉避難所を開設する必要がある場合、福祉避難所として使用する場所及び範囲、受入可能人数、要配慮者等の移送方法を乙と協議のうえ、乙に対し、福祉避難所の開設を要請できる。</u>	
		<u>(開設の要請方法)</u>	
		<u>第3条 甲は、前条に基づき、乙に福祉避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要配慮者等の移送)</u>	
		<u>第4条 甲は、要配慮者等を福祉避難所に移送する手段を確保する責務を負うものとし、乙</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>は、甲の要請により要配慮者等を受け入れる場合、甲が行う要配慮者等の移送に合理的な範囲で協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、乙が要配慮者等の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲は、要配慮者等の移送開始までに、次に掲げる事項を文書により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、甲は口頭によりこれを行うことができるものとし、この場合、甲は、移送後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>一 要配慮者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要配慮者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他福祉避難所における生活上の注意事項等</u>	
241		<u>(福祉避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第5条 福祉避難所の管理・運営は、乙が行うものとする。</u>	
		<u>2 福祉避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲は、要配慮者を適切に支援できるよう、福祉避難所における生活相談員等の支援者を確保する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。</u>	
		<u>4 甲は、福祉避難所として機能させるために必要な施設を整備し、物資・器材を提供する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第6条 甲は、福祉避難所の管理・運営及び開設期間終了後の原状回復に係る費用を負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項の費用並びに支払方法及び時期については、福祉避難所の開設後、速やかに甲乙協議の上、別途書面にて合意する。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を要請することができる。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第8条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第9条 乙の所有する施設が、福祉避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第10条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要配慮者等の安全の確保に努めなければならない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。</u>	
242		<u>(協議)</u>	
		<u>第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙は各1通を保有する。</u>	
		<u>令和5年2月14日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市</u>	
		<u>代表者市長 池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都羽村市五ノ神二丁目6番地20号</u>	
		<u>社会福祉法人たつの子の会</u>	
		<u>理事長 武田 美代子</u>	
260	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第4条第1項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 <u>勧告</u> のほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第4条第1項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 <u>指示</u> のほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
263		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定（有限会社白河）</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と有限会社白河（以下「乙」という。）は、災害時における避難者等の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u>	
		<u>第1条 この協定は、火災、地震、風水害等の災害により、避難者等の宿泊場所が必要となった場合、甲が、乙の施設の一部を避難者等の緊急受け入れ先として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>（施設名称）</u>	
		<u>第2条 甲が緊急受け入れを要請する施設は、次のとおりとする。</u>	
		<u>（1）所在 西東京市田無町四丁目6番8号</u>	
		<u>（2）名称 白河旅館</u>	
		<u>（協力の要請）</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時に避難者等の臨時宿泊場所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。</u>	
		<u>（要請方法）</u>	
		<u>第4条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を書面により提出するものとする。ただし、急を要する場合は口頭にて要請し、事後において書面を提出するものとする。</u>	
		<u>（1）受け入れを要請する避難者等の住所、氏名、連絡先等</u>	
		<u>（2）受け入れ要請期間</u>	
		<u>2 乙は、この協定に基づく甲の要請があったときは、利用可能な施設の範囲内において、優先的に応じることとする。</u>	
		<u>（費用負担）</u>	
		<u>第5条 この協定に基づく臨時宿泊場所に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項に規定する費用については、災害発生時直前における適正価格とする。</u>	
		<u>（費用の請求）</u>	
		<u>第6条 乙は、前条の規定により、臨時宿泊場所に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
263		<u>（協定の解除）</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第7条 乙の施設が、臨時宿泊場所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者等)</u>	
		<u>第8条 この協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を指定し、相互に確認するものとする。</u>	
		<u>2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合、相互に連絡するものとする。また、甲は連絡先の確認のため、乙に対し、年に1回程度連絡するものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年10月17日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市田無町四丁目6番8号</u>	
		<u>有限会社白河 取締役</u>	
		<u>大賀 史雄</u>	
264		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定（有限会社エムナカジマ）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と有限会社エムナカジマ（以下「乙」という。）は、災害時における避難者等の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、火災、地震、風水害等の災害により、避難者等の宿泊場所が必要となった場合、甲が、乙の施設の一部を避難者等の緊急受け入れ先として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第2条 甲が緊急受け入れを要請する施設は、次のとおりとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(1) 所在 西東京市田無町四丁目 24 番 19 号</u>	
		<u>(2) 名称 田無第一ホテル</u>	
		<u>(協力の要請)</u>	
		<u>第 3 条 甲は、災害時に避難者等の臨時宿泊場所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。</u>	
		<u>(要請方法)</u>	
		<u>第 4 条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を書面により提出するものとする。ただし、急を要する場合は口頭にて要請し、事後において書面を提出するものとする。</u>	
		<u>(1) 受け入れを要請する避難者等の住所、氏名、連絡先等</u>	
		<u>(2) 受け入れ要請期間</u>	
		<u>2 乙は、この協定に基づく甲の要請があったときは、利用可能な施設の範囲内において、優先的に応じることとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第 5 条 この協定に基づく臨時宿泊場所に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項に規定する費用については、災害発生時直前における適正価格とする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第 6 条 乙は、前条の規定により、臨時宿泊場所に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
264		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第 7 条 乙の施設が、臨時宿泊場所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者等)</u>	
		<u>第 8 条 この協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を指定し、相互に確認するものとする。</u>	
		<u>2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合、相互に連絡するものとする。また、甲は連絡先の確認のため、乙に対し、年に 1 回程度連絡するものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年10月17日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市田無町三丁目9番23号</u>	
		<u>有限会社エムナカジマ</u>	
		<u>代表</u>	
		<u>中嶋 誠</u>	
265		<u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（株式会社ジェイコム東京西東京局）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京西東京局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 本協定は、西東京市に地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。</u>	
		<u>(協力事項)</u>	
		<u>第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。</u>	
		<u>(1) 乙の社員及び関係者による人的支援</u>	
		<u>(2) 乙の保有する車両及び物資等の提供</u>	
		<u>(3) その他甲又は乙が必要と認めた事項</u>	
		<u>(協力要請の手続き)</u>	
		<u>第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定に</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>よる協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力要請書」により要請を行うものとする。</u>	
		<u>ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。</u>	
		<u>(協力の実施)</u>	
		<u>第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。</u>	
		<u>2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。</u>	
		<u>ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。</u>	
		<u>(守秘義務)</u>	
		<u>第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。</u>	
265		<u>(経費の負担)</u>	
		<u>第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。</u>	
		<u>(サービス)</u>	
		<u>第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員のサービスその他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>(車両保険の取り扱い)</u>	
		<u>第9条 乙は乙の負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。</u>	
		<u>(連絡担当者)</u>	
		<u>第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(平常時の活動)</u>	
		<u>第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。</u>	
		<u>(1) 防災に関する計画等必要な情報の交換</u>	
		<u>(2) 甲の行う防災訓練等への参加</u>	
		<u>(3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、別表に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供</u>	
		<u>(4) その他災害時に協力が必要な事項</u>	
		<u>(有効期間)</u>	
		<u>第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。</u>	
		<u>ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。</u>	
		<u>(その他)</u>	
		<u>第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。</u>	
266		<u>本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年12月22日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東久留米市前沢三丁目10番18号</u>	
		<u>株式会社ジェイコム東京西東京局</u>	
		<u>局長 中山 純也</u>	
268	様式集	様式集	
269	様式1 職員動員集計票		
	職員動員集計票		
	<hr/>		
	<u>部 各</u>		

Page	旧文書	新文書	備考															
	<p style="text-align: center;">月——日——時現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="249 317 468 411" style="width: 15%;">部—長—職</th> <th data-bbox="468 317 688 411" style="width: 15%;">課—長—職</th> <th data-bbox="688 317 908 411" style="width: 15%;">係—長—職</th> <th colspan="2" data-bbox="908 317 1359 359" style="width: 35%;">係——員</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th data-bbox="908 359 1133 411" style="width: 15%;">男——性</th> <th data-bbox="1133 359 1359 411" style="width: 15%;">女——性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—人</td> <td style="text-align: center;">—人</td> <td style="text-align: center;">—人</td> <td style="text-align: center;">—人</td> <td style="text-align: center;">—人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（活動内容・車両・無線・出向先等）</p>	部—長—職	課—長—職	係—長—職	係——員					男——性	女——性	—人	—人	—人	—人	—人		
部—長—職	課—長—職	係—長—職	係——員															
			男——性	女——性														
—人	—人	—人	—人	—人														
	<p>様式2—自衛隊の災害派遣に関する都知事への要請書</p>																	
	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 第——号 ——年——月——日 </div> <p>東京都知事 ——殿</p> <p style="text-align: center;">——西東京市長——</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>—災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1—災害の情况及び派遣を要請する事由 2—派遣を希望する期間 3—派遣を希望する区域及び活動内容 4—その他参考となるべき事項 																	

Page	旧文書	新文書	備考
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第——号 ——年——月——日</p> <p>東京都知事 —————殿</p> <p style="text-align: center;">—————西東京市長—————</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣の撤収要請について</p> <p>——年——月——日付第——号により依頼した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり撤収を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1—撤収要請日時</p> <p>2—派遣された部隊</p> <p>3—派遣人員及び従事作業の内容</p> <p>4—その他参考となるべき事項</p> </div>		
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
270	様式3 罹災証明申請書 (略)	様式1 罹災証明申請書 (略)	
271	様式4 罹災証明書	様式2 罹災証明書	
	第 号	第 号	

Page	旧文書	新文書	備考																																																						
	年 月 日	年 月 日																																																							
	罹 災 証 明 書	罹 災 証 明 書																																																							
	<table border="1"> <tr> <td>世帯主住所</td> <td colspan="3">西東京市</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">世帯構成員</td> <td>氏 名</td> <td>続 柄</td> <td>年 齢</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	世帯主住所	西東京市			世帯主氏名				世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																<table border="1"> <tr> <td>世帯主住所</td> <td colspan="3">西東京市</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">世帯構成員</td> <td>氏 名</td> <td>続 柄</td> <td>年 齢</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	世帯主住所	西東京市			世帯主氏名				世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																
世帯主住所	西東京市																																																								
世帯主氏名																																																									
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																																																						
世帯主住所	西東京市																																																								
世帯主氏名																																																									
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																																																						
	罹災原因	---																																																							
	罹災原因	年 月 日の による																																																							
	被災住家*の所在地																																																								
	住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)																																																							
	被災住家*の所在地																																																								
	住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)																																																							
272	様式5—公共土木施設被害・下水道施設被害・上水道施設被害状況																																																								
	公 共 土 木 施 設 被 害																																																								
	下 水 道 施 設 被 害																																																								
	上 水 道 施 設 被 害																																																								
	_____月_____日_____時現 在																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="2">調 査 対 象</th> <th rowspan="2">被害内容</th> <th rowspan="2">被害数量</th> <th rowspan="2">被害金額 (推定)</th> <th rowspan="2">工 事 種 別</th> <th rowspan="2">速 報 事 項</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川</td> <td></td> <td></td> <td>ヶ所</td> <td>m</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 水 道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調 査 対 象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工 事 種 別	速 報 事 項	施設名	位 置	河 川			ヶ所	m	円			下 水 道								道 路								橋りょう																					
調査項目	調 査 対 象		被害内容	被害数量						被害金額 (推定)	工 事 種 別	速 報 事 項																																													
	施設名	位 置																																																							
河 川			ヶ所	m	円																																																				
下 水 道																																																									
道 路																																																									
橋りょう																																																									

Page	旧文書							新文書			備考																																															
	水 — 道																																																									
	様式6—教育施設被害状況																																																									
	教 育 施 設 被 害 状 況																																																									
	_____月_____日_____時現在																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">調査事項</th> <th style="width: 15%;">事 項</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">被害額推定</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">小 学 校</td> <td>全 壊 (焼)</td> <td style="text-align: center;">棟</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流 失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半 壊 (焼)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">中 学 校</td> <td>全 壊 (焼)</td> <td style="text-align: center;">棟</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流 失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半 壊 (焼)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											調査事項	事 項	数 量	被害額推定	備 考	小 学 校	全 壊 (焼)	棟	千円		流 失				半 壊 (焼)				浸 水				そ の 他				中 学 校	全 壊 (焼)	棟	千円		流 失				半 壊 (焼)				浸 水				そ の 他			
調査事項	事 項	数 量	被害額推定	備 考																																																						
小 学 校	全 壊 (焼)	棟	千円																																																							
	流 失																																																									
	半 壊 (焼)																																																									
	浸 水																																																									
	そ の 他																																																									
中 学 校	全 壊 (焼)	棟	千円																																																							
	流 失																																																									
	半 壊 (焼)																																																									
	浸 水																																																									
	そ の 他																																																									
	様式7—市有財産被害																																																									
	市 有 財 産 被 害																																																									
	_____月_____日_____時現在																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被 害 物 件 名</th> <th style="width: 10%;">件 数</th> <th style="width: 20%;">被害額推定</th> <th style="width: 50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											被 害 物 件 名	件 数	被害額推定	摘 要		件	円																																								
被 害 物 件 名	件 数	被害額推定	摘 要																																																							
	件	円																																																								

Page	旧文書					新文書	備考
	様式8 商工業被害状況						
	商工業被害状況						
	_____月_____日_____時現在						
	調査 項目	事 項	数 量	被害額推定		摘 要	
				建 物	金 額		
	工場	全壊（焼）	件	㎡	千円		
		流 失					
		半壊（焼）					
		浸 水					
		そ の 他					
	商店	全壊（焼）	件	㎡	千円		
		流 失					
		半壊（焼）					
		浸 水					
		そ の 他					
		全壊（焼）	件	㎡	千円		
		流 失					

Page	旧文書						新文書		備考
	その他	半壊(焼)							
		浸水							
		その他							
様式9 農業被害状況									
農業被害状況									
月 日 時現在									
区分	被害態様 農産物名	流失	土砂 流入 埋没	冠水	き裂 陥没	風害 のみ	その他	計	
		面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
田	被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	単価	円	円	円	円	円	円	円	
	被害見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
畑	被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
様式10 農産物被害状況									
農産物被害状況									
月 日 時現在									
区分	単位	被害		備考					
		数量	金額						
果実	ha		千円						
野菜									
その他									

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																				
272	様式11 被災者台帳	様式3 被災者台帳																																																																																																																					
	被災者台帳	被災者台帳																																																																																																																					
	<table border="1"> <tr> <td>世帯主住所</td> <td colspan="3">市 丁目 番号</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td>世帯人員</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>連絡先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被災</td> <td>災害原因</td> <td colspan="2">1 風水害 2 震火災 3 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>被災年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>被災場所</td> <td colspan="2">町 丁目 番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災の程度</td> <td>住家</td> <td colspan="2">(1) 全壊(焼) (2) 流失 (3) 半壊(焼) (4) 床下浸水 (5) 床上浸水 (6) その他 ()</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td colspan="2">(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">摘要</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">世帯人員</td> <td>氏名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	世帯主住所	市 丁目 番号			世帯主氏名	世帯人員	人		電話番号	連絡先			被災	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()		被災年月日	年 月 日		被災場所	町 丁目 番号		被災の程度	住家	(1) 全壊(焼) (2) 流失 (3) 半壊(焼) (4) 床下浸水 (5) 床上浸水 (6) その他 ()		人員	(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人		摘要				世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考																					<table border="1"> <tr> <td>世帯主住所</td> <td colspan="3">市 丁目 番号</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td>世帯人員</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>連絡先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被災</td> <td>災害原因</td> <td colspan="2">1 風水害 2 震火災 3 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>被災年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>被災場所</td> <td colspan="2">町 丁目 番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災の程度</td> <td>住家</td> <td colspan="2">(1) 全壊(焼) (2) <u>大規模半壊</u> (3) <u>中規模半壊</u> <u>(4) 半壊(焼)</u> <u>(5) 準半壊</u> (6) <u>準半壊に至らない</u> (7) <u>流失</u> (8) <u>床下浸水</u> (9) <u>床上浸水</u> (10) <u>無被害</u> (11) その他 ()</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td colspan="2">(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">摘要</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">世帯人員</td> <td>氏名</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	世帯主住所	市 丁目 番号			世帯主氏名	世帯人員	人		電話番号	連絡先			被災	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()		被災年月日	年 月 日		被災場所	町 丁目 番号		被災の程度	住家	(1) 全壊(焼) (2) <u>大規模半壊</u> (3) <u>中規模半壊</u> <u>(4) 半壊(焼)</u> <u>(5) 準半壊</u> (6) <u>準半壊に至らない</u> (7) <u>流失</u> (8) <u>床下浸水</u> (9) <u>床上浸水</u> (10) <u>無被害</u> (11) その他 ()		人員	(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人		摘要				世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考																					
世帯主住所	市 丁目 番号																																																																																																																						
世帯主氏名	世帯人員	人																																																																																																																					
電話番号	連絡先																																																																																																																						
被災	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()																																																																																																																					
	被災年月日	年 月 日																																																																																																																					
	被災場所	町 丁目 番号																																																																																																																					
	被災の程度	住家	(1) 全壊(焼) (2) 流失 (3) 半壊(焼) (4) 床下浸水 (5) 床上浸水 (6) その他 ()																																																																																																																				
人員		(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人																																																																																																																					
摘要																																																																																																																							
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考																																																																																																																			
世帯主住所	市 丁目 番号																																																																																																																						
世帯主氏名	世帯人員	人																																																																																																																					
電話番号	連絡先																																																																																																																						
被災	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()																																																																																																																					
	被災年月日	年 月 日																																																																																																																					
	被災場所	町 丁目 番号																																																																																																																					
	被災の程度	住家	(1) 全壊(焼) (2) <u>大規模半壊</u> (3) <u>中規模半壊</u> <u>(4) 半壊(焼)</u> <u>(5) 準半壊</u> (6) <u>準半壊に至らない</u> (7) <u>流失</u> (8) <u>床下浸水</u> (9) <u>床上浸水</u> (10) <u>無被害</u> (11) その他 ()																																																																																																																				
人員		(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人																																																																																																																					
摘要																																																																																																																							
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考																																																																																																																			
	様式12 災害応急対策実施報告																																																																																																																						
	災害応急対策実施報告																																																																																																																						
	在 _____月____日____時現																																																																																																																						
	<table border="1"> <tr> <td>報告班</td> <td>項 目</td> <td>措 置</td> <td>経 費 (概算)</td> <td>今後の措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難措置</td> <td>一か所(避難所) 人 世帯</td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	報告班	項 目	措 置	経 費 (概算)	今後の措置		避難措置	一か所(避難所) 人 世帯	(円)			応急仮設住宅																																																																																																										
報告班	項 目	措 置	経 費 (概算)	今後の措置																																																																																																																			
	避難措置	一か所(避難所) 人 世帯	(円)																																																																																																																				
	応急仮設住宅																																																																																																																						

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td>食—品—給—与</td> <td>炊き出し—ヶ所—給与—人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給—水</td> <td>人—ヶ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生—活—必—需—品—給—与</td> <td>全壊・流失—半壊・床上—世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医—療</td> <td>救護班—救護所—診療人員—ヶ所—人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>助—産</td> <td>—ヶ所—人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救—出</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住—宅—の—修—理</td> <td></td> <td>戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生—業—資—金</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学—用—品—給—与</td> <td>教科書—学用品—中学生—人・小学生—人—中学生—人・小学生—人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋—葬</td> <td>夫—人—小—人—人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死—体—捜—索</td> <td>—体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死—体—の—処—理</td> <td>洗淨—消毒—保存—検案—体—体—体—体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障—害—物—の—除—去</td> <td></td> <td>戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸—送</td> <td></td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人—夫</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水—防—活—動</td> <td>か所—人・工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防—疫</td> <td>防疫班—防疫数—班—世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ご—み—処—理</td> <td>世帯—t</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>し—尿—処—理</td> <td>世帯—ヶ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公—共—土—木—施—設—応—急—対—策</td> <td>か所—人・作業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>義—援—金—配—分</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災—害—救—助—貸—付</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ—の—他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	食—品—給—与	炊き出し—ヶ所—給与—人			給—水	人—ヶ所			生—活—必—需—品—給—与	全壊・流失—半壊・床上—世帯			医—療	救護班—救護所—診療人員—ヶ所—人			助—産	—ヶ所—人			救—出		人		住—宅—の—修—理		戸		生—業—資—金		件		学—用—品—給—与	教科書—学用品—中学生—人・小学生—人—中学生—人・小学生—人			埋—葬	夫—人—小—人—人			死—体—捜—索	—体			死—体—の—処—理	洗淨—消毒—保存—検案—体—体—体—体			障—害—物—の—除—去		戸		輸—送		台		人—夫		人		水—防—活—動	か所—人・工法			防—疫	防疫班—防疫数—班—世帯			ご—み—処—理	世帯—t			し—尿—処—理	世帯—ヶ所			公—共—土—木—施—設—応—急—対—策	か所—人・作業			義—援—金—配—分	世帯			災—害—救—助—貸—付		件		そ—の—他					
食—品—給—与	炊き出し—ヶ所—給与—人																																																																																														
給—水	人—ヶ所																																																																																														
生—活—必—需—品—給—与	全壊・流失—半壊・床上—世帯																																																																																														
医—療	救護班—救護所—診療人員—ヶ所—人																																																																																														
助—産	—ヶ所—人																																																																																														
救—出		人																																																																																													
住—宅—の—修—理		戸																																																																																													
生—業—資—金		件																																																																																													
学—用—品—給—与	教科書—学用品—中学生—人・小学生—人—中学生—人・小学生—人																																																																																														
埋—葬	夫—人—小—人—人																																																																																														
死—体—捜—索	—体																																																																																														
死—体—の—処—理	洗淨—消毒—保存—検案—体—体—体—体																																																																																														
障—害—物—の—除—去		戸																																																																																													
輸—送		台																																																																																													
人—夫		人																																																																																													
水—防—活—動	か所—人・工法																																																																																														
防—疫	防疫班—防疫数—班—世帯																																																																																														
ご—み—処—理	世帯—t																																																																																														
し—尿—処—理	世帯—ヶ所																																																																																														
公—共—土—木—施—設—応—急—対—策	か所—人・作業																																																																																														
義—援—金—配—分	世帯																																																																																														
災—害—救—助—貸—付		件																																																																																													
そ—の—他																																																																																															
273	様式13 災害救助法による様式 (略)	様式4 災害救助法による様式 (略)																																																																																													
276	様式14 避難者名簿（カード）	様式5 避難者名簿（カード）																																																																																													
	避難者名簿（カード）	避難者名簿（カード）																																																																																													
	様式15—避難所設置及び収容状況																																																																																														
	避難所設置及び収容状況																																																																																														

Page	旧文書	新文書	備考																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="color: red;">避難所の 名——称</th> <th style="color: red;">所在地</th> <th style="color: red;">種別</th> <th style="color: red;">開設期間</th> <th style="color: red;">実人員</th> <th style="color: red;">開設日時</th> <th style="color: red;">延人員</th> <th style="color: red;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="color: red;">自——月——日 至——月——日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難所の 名——称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日時	延人員	備考				自——月——日 至——月——日																																														
避難所の 名——称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日時	延人員	備考																																																				
			自——月——日 至——月——日																																																								
	——注——1——種別欄は、既存建物と野外施設を区分する。——																																																										
	——2——計欄は、既存建物と野外施設を区分して合計する。——																																																										
	様式16——避難所収容台帳																																																										
	避難所収容台帳																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="color: red;">年——月——日（——）曜日——時現在</th> <th colspan="5"></th> </tr> <tr> <th style="color: red;">避難所名</th> <th style="color: red;">避難所責任者</th> <th style="color: red;">避難者数</th> <th style="color: red;">世帯数</th> <th style="color: red;">記——事</th> <th style="color: red;">要医療 人——員</th> <th style="color: red;">備——考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="color: red;">合——計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年——月——日（——）曜日——時現在							避難所名	避難所責任者	避難者数	世帯数	記——事	要医療 人——員	備——考																																				合——計								
年——月——日（——）曜日——時現在																																																											
避難所名	避難所責任者	避難者数	世帯数	記——事	要医療 人——員	備——考																																																					
合——計																																																											
	注——避難者数は、当日の最高人員数を記入し、増減過程は、記事欄に記入する。——																																																										
	様式17——職員避難所勤務状況																																																										
	職員避難所勤務状況																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="color: red;">職——名</th> <th rowspan="3" style="color: red;">氏——名</th> <th rowspan="3" style="color: red;">所——属</th> <th colspan="2" style="color: red;">避——難——所</th> <th rowspan="3" style="color: red;">備——考</th> </tr> <tr> <th style="color: red;">到——着</th> <th style="color: red;">退——出</th> </tr> <tr> <th style="color: red;">年——月——日——時——分</th> <th style="color: red;">年——月——日——時——分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職——名	氏——名	所——属	避——難——所		備——考	到——着	退——出	年——月——日——時——分	年——月——日——時——分																																																
職——名	氏——名				所——属	避——難——所		備——考																																																			
						到——着			退——出																																																		
		年——月——日——時——分	年——月——日——時——分																																																								

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																								
	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																																																										
277	<p>様式18 避難所日誌 (略)</p>	<p>様式6 避難所日誌 (略)</p>																																																																																									
	<p>様式19 生活物資等管理簿(カード)</p>																																																																																										
	<p>生活物資等管理簿(カード)</p>																																																																																										
	<p>品名() (注) 管理番号は、生活物資等受領簿の番号</p>																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>受領数</th> <th>配給数</th> <th>残数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考																																																																																		
管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考																																																																																				
	<p>様式20 生活物資等受領簿</p>																																																																																										
	<p>生活物資等受領簿</p>																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>時間</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>受入先</th> <th>管理簿の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	管理番号	年	月	日	時間	品名	数量	受入先	管理簿の有無	備考																																																																																
管理番号	年	月	日	時間	品名	数量	受入先	管理簿の有無	備考																																																																																		

Page	旧文書							新文書			備考	
	様式21 援助物資等給与状況											
	援助物資等給与状況											
	_____月_____日_____時現在											
	◎給与 (輸送)先	活動期間	活 動 態 勢				給 与 内 容					
			◎人 員		車 両							
			職員	その他	車 名	数 量	調 達 保有別	◎品名	◎数量	調 達 保有別		
	—自	実										
	—至	延										
	避難所 他 々所	実										
		延										

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																
	(注) 中間報告は、◎印の事項のみ報告のこと。																																																																																																																		
	様式22 防災医療の概要																																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">情報連絡 (無線・電話・口伝)</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">動 具</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">集 結</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">出 動</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">現 場 救 護 所</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">受付・振り分け</td> <td style="text-align: center;">振り分け</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">軽 中 等 症</td> <td style="text-align: center;">重症</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">重 篤</td> <td style="text-align: center;">死 亡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽 症</td> <td style="text-align: center;">中 等 症</td> <td style="text-align: center;">重 症</td> <td style="text-align: center;">重 篤</td> <td style="text-align: center;">危 篤</td> <td style="text-align: center;">頻 死</td> <td style="text-align: center;">死 亡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">蘇 生</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">蘇 生</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">創傷棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">仮設病院 産科棟</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">治 療</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">熱傷棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">— X線棟</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(Treatment)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">骨折棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">— 手術棟</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">A. L. S</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中毒棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">— 後送棟</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">補 液</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">眼科棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">搬 送</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">手 術</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">内科・小児科棟</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(救急車・ヘリコプター) ↓</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">後 方 病 院</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	情報連絡 (無線・電話・口伝)							動 具							集 結							出 動							現 場 救 護 所							受付・振り分け						振り分け	軽 中 等 症		重症	重 篤			死 亡	軽 症	中 等 症	重 症	重 篤	危 篤	頻 死	死 亡	+		蘇 生			蘇 生		創傷棟		仮設病院 産科棟			治 療		熱傷棟		— X線棟			(Treatment)		骨折棟		— 手術棟			A. L. S		中毒棟		— 後送棟			補 液		眼科棟		搬 送			手 術		内科・小児科棟		(救急車・ヘリコプター) ↓							後 方 病 院						
情報連絡 (無線・電話・口伝)																																																																																																																			
動 具																																																																																																																			
集 結																																																																																																																			
出 動																																																																																																																			
現 場 救 護 所																																																																																																																			
受付・振り分け						振り分け																																																																																																													
軽 中 等 症		重症	重 篤			死 亡																																																																																																													
軽 症	中 等 症	重 症	重 篤	危 篤	頻 死	死 亡																																																																																																													
+		蘇 生			蘇 生																																																																																																														
創傷棟		仮設病院 産科棟			治 療																																																																																																														
熱傷棟		— X線棟			(Treatment)																																																																																																														
骨折棟		— 手術棟			A. L. S																																																																																																														
中毒棟		— 後送棟			補 液																																																																																																														
眼科棟		搬 送			手 術																																																																																																														
内科・小児科棟		(救急車・ヘリコプター) ↓																																																																																																																	
		後 方 病 院																																																																																																																	
	様式23 救護班診療記録																																																																																																																		
	<div style="text-align: center;">救護班名 班長・医師名 ◎</div>																																																																																																																		

Page	旧文書							新文書			備考
	年—月—日	住—所	患者氏名	年齢	病—名	措置概要	備—考				
	様式24—救護班医薬品衛生材料使用簿										
	— 救護班名 — 班長・医師名 — 印										
	医薬品衛生器材料 品—名	単位呼称	単価	摘要	受	払	残	備—考			
	計										
	— 注 1 — 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。										
	— 2 — 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。										
	— 3 — 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。										
	様式25—救護班の編成及び活動記録										
	期間	救護所の場所	診—療 患者数	死—体 検索数	班の編成	班長職氏名	備—考				
	— 注 1 — 診療患者数欄は、延人員数を記入する。										
	— 2 — 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。										
	様式26—医薬品衛生材料受払簿										
	品—名	単位呼称									
	年—月—日	摘—要	受	払	残	備—考					

Page	旧文書	新文書	備考																						
	計																								
	注1 品名ごとに作成する。																								
	2 摘要欄は、購入先、受入先及び払出先を記入する。																								
	3 備考欄は、購入金額及び内訳を記入する。																								
	様式27 病院診療所医療実施状況																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">診療機関名</th> <th rowspan="2">診療期間</th> <th colspan="2">診療人員</th> <th>診療報酬</th> <th rowspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在地	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬	金 額	備 考	入院	通院	点 数													
所在地	診療機関名				診療期間	診療人員				診療報酬	金 額	備 考													
		入院	通院	点 数																					
	注 診療人員欄は、延人員数を記入する。																								
	様式28 助産台帳																								
	助 産 台 帳																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分 べ ん 者</th> <th rowspan="2">分べんの日時 場 所</th> <th rowspan="2">助 産 機関名</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分 べ ん 者			分べんの日時 場 所	助 産 機関名	期 間	金 額	備 考	住 所	氏 名	年 齢													
分 べ ん 者			分べんの日時 場 所	助 産 機関名						期 間	金 額	備 考													
住 所	氏 名	年 齢																							
278	様式29 炊き出し給食簿 (略)	様式7 炊き出し給食簿 (略)																							
	様式30 車両調達に関する記録簿																								
	(1) 貨物自動車																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会 社 名</th> <th rowspan="2">代表者</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">電 話</th> <th colspan="4">車 両 保 有 数</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>小型 (2+)</th> <th>中型</th> <th>大型 (8+以上)</th> <th>その 他 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	会 社 名	代表者	住 所	電 話	車 両 保 有 数				備 考	小型 (2+)	中型	大型 (8+以上)	その 他 計											
会 社 名	代表者					住 所	電 話	車 両 保 有 数				備 考													
		小型 (2+)	中型	大型 (8+以上)	その 他 計																				

Page	旧文書	新文書	備考																																										
	<p>様式32 修繕費支払簿</p>																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">目的</th> <th rowspan="2">故障年月日</th> <th rowspan="2">故障場所</th> <th colspan="2">故障車両</th> <th rowspan="2">故障の概要</th> <th rowspan="2">修繕年月日</th> <th rowspan="2">修繕料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	目的	故障年月日	故障場所	故障車両		故障の概要	修繕年月日	修繕料	備考	番号	所有者																																
年月日	目的					故障年月日	故障場所					故障車両		故障の概要	修繕年月日	修繕料	備考																												
		番号	所有者																																										
	<p>注 1 救助事務と本部事務を区分して作成する。</p>																																												
	<p>2 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。</p>																																												
	<p>様式33 緊急通行車両等事前届出関連様式</p>																																												
	<p>整理番号 (署 課 号)</p>																																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="243 804 804 1073"> <p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名</p> </td> <td data-bbox="804 804 1362 1073"> <p>地震防災 応急対策用 第 号 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="243 1073 804 1325"> <p>番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 使用者 住所 () 局 番 氏名 出発地</p> </td> <td data-bbox="804 1073 1362 1325"> <p>備考 (注) 1 この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="243 1325 1362 1526"> <p>※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに当該車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。</p> </td> </tr> </table>	<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名</p>	<p>地震防災 応急対策用 第 号 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会</p>	<p>番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 使用者 住所 () 局 番 氏名 出発地</p>	<p>備考 (注) 1 この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>	<p>※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに当該車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。</p>																																							
<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名</p>	<p>地震防災 応急対策用 第 号 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会</p>																																												
<p>番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 使用者 住所 () 局 番 氏名 出発地</p>	<p>備考 (注) 1 この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>																																												
<p>※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに当該車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。</p>																																													
	<p>(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>																																												
	<p>様式34 緊急通行車両等確認関連様式</p>																																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="243 1671 780 1917"> <p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話)</p> </td> <td data-bbox="780 1671 1362 1917"> <p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両確認証明書 年 月 日 東京都公安委員会</p> </td> </tr> </table>	<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話)</p>	<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両確認証明書 年 月 日 東京都公安委員会</p>																																										
<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話)</p>	<p>地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両確認証明書 年 月 日 東京都公安委員会</p>																																												

Page	旧文書	新文書	備考																														
	<p style="text-align: center;">氏名 <u> </u> ④</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住所</td> <td>() 局</td> <td>番</td> </tr> <tr> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="4">通行日時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行経路</td> <td>出発地</td> <td colspan="2">目的地</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> </table> <p>(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。</p>	番号標に表示されている番号				車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				使用者	住所	() 局	番	氏名			通行日時				通行経路	出発地	目的地					備考					
番号標に表示されている番号																																	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																	
使用者	住所	() 局	番																														
	氏名																																
通行日時																																	
通行経路	出発地	目的地																															
備考																																	
279	様式 35 災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章 (略)	様式 8 災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章 (略)																															
280	様式 36 埋火葬関連 (略)	様式 9 埋火葬関連 (略)																															
	様式37 救助の実施記録																																
	救助実施記録日計票																																
	<p style="text-align: center;">救助の実施記録日計票</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救助の種類</td> <td>避難所</td> <td>炊き出し等</td> <td>飲料水</td> <td>生活必需品</td> <td><u> </u> 西 東 京 市</td> </tr> <tr> <td>医療救護</td> <td>助産</td> <td>仮設住宅</td> <td>住宅修理</td> <td rowspan="3">責 任 者 氏 名 <u> </u> 印 <u> </u></td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>学用品等</td> <td>死体捜索</td> <td>死体処理</td> </tr> <tr> <td>本部班</td> <td>死体埋葬</td> <td>障害物除去</td> <td>輸送</td> </tr> <tr> <td>労務供給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>NO. <u> </u> 月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>員数 (世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品目 (数量・金額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入先</td> <td></td> </tr> </table>	救助の種類	避難所	炊き出し等	飲料水	生活必需品	<u> </u> 西 東 京 市	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責 任 者 氏 名 <u> </u> 印 <u> </u>	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	労務供給					員数 (世帯)		品目 (数量・金額)		受入先			
救助の種類	避難所		炊き出し等	飲料水	生活必需品	<u> </u> 西 東 京 市																											
	医療救護		助産	仮設住宅	住宅修理	責 任 者 氏 名 <u> </u> 印 <u> </u>																											
	救護班		学用品等	死体捜索	死体処理																												
	本部班		死体埋葬	障害物除去	輸送																												
	労務供給																																
員数 (世帯)																																	
品目 (数量・金額)																																	
受入先																																	

Page	旧文書				新文書				備考																																									
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">避難場所開設</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">開設期間</td> <td style="width: 15%;">開設日時</td> <td style="width: 15%;">_____日 _____時</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>閉鎖予定日</td> <td>_____月 _____日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存建物</td> <td>箇所数</td> <td>_____箇所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野外仮設</td> <td>箇所数</td> <td>_____箇所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td>_____人</td> </tr> </table> </div>				開設期間	開設日時	_____日 _____時		閉鎖予定日	_____月 _____日	既存建物	箇所数	_____箇所		収容人員	_____人	野外仮設	箇所数	_____箇所		収容人員	_____人	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">被服寝具生活必需品給与</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">都より受入又は前日よりの繰越量</td> <td>_____点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">本日で支給</td> <td>全壊(焼)世帯数</td> <td>_____()世帯</td> </tr> <tr> <td>流失世帯数</td> <td>_____点</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼世帯数</td> <td>_____()世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床上浸水世帯数</td> <td>_____点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日への繰越量</td> <td>_____点</td> </tr> </table> </div>	都より受入又は前日よりの繰越量		_____点	本日で支給	全壊(焼)世帯数	_____()世帯	流失世帯数	_____点	半壊半焼世帯数	_____()世帯	床上浸水世帯数		_____点	翌日への繰越量		_____点											
開設期間	開設日時	_____日 _____時																																																
	閉鎖予定日	_____月 _____日																																																
既存建物	箇所数	_____箇所																																																
	収容人員	_____人																																																
野外仮設	箇所数	_____箇所																																																
	収容人員	_____人																																																
都より受入又は前日よりの繰越量		_____点																																																
本日で支給	全壊(焼)世帯数	_____()世帯																																																
	流失世帯数	_____点																																																
	半壊半焼世帯数	_____()世帯																																																
床上浸水世帯数		_____点																																																
翌日への繰越量		_____点																																																
半用	都より受入又は前日よりの繰越量	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">救出し</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">炊出期間</td> <td style="width: 15%;">開始月日</td> <td style="width: 15%;">_____月 _____日</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>終了予定日</td> <td>_____月 _____日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">炊出し箇所数</td> <td>_____箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">救出人員</td> <td>朝</td> <td>_____人</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">避難場所開設</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">供給人員</td> <td>_____</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">被災者救出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">供給水量</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水期間</td> <td>開始月日</td> <td>_____月 _____日</td> </tr> <tr> <td>終了予定日</td> <td>_____月 _____日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水方法</td> <td>_____</td> </tr> </table> </div>	炊出期間	開始月日	_____月 _____日		終了予定日	_____月 _____日	炊出し箇所数		_____箇所		救出人員	朝	_____人	避難場所開設	昼	_____人	夜	_____人	計	_____人	供給人員		_____	被災者救出	供給水量		_____	給水期間	開始月日	_____月 _____日	終了予定日	_____月 _____日	給水方法		_____	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">医療班</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">医療班出動数</td> <td>_____班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">救助地区</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">診療者数</td> <td>医療</td> <td>_____人</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>_____人</td> </tr> </table> </div>	医療班出動数		_____班	救助地区		_____	診療者数	医療	_____人	助産	_____人	
炊出期間	開始月日	_____月 _____日																																																
	終了予定日	_____月 _____日																																																
炊出し箇所数		_____箇所																																																
救出人員	朝	_____人	避難場所開設																																															
	昼	_____人																																																
	夜	_____人																																																
	計	_____人																																																
供給人員		_____	被災者救出																																															
供給水量		_____																																																
給水期間	開始月日	_____月 _____日																																																
	終了予定日	_____月 _____日																																																
給水方法		_____																																																
医療班出動数		_____班																																																
救助地区		_____																																																
診療者数	医療	_____人																																																
	助産	_____人																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">救出し</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">医療機関</td> <td style="width: 15%;">施設数</td> <td style="width: 15%;">_____所</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>診療人員</td> <td>_____月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">助産</td> <td>施設数</td> <td>_____所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>救助終了予定月日</td> <td>_____月 _____日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">救助地区</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">救助した人員</td> <td>_____人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後救出を要する人員</td> <td>_____人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">救出終了予定月日</td> <td>_____月 _____日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">救出の方法</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> </table> </div>	医療機関	施設数	_____所		診療人員	_____月	助産	施設数	_____所		救助終了予定月日	_____月 _____日	救助地区		_____		救助した人員		_____人		今後救出を要する人員		_____人		救出終了予定月日		_____月 _____日		救出の方法		_____		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">死体</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">死亡原因別人員</td> <td>_____</td> </tr> </table> </div>	死亡原因別人員		_____													
医療機関	施設数		_____所																																															
	診療人員	_____月																																																
助産	施設数	_____所																																																
	救助終了予定月日	_____月 _____日																																																
救助地区		_____																																																
救助した人員		_____人																																																
今後救出を要する人員		_____人																																																
救出終了予定月日		_____月 _____日																																																
救出の方法		_____																																																
死亡原因別人員		_____																																																

Page	旧文書										新文書			備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">小学生</td> <td colspan="2">全壊(焼)世帯</td> <td>()人</td> <td rowspan="21"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">全壊(焼)世帯</td> <td>()人</td> <td rowspan="21"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">様式40—埋葬台帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 埋 葬 台 帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 西東京</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	小学生	全壊(焼)世帯		()人	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	死体処理	死体洗浄			死体縫合			死体消毒			死体保存	既存建物 利 用			仮設建物			死体処理機関				今後処理を要する死体				死体処理終了予定月日				埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去数			本日埋葬	大人	体	本日除去した戸数			小人	体	今後除去する戸数			計	体	除去終了予定月日			翌日以降の要埋葬数		体	公 用 車 使 用			埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用			死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類			死体	搜索を要する死体		体	本日発見死体		体	今後の要搜索死体		体	搜索の方法			人末	大夫雇上げ数			搜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業			仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他			竣工月日	戸 月 日				住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				竣工月日	戸 月 日				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">全壊(焼)世帯</td> <td>()人</td> <td rowspan="21"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">様式40—埋葬台帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 埋 葬 台 帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 西東京</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全壊(焼)世帯		()人	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	死体処理	死体洗浄			死体縫合			死体消毒			死体保存	既存建物 利 用			仮設建物			死体処理機関				今後処理を要する死体				死体処理終了予定月日				埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去数			本日埋葬	大人	体	本日除去した戸数			小人	体	今後除去する戸数			計	体	除去終了予定月日			翌日以降の要埋葬数		体	公 用 車 使 用			埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用			死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類			死体	搜索を要する死体		体	本日発見死体		体	今後の要搜索死体		体	搜索の方法			人末	大夫雇上げ数			搜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業			仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他			竣工月日	戸 月 日				住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				竣工月日	戸 月 日							様式40—埋葬台帳															— 埋 葬 台 帳															— 市															— 西東京															<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考	氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計							円																																	
小学生			全壊(焼)世帯		()人			<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	死体処理	死体洗浄			死体縫合			死体消毒			死体保存	既存建物 利 用			仮設建物			死体処理機関				今後処理を要する死体				死体処理終了予定月日				埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去数			本日埋葬	大人	体	本日除去した戸数			小人	体	今後除去する戸数			計	体	除去終了予定月日			翌日以降の要埋葬数		体	公 用 車 使 用			埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用			死体の搜索	搜索地区				輸送		救助の種類			死体	搜索を要する死体		体	本日発見死体		体	今後の要搜索死体			体	搜索の方法			人末	大夫雇上げ数			搜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業			仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他				竣工月日	戸 月 日					住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				竣工月日	戸 月 日						<table border="1"> <tr> <td colspan="2">全壊(焼)世帯</td> <td>()人</td> <td rowspan="21"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">様式40—埋葬台帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 埋 葬 台 帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="13">— 西東京</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全壊(焼)世帯		()人	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	死体処理		死体洗浄			死体縫合			死体消毒			死体保存	既存建物 利 用			仮設建物			死体処理機関				今後処理を要する死体				死体処理終了予定月日				埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去数			本日埋葬	大人	体	本日除去した戸数			小人	体	今後除去する戸数			計	体	除去終了予定月日			翌日以降の要埋葬数			体	公 用 車 使 用					埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用			死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類				死体	搜索を要する死体		体	本日発見死体		体	今後の要搜索死体			体	搜索の方法			人末	大夫雇上げ数			搜索終了予定月日			月 日	従 事 作 業			仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他			竣工月日	戸 月 日				住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				竣工月日	戸 月 日							様式40—埋葬台帳															— 埋 葬 台 帳															— 市																	— 西東京															<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考	氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計							円															
			死体処理	死体洗浄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死体縫合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
死体消毒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
死体保存		既存建物 利 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		仮設建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
死体処理機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
今後処理を要する死体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
死体処理終了予定月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
埋葬		前日までの埋葬		体	障害物の除去		要障害物除去数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		本日埋葬	大人	体			本日除去した戸数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			小人	体			今後除去する戸数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			計	体			除去終了予定月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
翌日以降の要埋葬数		体	公 用 車 使 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
死体の搜索		搜索地区			輸送		救助の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		死体	搜索を要する死体						体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			本日発見死体						体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			今後の要搜索死体						体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		搜索の方法							人末	大夫雇上げ数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
搜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	竣工月日	戸 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	竣工月日	戸 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
全壊(焼)世帯		()人	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">死体処理</td> <td colspan="2">死体洗浄</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体縫合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死体消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死体保存</td> <td colspan="2">既存建物 利 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮設建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後処理を要する死体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">死体処理終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">埋葬</td> <td colspan="2">前日までの埋葬</td> <td>体</td> <td rowspan="4">障害物の除去</td> <td colspan="2">要障害物除去数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本日埋葬</td> <td>大人</td> <td>体</td> <td colspan="2">本日除去した戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>体</td> <td colspan="2">今後除去する戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>体</td> <td colspan="2">除去終了予定月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">翌日以降の要埋葬数</td> <td>体</td> <td colspan="2">公 用 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋葬終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">借 上 車 使 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">死体の搜索</td> <td colspan="2">搜索地区</td> <td></td> <td rowspan="5">輸送</td> <td rowspan="5">救助の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td colspan="2">搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td colspan="2">大夫雇上げ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搜索終了予定月日</td> <td>月 日</td> <td colspan="2">従 事 作 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2">そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸 月 日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	死体処理	死体洗浄			死体縫合			死体消毒			死体保存	既存建物 利 用			仮設建物			死体処理機関				今後処理を要する死体				死体処理終了予定月日				埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去数			本日埋葬	大人	体	本日除去した戸数			小人	体	今後除去する戸数			計	体	除去終了予定月日			翌日以降の要埋葬数		体	公 用 車 使 用			埋葬終了予定月日		月 日	借 上 車 使 用			死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類			死体	搜索を要する死体		体	本日発見死体		体	今後の要搜索死体		体	搜索の方法			人末	大夫雇上げ数			搜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業			仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他			竣工月日	戸 月 日				住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				竣工月日	戸 月 日																																																																																																																																																																																																																																																													
死体処理	死体洗浄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	死体縫合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	死体消毒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	死体保存	既存建物 利 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		仮設建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	死体処理機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
今後処理を要する死体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
死体処理終了予定月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
埋葬	前日までの埋葬			体	障害物の除去	要障害物除去数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	本日埋葬	大人		体		本日除去した戸数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		小人		体		今後除去する戸数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		計		体		除去終了予定月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
翌日以降の要埋葬数		体		公 用 車 使 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
埋葬終了予定月日		月 日		借 上 車 使 用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
死体の搜索	搜索地区				輸送	救助の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	死体	搜索を要する死体		体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		本日発見死体		体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		今後の要搜索死体		体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	搜索の方法						人末	大夫雇上げ数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
搜索終了予定月日		月 日		従 事 作 業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
仮設住宅	着工月日	戸 月 日	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	竣工月日	戸 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	竣工月日	戸 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	様式40—埋葬台帳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	— 埋 葬 台 帳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	— 市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	— 西東京																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死 亡 年 月 日</th> <th rowspan="2">埋 葬 年 月 日</th> <th colspan="2">死 亡 者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋 葬 費</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>死 亡 者 との関係</th> <th>氏 名</th> <th>棺 (付属品 を含む。)</th> <th>埋葬又は 火葬料</th> <th>骨 箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考	氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計							円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日			死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費					備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
						円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

Page	旧文書	新文書	備考																														
	<table border="1"> <tr> <td>死亡者との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年—月—日</td> <td>—年—月—日</td> </tr> <tr> <td>遺留品 処—理—番—号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保—管—所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">—備—考</td> </tr> <tr> <td>納—骨—場—所</td> <td></td> </tr> </table>	死亡者との関係		年—月—日	—年—月—日	遺留品 処—理—番—号		保—管—所		—備—考		納—骨—場—所																					
死亡者との関係																																	
年—月—日	—年—月—日																																
遺留品 処—理—番—号																																	
保—管—所																																	
—備—考																																	
納—骨—場—所																																	
	遺留品処理票																																
	<table border="1"> <tr> <td>遺留品処理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺留品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引取人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏—名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住—所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引取年月日</td> <td>—年—月—日</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害遺体番号—</td> <td>—第—号</td> </tr> <tr> <td>氏—名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住—所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺留品 処—理—番—号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保—管—所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">—備—考</td> </tr> <tr> <td>遺留品保管所</td> <td></td> </tr> </table>	遺留品処理番号		遺留品		引取人		氏—名		住—所		死亡者との関係		引取年月日	—年—月—日	死亡者		災害遺体番号—	—第—号	氏—名		住—所		遺留品 処—理—番—号		保—管—所		—備—考		遺留品保管所			
遺留品処理番号																																	
遺留品																																	
引取人																																	
氏—名																																	
住—所																																	
死亡者との関係																																	
引取年月日	—年—月—日																																
死亡者																																	
災害遺体番号—	—第—号																																
氏—名																																	
住—所																																	
遺留品 処—理—番—号																																	
保—管—所																																	
—備—考																																	
遺留品保管所																																	
282	様式44 義援金品受領書 (略)	様式11 義援金品受領書 (略)																															
	様式45 応急仮設住宅入居者台帳																																
	応急仮設住宅入居者台帳																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急仮設 住宅番号</th> <th>住—所</th> <th>世帯主氏名</th> <th>家族数</th> <th>入居年月日</th> <th>敷地区分</th> <th>摘—要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応急仮設 住宅番号	住—所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘—要																									
応急仮設 住宅番号	住—所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘—要																											
	—注—1— 設置場所を明らかにした図面を添付する。—																																
	—2— 住所欄は、罹災前の住所を記入する。—																																
	—3— 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、—																																

Page	旧文書	新文書	備考																																				
	——借地料も記入する。——																																						
	様式46—住宅応急修理記録簿																																						
	住宅応急修理記録簿																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住所</th> <th style="text-align: center;">世帯主氏名</th> <th style="text-align: center;">職業</th> <th style="text-align: center;">家族数</th> <th style="text-align: center;">修理箇所 概——要</th> <th style="text-align: center;">修理着工 年—月—日</th> <th style="text-align: center;">修理完成 年—月—日</th> <th style="text-align: center;">修理費</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所 概——要	修理着工 年—月—日	修理完成 年—月—日	修理費	備考																													
住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所 概——要	修理着工 年—月—日	修理完成 年—月—日	修理費	備考																															
	様式47—公用負担																																						
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>公用負担権限委任証明</p> <p>第——号</p> <p style="text-align: center;">——身分—氏—名</p> <p style="text-align: center;">上記の者に水防法第28条第1項に定める公用負担の権限を委任し</p> <p style="text-align: center;">たことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年——月——日</p> <p style="text-align: center;">——水防管理者——氏——名——</p> <p style="text-align: center;">(又は消防機関の長)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center; line-height: 20px;">印</div>																																						
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>公用負担命令票</p> <p style="text-align: center;">——住—所</p> <p style="text-align: center;">——氏—名</p> <p>第——号 負担者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">物—件</th> <th style="text-align: center;">数—量</th> <th style="text-align: center;">負担内容 (使用、収用、処分等)</th> <th style="text-align: center;">期—間</th> <th style="text-align: center;">摘—要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">水防法第28条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	物—件	数—量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期—間	摘—要	水防法第28条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。																																
物—件	数—量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期—間	摘—要																																			
水防法第28条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。																																							

Page	旧文書	新文書	備考
	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">命令者身分 氏 名</p> <p style="text-align: center;">印</p>		
	<p>様式48 水防実施状況報告書(1)</p>		

Page	旧文書	新文書	備考																																																																											
	<p style="text-align: center;">〈速報版〉 水防活動報告表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">水防管理団体</td> <td colspan="3"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">年 月 日 時現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">担当部所連絡先</td> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">報告者</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">Fax</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動実施箇所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">川 岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">右</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地名・住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">区市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動日時</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">自 月 日 時 ～ 至 月 日 時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">出動人員</td> <td style="text-align: center;">職員</td> <td style="text-align: center;">消防団</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">水防活動の概況及び工法</td> <td style="text-align: center;">工法</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延長</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">使用資材</td> <td style="text-align: center;">品名</td> <td style="text-align: center;">単位</td> <td style="text-align: center;">数量</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">水位の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">水防関係者の死傷状況</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通信欄</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考1 この報告書は、水防活動箇所毎に作成すること（内水に関する活動も含む。）</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">備考2 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">備考3 俵、かます、布袋類、罎、むしろ、縄、竹、生木、丸木、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること</p>	水防管理団体				年 月 日 時現在	担当部所連絡先	部	Tel	報告者		課	Fax		左				水防活動実施箇所	川 岸					右				地名・住所	区市町村				活動日時	自 月 日 時 ～ 至 月 日 時				出動人員	職員	消防団	その他		人	人	人		水防活動の概況及び工法	工法				延長				使用資材	品名	単位	数量	水位の状況										水防関係者の死傷状況	通信欄						
水防管理団体				年 月 日 時現在																																																																										
担当部所連絡先	部	Tel	報告者																																																																											
	課	Fax																																																																												
	左																																																																													
水防活動実施箇所	川 岸																																																																													
	右																																																																													
地名・住所	区市町村																																																																													
活動日時	自 月 日 時 ～ 至 月 日 時																																																																													
出動人員	職員	消防団	その他																																																																											
	人	人	人																																																																											
水防活動の概況及び工法	工法																																																																													
	延長																																																																													
使用資材	品名	単位	数量	水位の状況																																																																										
				水防関係者の死傷状況																																																																										
通信欄																																																																														
	様式48 水防実施状況報告書（2）																																																																													
	被害報告表																																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">建設事務所</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 報</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">報告者</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">年 月 日 時 現在</td> </tr> </table>	建設事務所		第 報	報告者	年 月 日 時 現在																																																																								
建設事務所		第 報	報告者	年 月 日 時 現在																																																																										

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区市町村名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">調査率</td> <td style="width: 5%;">%</td> <td style="width: 10%;">気象コード</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>担当部署</td> <td colspan="3"></td> <td>連絡先</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>異常気象名</td> <td colspan="3"></td> <td>災害発生年月日</td> <td colspan="3">自 年 月 日 : 至 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象データ</td> <td>市町村名</td> <td colspan="2">連続雨量最大:</td> <td colspan="2">被災中心地:</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連続雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>最大日雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>最大時間雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td>mm</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>最大平均風速</td> <td>m/秒</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td>m/秒</td> <td>日 時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他の他</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">十般被害等</td> <td colspan="4">人的被害</td> <td colspan="4">住家被害</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>人数</td> <td>市町村名</td> <td>原因(がけ崩れ、転落等)</td> <td>区分</td> <td>戸数</td> <td>主たる市町村名</td> <td>原因(破堤、溢水、内水等)</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>全壊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部損壊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害救助法適用市町村名(発令月日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事種別</td> <td>河川</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> </tr> <tr> <td>海岸(港湾に係るもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸(その他)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主要施設被害</td> <td>区分</td> <td>被災位置</td> <td>被災延長</td> <td>被害額</td> <td>応急工法の概要(期間)</td> <td colspan="2">被害状況等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸名等</td> <td>(市町村字明)</td> <td>m</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="2">(原因、状況等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主要道路・橋梁施設</td> <td>区分</td> <td>被災位置</td> <td>被災延長</td> <td>被害額</td> <td>応急工法の概要(期間)</td> <td>注回路の有無</td> <td>交通規制</td> <td>被害状況等</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>(市町村字明)</td> <td>m</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td>制日・全面・一部</td> <td>(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全画面通行止</td> <td>都管理国道</td> <td>路線箇所</td> <td>市町村道</td> <td>路線箇所</td> <td>一部</td> <td>都管理国道</td> <td>路線箇所</td> <td>市町村道</td> <td>路線箇所</td> </tr> <tr> <td>都道府県道</td> <td>路線箇所</td> <td>計</td> <td>路線箇所</td> <td>交通規制</td> <td>都道府県道</td> <td>路線箇所</td> <td>計</td> <td>路線箇所</td> </tr> </table>	区市町村名				調査率	%	気象コード		担当部署				連絡先				異常気象名				災害発生年月日	自 年 月 日 : 至 年 月 日			気象データ	市町村名	連続雨量最大:		被災中心地:				連続雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分			最大日雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分			最大時間雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分			最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 時 分				その他の他							十般被害等	人的被害				住家被害				区分	人数	市町村名	原因(がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主たる市町村名	原因(破堤、溢水、内水等)	死者				全壊				行方不明				半壊				負傷者				一部損壊				避難者				床上浸水				避難勧告				床下浸水				災害救助法適用市町村名(発令月日)								工事種別	河川	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	海岸(港湾に係るもの)							海岸(その他)							砂防設備							地すべり防止施設							急傾斜地崩壊防止施設							道路							橋梁							港湾							下水道							公園							計								主要施設被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	被害状況等		河川・海岸名等	(市町村字明)	m	千円		(原因、状況等)																主要道路・橋梁施設	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	注回路の有無	交通規制	被害状況等	路線名	(市町村字明)	m	千円			制日・全面・一部	(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)									全画面通行止	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所	一部	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所	交通規制	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所
区市町村名				調査率	%	気象コード																																																																																																																																																																																																																																																																																															
担当部署				連絡先																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常気象名				災害発生年月日	自 年 月 日 : 至 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																
気象データ	市町村名	連続雨量最大:		被災中心地:																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	連続雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	最大日雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	最大時間雨量	mm	日 時 分 ~ 時 分	mm	日 時 分 ~ 時 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 時 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	その他の他																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
十般被害等	人的被害				住家被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	区分	人数	市町村名	原因(がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主たる市町村名	原因(破堤、溢水、内水等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	死者				全壊																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	行方不明				半壊																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	負傷者				一部損壊																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	避難者				床上浸水																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	避難勧告				床下浸水																																																																																																																																																																																																																																																																																																
災害救助法適用市町村名(発令月日)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
工事種別	河川	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	海岸(港湾に係るもの)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	海岸(その他)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	砂防設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	地すべり防止施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	急傾斜地崩壊防止施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	橋梁																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	港湾																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	下水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	公園																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	主要施設被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	被害状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		河川・海岸名等	(市町村字明)	m	千円		(原因、状況等)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
主要道路・橋梁施設	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	注回路の有無	交通規制	被害状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	路線名	(市町村字明)	m	千円			制日・全面・一部	(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
全画面通行止	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所	一部	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所	交通規制	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																												

 | || | 様式48 水防実施状況報告書(3) | | |
| | 文書番号 年 月 日 | | |

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>東京都知事殿 (建設局長)</p> <p style="text-align: center;">西東京市長</p> <p style="text-align: center;">災害報告書</p> <p>—年—月—日から—月—日までの(異常気象名)により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり</p> <p>2 災害箇所 : 別添案内図のとおり</p> <p>3 気象資料 : 別添気象資料のとおり</p> <p>4 災害状況 : 別添状況写真のとおり</p> <p style="text-align: center;">印</p>		
	<p>様式49—火災・災害等即報要領関係</p>		
	<p>消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報については、次の様式によるものとする。</p>		
	<p>(参考) 消防組織法第40条 —消防長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関することを求める。</p>		

Page	旧文書	新文書	備考																																																				
	第1号様式 (火災) 第 報																																																						
	<table border="1"> <tr> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table> 消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村		(消防本部名)		報告者名																																													
報告日時	年 月 日 時 分																																																						
都道府県																																																							
市町村																																																							
(消防本部名)																																																							
報告者名																																																							
	※ 爆発を除く。																																																						
	<table border="1"> <tr> <td>火災種別</td> <td colspan="3">1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他</td> </tr> <tr> <td>出火場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>出火日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> <td>(鎮圧日時) 鎮火日時</td> <td>(月 日 時 分) 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>火元の業態・用途</td> <td></td> <td>事業所名 (代表者氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出火箇所</td> <td></td> <td>出火原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人</td> <td>死者の生じた理由 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の概要</td> <td>構造 階層</td> <td>建築面積 延べ面積</td> <td>m² m²</td> </tr> <tr> <td>焼損程度</td> <td>全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 棟数 計 棟</td> <td>焼損面積</td> <td>建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a</td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世帯</td> <td>気象状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防活動状況</td> <td>消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			出火場所				出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)		出火箇所		出火原因		死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由 由		建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 棟数 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	罹災世帯数	世帯	気象状況		消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他			救急・救助活動状況				災害対策本部等の設置状況				その他参考事項					
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																																																						
出火場所																																																							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分																																																				
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)																																																					
出火箇所		出火原因																																																					
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由 由																																																					
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²																																																				
焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 棟数 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a																																																				
罹災世帯数	世帯	気象状況																																																					
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他																																																						
救急・救助活動状況																																																							
災害対策本部等の設置状況																																																							
その他参考事項																																																							
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																																						
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																																						
	第2号様式 (特定の事故) 第 報																																																						
	事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 消防庁受信者氏名	<table border="1"> <tr> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村		(消防本部名)		報告者名																																												
報告日時	年 月 日 時 分																																																						
都道府県																																																							
市町村																																																							
(消防本部名)																																																							
報告者名																																																							

Page	旧文書				新文書				備考		
	事故種別 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()										
	発生場所										
	事業所名		特別防災区域		レイアウト第一種、第一種、第二種、その他						
	発生日時 (覚知日時)		発見日時		月 日 時 分						
	() () () ()		鎮火日時 (処理完了)		月 日 時 分						
	消防覚知方法				気象状況						
	物質の区分		物質名								
	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()										
	施設の区分				1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()						
	施設の概要		危険物施設の区分								
	事故の概要										
	死傷者		死者 (性別・年齢) 人		負傷者等		大				
					重症		人 ()				
					中等症		人 ()				
					軽症		人 ()				
	消防防炎活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員		出場資機材				
			事業所	自衛防災組織		大					
				共同防災組織		大					
				その他		大					
					消防本部 (署)		台		大		
					消防団		台		大		
					海上保安庁		大				
					自衛隊		大				
			その他		大						
	警戒区域の設定 月 日 時 分										
	使用停止命令 月 日 時 分										
	災害対策本部等の設置状況										
	その他参考事項										
	[]										
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。										
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)										
	第3号様式(救急・救助事故等) 第 報										
			報告日時		年 月 日 時 分						

Page	旧文書	新文書	備考																																																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">都道府県</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名</td> <td>報告者名</td> </tr> </table>	都道府県		市町村 (消防本部名)		消防庁受信者氏名	報告者名																																															
都道府県																																																						
市町村 (消防本部名)																																																						
消防庁受信者氏名	報告者名																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故災害種別</td> <td colspan="3">1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発生日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> <td>覚知方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故等の概要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死傷者</td> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td>重 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明 人</td> <td>中等症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>軽 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>救助活動の要否</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>要救護者数(見込)</td> <td></td> <td>救助人員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防・救急・救助 活動状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等 の設置状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態			発生場所				発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		事故等の概要				死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	計 人	重 症	人(人)		不明 人	中等症	人(人)			軽 症	人(人)	救助活動の要否				要救護者数(見込)		救助人員		消防・救急・救助 活動状況				災害対策本部等 の設置状況				その他参考事項					
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態																																																					
発生場所																																																						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法																																																				
事故等の概要																																																						
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)																																																			
	計 人	重 症	人(人)																																																			
	不明 人	中等症	人(人)																																																			
		軽 症	人(人)																																																			
救助活動の要否																																																						
要救護者数(見込)		救助人員																																																				
消防・救急・救助 活動状況																																																						
災害対策本部等 の設置状況																																																						
その他参考事項																																																						
	(注) 負傷者等欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。																																																					
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																																					
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																																					
	第4号様式(その1)																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">(災害概況即報)</td> <td style="width: 30%;">報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防庁受信者氏名</td> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table>	(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分	消防庁受信者氏名	都道府県		市町村 (消防本部名)		報告者名																																												
(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分																																																				
消防庁受信者氏名	都道府県																																																					
	市町村 (消防本部名)																																																					
	報告者名																																																					

Page	旧文書	新文書	備考																																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">災害名 (第 報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">発生場所</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">発生日時</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— 月 — 日 — 時 — 分</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害の概況</td> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">被害の状況</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">死傷者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">死—者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">大</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不明—人</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">住—家</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">全壊—棟</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—部破損—棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">負傷者</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">計—人</td> <td style="text-align: center;">半壊—棟</td> <td style="text-align: center;">床上浸水—棟</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">災害対策本部等の設置状況</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(都道府県)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(市町村)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> </tr> </table> </div>	発生場所		発生日時	— 月 — 日 — 時 — 分	災害の概況				被害の状況	死傷者	死—者	大	不明—人	住—家	全壊—棟	—部破損—棟		負傷者	大	計—人	半壊—棟	床上浸水—棟									災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)					
発生場所		発生日時	— 月 — 日 — 時 — 分																																				
災害の概況																																							
被害の状況	死傷者	死—者	大	不明—人	住—家	全壊—棟	—部破損—棟																																
		負傷者	大	計—人		半壊—棟	床上浸水—棟																																
災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)																																					
	<p>(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。</p>																																						
	<p>(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>																																						
	<p>第4号様式(その2)</p>																																						
	<p>(被害状況即報)</p>																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">都道府県</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">区—分</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">被—害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災—害—名 + 報—告—番—号</td> <td style="text-align: center;">災害名 第—報</td> <td style="text-align: center;">申 報 の 他</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">申</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ha</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">冠—水</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報</td> <td style="text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	都道府県		区—分	被—害	災—害—名 + 報—告—番—号	災害名 第—報	申 報 の 他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">申</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ha</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">冠—水</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報</td> <td style="text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> </table>	申	流失・埋没	ha			冠—水	ha		報	流失・埋没	ha																			
都道府県		区—分	被—害																																				
災—害—名 + 報—告—番—号	災害名 第—報	申 報 の 他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">申</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ha</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">冠—水</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報</td> <td style="text-align: center;">流失・埋没</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td></td> </tr> </table>	申	流失・埋没	ha			冠—水	ha		報	流失・埋没	ha																									
申	流失・埋没	ha																																					
	冠—水	ha																																					
報	流失・埋没	ha																																					

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(月 日 時現在)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">報告者名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">被 害</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷 人 軽傷 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟 世帯 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>棟 世帯 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>棟 世帯 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>棟 世帯 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>棟 世帯 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災発生</td> <td>罹災世帯数</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>罹災者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非住家</td> <td>公共建物</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>冠水 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>文教施設 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>病院 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>道路 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>橋りょう 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>河川 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>砂防 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>清掃施設 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>崖くずれ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鉄道不通 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>被害船舶 隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水道 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電話 回線</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ガス 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ブロック塀等 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建物 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>危険物 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他 件</td> <td></td> </tr> </table>			(月 日 時現在)		報告者名				区 分		被 害		人的被害	死者	人		行方不明者	人		負傷者	重傷 人 軽傷 人		住家被害	全壊	棟 世帯 人		半壊	棟 世帯 人		一部破損	棟 世帯 人		床上浸水	棟 世帯 人		床下浸水	棟 世帯 人		火災発生	罹災世帯数	世帯		罹災者数	人	非住家	公共建物	棟		その他	棟				冠水 ha				文教施設 箇所				病院 箇所				道路 箇所				橋りょう 箇所				河川 箇所				港湾 箇所				砂防 箇所				清掃施設 箇所				崖くずれ 箇所				鉄道不通 箇所				被害船舶 隻				水道 戸				電話 回線				電気 戸				ガス 戸				ブロック塀等 箇所								建物 件				危険物 件				その他 件			
		(月 日 時現在)																																																																																																																																								
報告者名																																																																																																																																										
区 分		被 害																																																																																																																																								
人的被害	死者	人																																																																																																																																								
	行方不明者	人																																																																																																																																								
	負傷者	重傷 人 軽傷 人																																																																																																																																								
住家被害	全壊	棟 世帯 人																																																																																																																																								
	半壊	棟 世帯 人																																																																																																																																								
	一部破損	棟 世帯 人																																																																																																																																								
	床上浸水	棟 世帯 人																																																																																																																																								
	床下浸水	棟 世帯 人																																																																																																																																								
	火災発生	罹災世帯数	世帯																																																																																																																																							
		罹災者数	人																																																																																																																																							
非住家	公共建物	棟																																																																																																																																								
	その他	棟																																																																																																																																								
		冠水 ha																																																																																																																																								
		文教施設 箇所																																																																																																																																								
		病院 箇所																																																																																																																																								
		道路 箇所																																																																																																																																								
		橋りょう 箇所																																																																																																																																								
		河川 箇所																																																																																																																																								
		港湾 箇所																																																																																																																																								
		砂防 箇所																																																																																																																																								
		清掃施設 箇所																																																																																																																																								
		崖くずれ 箇所																																																																																																																																								
		鉄道不通 箇所																																																																																																																																								
		被害船舶 隻																																																																																																																																								
		水道 戸																																																																																																																																								
		電話 回線																																																																																																																																								
		電気 戸																																																																																																																																								
		ガス 戸																																																																																																																																								
		ブロック塀等 箇所																																																																																																																																								
		建物 件																																																																																																																																								
		危険物 件																																																																																																																																								
		その他 件																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">被 害</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害対策本部</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都道府県</td> </tr> <tr> <td>公立文教施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">公共施設被害市町村数</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害救助法</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">適用市町村名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</td> <td>農業被害</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業被害</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工被害</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">被害総額</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>消防団員出動延人数</td> <td>人</td> </tr> </table>	区 分		被 害		災害対策本部	都道府県	公立文教施設	千円			農林水産業施設	千円			公共土木施設	千円			その他の公共施設	千円			小計	千円			公共施設被害市町村数				災害救助法	適用市町村名	その他	農業被害	千円		林業被害	千円		畜産被害	千円		水産被害	千円		商工被害	千円		その他	千円			被害総額				千円						消防職員出動延人数	人					消防団員出動延人数	人																																																																			
区 分		被 害		災害対策本部	都道府県																																																																																																																																					
公立文教施設	千円																																																																																																																																									
農林水産業施設	千円																																																																																																																																									
公共土木施設	千円																																																																																																																																									
その他の公共施設	千円																																																																																																																																									
小計	千円																																																																																																																																									
公共施設被害市町村数				災害救助法	適用市町村名																																																																																																																																					
その他	農業被害	千円																																																																																																																																								
	林業被害	千円																																																																																																																																								
	畜産被害	千円																																																																																																																																								
	水産被害	千円																																																																																																																																								
	商工被害	千円																																																																																																																																								
その他	千円																																																																																																																																									
被害総額				千円																																																																																																																																						
				消防職員出動延人数	人																																																																																																																																					
				消防団員出動延人数	人																																																																																																																																					

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																							
	<p style="text-align: center;">—</p> <p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類・概況</p> <p>応急対策の状況</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 																																																																																									
	※1 被害額は、省略することができるものとする。																																																																																									
	※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入する																																																																																									
	こと。																																																																																									
283	広 報 文 集	広 報 文 集																																																																																								
284	西東京市広報文集	西東京市広報文集																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th> <th>記号</th> <th>項目</th> <th>手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">予</td> <td>予-1</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）</td> <td>同報無線・広報車</td> </tr> <tr> <td>予-2</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-3</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-4</td> <td>崖崩れ危険地区市民への避難広報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-5</td> <td>混乱防止の広報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-6</td> <td>防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-7</td> <td>道路・交通情報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-8</td> <td>交通機関の運行状況</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">期</td> <td>予-9</td> <td>電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-10</td> <td>地震発生時の心得</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-11</td> <td>学校、幼稚園などの対応状況</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-12</td> <td>医療機関の対応</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-13</td> <td>防災関係機関の対応と市民への呼びかけ</td> <td>同報無線</td> </tr> </tbody> </table>	広報時期	記号	項目	手段	予	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	同報無線 ・広報車	予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃	予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃	予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃	予-5	混乱防止の広報	〃	予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃	予-7	道路・交通情報	〃	予-8	交通機関の運行状況	〃	期	予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃	予-10	地震発生時の心得	〃	予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃	予-12	医療機関の対応	〃	予-13	防災関係機関の対応と市民への呼びかけ	同報無線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th> <th>記号</th> <th>項目</th> <th>手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">予</td> <td>予-1</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）</td> <td>防災行政無線・広報車</td> </tr> <tr> <td>予-2</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-3</td> <td>南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-4</td> <td>崖崩れ危険地区市民への避難広報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-5</td> <td>混乱防止の広報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-6</td> <td>防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-7</td> <td>道路・交通情報</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-8</td> <td>交通機関の運行状況</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">期</td> <td>予-9</td> <td>電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-10</td> <td>地震発生時の心得</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-11</td> <td>学校、幼稚園などの対応状況</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>予-12</td> <td>医療機関の対応</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	広報時期	記号	項目	手段	予	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	防災行政無線 ・広報車	予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃	予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃	予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃	予-5	混乱防止の広報	〃	予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃	予-7	道路・交通情報	〃	予-8	交通機関の運行状況	〃	期	予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃	予-10	地震発生時の心得	〃	予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃	予-12	医療機関の対応	〃	
広報時期	記号	項目	手段																																																																																							
予	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	同報無線 ・広報車																																																																																							
	予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃																																																																																							
	予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃																																																																																							
	予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃																																																																																							
	予-5	混乱防止の広報	〃																																																																																							
	予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃																																																																																							
	予-7	道路・交通情報	〃																																																																																							
	予-8	交通機関の運行状況	〃																																																																																							
	期	予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃																																																																																						
		予-10	地震発生時の心得	〃																																																																																						
		予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃																																																																																						
		予-12	医療機関の対応	〃																																																																																						
予-13		防災関係機関の対応と市民への呼びかけ	同報無線																																																																																							
広報時期	記号	項目	手段																																																																																							
予	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	防災行政無線 ・広報車																																																																																							
	予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃																																																																																							
	予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃																																																																																							
	予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃																																																																																							
	予-5	混乱防止の広報	〃																																																																																							
	予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃																																																																																							
	予-7	道路・交通情報	〃																																																																																							
	予-8	交通機関の運行状況	〃																																																																																							
	期	予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃																																																																																						
		予-10	地震発生時の心得	〃																																																																																						
		予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃																																																																																						
		予-12	医療機関の対応	〃																																																																																						

Page	旧文書				新文書				備考		
	発 災 時	発-1	地震発生時の放送	〃	発 災 時	予-13	防災関係機関の対応と市民への呼びかけ	防災行政無線			
		発-2	地震情報	〃		発-1	地震発生時の放送	〃			
		発-3	地震時の一般的注意	同報無線・広報車		発-2	地震情報	〃			
		発-4	防災市民組織への活動要請	〃		発-3	地震時の一般的注意	防災行政無線・広報車			
		発-5	火災地区市民への避難誘導広報	〃		発-4	防災市民組織への活動要請	〃			
		発-6	水災地区市民への避難誘導広報	〃		発-5	火災地区市民への避難誘導広報	〃			
		発-7	避難時の注意事項	〃		発-6	水災地区市民への避難誘導広報	〃			
		発-8	幼稚園児、児童、生徒等の安否	〃		発-7	避難時の注意事項	〃			
		発-9	混乱防止の呼びかけ	〃		発-8	園児、児童、生徒等の安否	〃			
		発-10	交通規制	〃		発-9	混乱防止の呼びかけ	〃			
		発-11	交通機関の運行状況	〃		発-10	交通規制	〃			
					発-11	公共交通機関の運行状況	〃				
	285	広報 時期	記号	項目	手段	広報 時期	記号	項目		手段	
	発 災 時	発-12	被害状況等の速報	同報無線・広報車	復 旧 時	復-1	飲料水、食糧等の供給状況	〃			
		発-13	災害情報（1）	同報無線		復-2	市民の安否情報	〃			
		発-14	災害情報（2）	同報無線		復-3	電気の復旧状況	〃			
		発-15	避難所等の開設状況	同報無線・広報車		復-4	ガスの復旧状況	〃			
		発-16	被災者の救護状況	〃		復-5	水道の復旧状況	〃			
		発-17	応急給水の連絡広報	〃		復-6	電話の復旧状況	〃			
	復 旧 時	復-1	飲料水、食糧等の供給状況	〃	復-7	道路の復旧状況	〃				
		復-2	市民の安否情報	〃	復-8	バスの運行状況	〃				
		復-3	電気の復旧状況	〃	復-9	ゴミ、し尿の収集状況	〃				
復-4		ガスの復旧状況	〃	復-10	防犯、防火の広報	〃					
復-5		水道の復旧状況	〃	復-11	防疫、保健衛生の広報	〃					
復-6		電話の復旧状況	〃	復-12	相談所の開設状況	〃					
復-7		道路の復旧状況	〃								
復-8		バスの運行状況	〃								
復-9		ゴミ、し尿の収集状況	〃								
復-10		防犯、防火の広報	〃								
復-11		防疫、保健衛生の広報	〃								
発 災 時	予-12	南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡	市内放送								

Page	旧文書	新文書	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 199 326 247"></td> <td data-bbox="326 199 489 247">序-予-2</td> <td data-bbox="489 199 1151 247">南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置</td> <td data-bbox="1151 199 1356 247">#</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 247 326 296"></td> <td data-bbox="326 247 489 296">序-予-3</td> <td data-bbox="489 247 1151 296">南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡</td> <td data-bbox="1151 247 1356 296">#</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 296 326 344">序内発災時</td> <td data-bbox="326 296 489 344">序-発-1</td> <td data-bbox="489 296 1151 344">地震時の初動措置</td> <td data-bbox="1151 296 1356 344">#</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 344 326 392"></td> <td data-bbox="326 344 489 392">序-発-2</td> <td data-bbox="489 344 1151 392">地震情報</td> <td data-bbox="1151 344 1356 392">#</td> </tr> </table>		序-予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置	#		序-予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡	#	序内発災時	序-発-1	地震時の初動措置	#		序-発-2	地震情報	#		
	序-予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置	#																
	序-予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡	#																
序内発災時	序-発-1	地震時の初動措置	#																
	序-発-2	地震情報	#																
286	<p style="text-align: center;">予-1 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）</p> <p><u>(同報無線)</u></p> <p><u>サイレンー45秒ー15秒（3回）</u></p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>万一来備え、市民のみなさんは、先ず火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。</p> <p>また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などの広報に十分注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>本日、□□時□□分、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>市民の皆さん！テレビ、ラジオの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p>	<p style="text-align: center;">予-1 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）</p> <p><u>(防災行政無線)</u></p> <p><u>サイレンー45秒ー15秒（3回）</u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>万一来備え、火の始末、家具などの転倒防止、<u>非常持出用品の確認</u>などを行ってください。</p> <p>また、<u>誤った情報</u>にまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。</p> <p>本日、□□時□□分、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。<u>テレビ、ラジオのニュースや市役所からのお知らせに注意し、落ち着いて行動してください。</u></p>																	
286	<p style="text-align: center;">予-2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</p> <p><u>(同報無線)</u></p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。現在、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p>市民の皆さんは、先ず火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。</p> <p>また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>————— (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">予-2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</p> <p><u>(防災行政無線)</u></p> <p><u>こちらは</u>西東京市災害対策本部です。現在、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p><u>万一来備え</u>、火の始末や家具などの転倒防止を行ってください。</p> <p>また、<u>誤った情報</u>にまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。</p> <p style="text-align: right;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>																	

Page	旧文書	新文書	備考
286	<p style="text-align: center;">予-3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</p> <p>(同報無線) 西東京市災害対策本部から各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。 ○テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意しデマなどにまどわされないようにしましょう。 ○地震が起きた時、各家庭で誰が何をするか、役割分担を決めておきましょう。 ○火はできるかぎり使わないようにしましょう。 ○ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。 ○万一の場合に備えて、出口を確保しておきましょう。 ○幼児、高齢者の方を安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。 ○飲料水、食糧品、医薬品など非常持ち出し品を確かめましょう。 ○身軽で、安全な服装に着替えておきましょう。 ○電話や自動車の使用は、自粛しましょう。 ○買い急ぎ、不要な預（貯）金の引き出しをしないようにしましょう。 以上の事項に注意し、冷静に行動してください。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 -(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p style="text-align: center;">予-3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</p> <p>(防災行政無線) <u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。 ○テレビ、ラジオのニュースや市役所<u>から</u>のお知らせに注意し<u>誤った情報</u>にまどわされない<u>ようにしま</u>しょう。 <u>○避難場所を確認</u>しましょう。 ○地震が起きた時、<u>家族との連絡手段</u>を決めておきましょう。 ○火はできるかぎり使わないようにしましょう。 ○ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。 ○万一の場合に備えて、出口を確保しておきましょう。 ○幼児、高齢者の方を安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。 ○飲料水、食糧品、医薬品など非常持ち出し品を確かめましょう。 ○身軽で、安全な服装に着替えておきましょう。<u>すぐに逃げられる服装で就寝しましょう。</u> <u>○携帯ラジオや携帯電話のバッテリーを準備</u>しましょう。 ○電話や自動車の使用は、自粛しましょう。 以上の事項に注意し、冷静に行動してください。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
286	<p style="text-align: center;">予-4 崖崩れ危険地区市民への避難広報</p> <p>(同報無線) こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地区は、地震の発生に伴い崖崩れが起こる危険があります。市民の皆さんは、直ちに□□へ避難してください。 なお、避難にあたっては、火の元、戸締まりを確認し、警察官などの指示に従い、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 -(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p style="text-align: center;">予-4 崖崩れ危険地区市民への避難広報</p> <p>(防災行政無線) こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地区は、地震の発生に伴い崖崩れが起こる危険があります。市民の皆さんは、直ちに□□へ避難してください。なお、避難にあたっては、火の元、戸締まりを確認し、警察官などの指示に従い、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
287	<p style="text-align: center;">予-5 混乱防止の広報</p> <p>(同報無線) こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在市内の一部の地域で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません。</p>	<p style="text-align: center;">予-5 混乱防止の広報</p> <p>(防災行政無線) こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在市内の一部の地域で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません。<u>テレビ、ラジオのニュースや市役所からの正しい情報にもとづいて冷静に行動してください。</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>—市民の皆さん！ —テレビ、ラジオや市役所からの正しい情報にもとづいて冷静に行動してください。 —決してデマや無責任なうわさにまどわされないようにしてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(駅の混乱防止) こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□駅・□□駅周辺は大変混雑しております。 □□駅では、入場制限（階段止め、改札止め）を行っていますので、しばらく利用を見合わせてください。 なお、近距離通勤者の方は歩いて帰➡てください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 —市民の皆さん！ —(本文、同報無線に同じ)—</p>	<p>(繰り返し放送)</p> <p>(駅の混乱防止) こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□駅・□□駅周辺は大変混雑しております。□□駅では、入場制限（階段止め、改札止め）を行っていますので、しばらく利用を見合わせてください。近距離通勤者の方は歩いて帰宅してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
287	<p>予ー6 防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 防災市民組織、リーダーの皆さんにお願いします。 市民の方々と協力して、防火水槽や消火器具の点検、情報の連絡などの防災活動にあたってください。 また、事務所や事業所の皆さんも利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 —(本文、同報無線に同じ)—</p>	<p>予ー6 防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 <u>防災市民組織の皆様をお願いします。</u>市民の方々と協力して、防火水槽や消火器具の点検、情報の伝達などの防災活動にあたってください。 また、事業所の皆様も利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
287	<p>予ー7 道路・交通情報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から道路・交通情報についてお知らせします。 市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されています。</p>	<p>予ー7 道路・交通情報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、</u>西東京市災害対策本部です。道路・交通情報についてお知らせします。 市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されています。また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しています（通行できません）。ドライバーの皆さんは、時速20km以下で安全運転を行いカ</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しています（通行できません。）。</p> <p>ドライバーの皆さんは、時速20km以下で安全運転を行いカーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p> <p style="text-align: center;">（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>—こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>—市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されております。</p> <p>—また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しております。</p> <p>—ドライバーの皆さんは時速20km以下で安全運転を行い、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p>	<p>カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p> <p style="text-align: center;">（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>（本文、防災行政無線に同じ）</u></p>	
287	<p style="text-align: center;">予－8 交通機関の運行状況</p> <p>（同報無線）</p> <p>西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西武鉄道は地震の発生に備え、スピードを落として運転しています。</p> <p>—（また、□□駅から□□駅区間は運休していますので）これらの方面に向かう方は注意してください。</p> <p>—また、市内を走るバス、タクシーは時速20km以下で運行しています。</p> <p>なお、□□駅、□□駅周辺は混雑が予想されますので、各事業所においては、時差退社をお願いします。</p> <p>また、近距離通勤者の方は、歩いて帰宅してください。</p> <p>以上、交通機関の運行状況についてお知らせしました。</p> <p style="text-align: center;">（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">—（本文、同報無線に同じ）—</p>	<p style="text-align: center;">予－8 交通機関の運行状況</p> <p>（防災行政無線）</p> <p>西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西武鉄道は地震の発生に備え、スピードを落として運転しています。□□駅から□□駅区間は運休していますので、これらの方面に向かう方は注意してください。なお、□□駅、□□駅周辺は混雑が予想されますので、各事業所においては、<u>一時帰宅の抑制にご協力をお願いします。</u></p> <p><u>市内を走るバス、タクシーは時速20km以下で運行しています。</u></p> <p>近距離通勤者の方は、歩いて帰宅してください。</p> <p>以上、交通機関の運行状況についてお知らせしました。</p> <p style="text-align: center;">（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>（本文、防災行政無線に同じ）</u></p>	
288	<p style="text-align: center;">予－9 電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</p> <p>（同報無線）</p> <p>—西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。</p> <p>現在、市内の電気、ガス、水道は、それぞれ平常どおり供給を続けています。</p> <p>—市民の皆さんは</p> <p>○万が一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を必ず閉めましょう（また、プロパンガス・ボンベもしっかり固定しておきましょう。）。</p>	<p style="text-align: center;">予－9 電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</p> <p>（防災行政無線）</p> <p><u>こちらは西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>現在、市内の電気、ガス、水道は、それぞれ平常どおり供給を続けています。</p> <p>○万が一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を必ず閉めましょう（プロパンガス・ボンベもしっかり固定しておきましょう。）。</p> <p>○地震が発生したときは、ガスの供給を停止する場合があります。<u>ガス会社から連絡があるまではガスを使わないでください。</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>○地震が発生したときは、ガスの供給を停止する場合がありますので、ガス会社から連絡があるまではガスを使わないでください。</p> <p>○電気器具のコンセントは抜いておきましょう。</p> <p>○そしてヤカンやバケツ、風呂などに水を汲んでおきましょう。</p> <p>また、現在、市内の電話は非常にかかりにくくなっております。</p> <p>市民の皆さん、電話の使用は差し控えてください。</p> <p>緊急の場合は、公衆電話をご利用ください。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>————— (本文、同報無線に同じ) ————</p>	<p>○電気器具のコンセントは抜いておきましょう。</p> <p><u>○電話が非常にかかりにくくなっております。電話の使用は差し控えてください。</u> 緊急の場合は、公衆電話をご利用ください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
288	<p style="text-align: center;">予-10 地震発生時の心得</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p><u>市民の皆さんに、実際に地震がおきた場合の心得についてお知らせします。</u></p> <p>○地震がおきたらまず身の安全です。</p> <p>あわてて外に飛び出すのは危険です。丈夫なテーブルや机などの下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</p> <p>また、繁華街やビル街では、看板やガラスの破片などが落ちてきて危険です。</p> <p>最寄りの丈夫な建物に飛び込みましょう。</p> <p>また、地震がおさまっても、すぐに外に出るのは危険です。</p> <p>ブロック塀などのそばからも急いで離れてください。</p> <p>○もし火が出たら小さなうちに消すことが大切です。 <u>大声で隣り近所に声をかけ合い、みんな協力して消火につとめてください。</u></p> <p>○地震時には デマなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>以上、地震時の心得についてお知らせしました。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>○地震が起きてもあわてて外に飛び出さないようにしましょう。丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</p> <p>○もし、火が出たら小さいうちに消し止めてください。</p>	<p style="text-align: center;">予-10 地震発生時の心得</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。地震がおきた場合の心得についてお知らせします。</p> <p><u>○地震がおきたらまず身の安全を確保しましょう。あわてて外に飛び出すのは危険です。机などの下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</u> 繁華街やビル街では、看板やガラスの破片などが落下する危険があります。最寄りの丈夫な建物に避難しましょう。また、地震がおさまっても、すぐに外に出るのは危険です。ブロック塀などのそばからも急いで離れてください。</p> <p>○もし火が出たら小さなうちに消すことが大切です。隣近所に声をかけ合い、<u>協力して消火につとめてください。</u></p> <p>○地震時には <u>誤った情報</u>にまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。</p> <p>○地震が起きてもあわてて外に飛び出さないようにしましょう。丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</p> <p>○もし、火が出たら小さいうちに消し止めてください。</p> <p>○また、<u>誤った情報</u>にまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>(本文、防災行政無線に同じ)</p> <p style="text-align: center;"><u>予-11 学校、幼稚園などの対応状況</u></p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。各学校の対応状況についてお知らせします。</u></p> <p><u>現在、西東京市内の保育園、幼稚園、小学校は授業を中止し、園児や児童の引き渡しをしています。保護者の皆さんはただちに、園児、児童を引き取りに行ってください。また、中学生・高校生については、</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>○また、スマホなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p><u>帰宅経路などを確認して帰宅させています。</u> (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) <u>こちらは、西東京市です。(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
288	<p>予-11 学校、幼稚園などの対応状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から各学校の対応状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西東京市内の保育園、幼稚園、小学校は授業を中止し、園児や児童の引き渡しをしています。</p> <p>保護者の皆さんはただちに、園児、児童を引き取りに行ってください。</p> <p>また、中学生・高校生については、帰宅経路などを確認して帰宅させています。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>		
288	<p>予-12 医療機関の対応</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から医療機関の対応についてお知らせします。</p> <p>現在、市内のほとんどの病院、診療所は平常どおり診療を行っております。</p> <p>なお、地震が発生した場合、病院、診療所は混乱することが予想されますので、緊急以外の方は、できるだけ診察をご配慮ください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>予-12 医療機関の対応</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>医療機関の対応についてお知らせします。</p> <p>現在、市内のほとんどの病院、診療所は平常どおり診療を行っております。なお、地震が発生した場合、病院、診療所は混乱することが予想されますので、緊急以外の方は、できるだけ診察をご配慮ください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
288	<p>予-13 防災関係機関の対応と市民への呼びかけ</p>	<p>予-13 防災関係機関の対応と市民への呼びかけ</p> <p>(防災行政無線)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお知らせします。</p> <p>西東京市においては注意情報が出されると同時に「災害対策本部」を設置しました。</p> <p>また、警察、消防など各防災関係機関も、地震の発生に備えて警戒態勢をとっています。</p> <p>市民の皆さんは、家庭や職場で火の始末や水のくみおきをするなど地震の発生に備えてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	<p><u>こちらは</u>、西東京市災害対策本部です。</p> <p>西東京市においては南海トラフ地震臨時情報に基づき、「災害対策本部」を設置しました。また、警察、消防など各防災関係機関も、地震の発生に備えて警戒態勢をとっています。市民の皆さんは、家庭や職場で火の始末や地震への備えの再確認をするなど地震の発生に備えてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	
289	<p>発-1 地震発生時の放送</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま大きな地震がありました。</p> <p>市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。</p> <p>落ち着いて身の安全を確保しましょう。</p> <p>テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	<p>発-1 地震発生時の放送</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま大きな地震がありました。<u>あわてて外に飛び出さず</u>、落ち着いて身の安全を確保しましょう。</p> <p>テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報を確認し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	
289	<p>発-2 地震情報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。</p> <p>先程の地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。</p> <p>東京の震度は□□で、地震の規模はマグニチュード□□でした。</p> <p>今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	<p>発-2 地震情報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは</u>、西東京市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。</p> <p>先程の地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□km、<u>西東京市の震度は□□で</u>、地震の規模はマグニチュード□□と推定されます。今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報を確認し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	
289	<p>発-3 地震時の一般的注意</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>○市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。</p> <p>ガスの元栓は締めましたか。もし火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。</p> <p>○まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。</p> <p>○看板やガラスの破片が落ちたりブロック塀などが倒れることがありますので注意しましょう。</p>	<p>発-3 地震時の一般的注意</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>○火の元を確認してください。ガスの元栓は締めましたか。もし火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。</p> <p>○まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。</p> <p>○看板やガラスの破片が落ちたりブロック塀などが倒れることがありますので注意しましょう。引き続き、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>引き続き、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>———— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
289	<p>発-4 防災市民組織への活動要請</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいまの地震により、市内の各地で被害が発生している模様です。</p> <p>防災市民組織の役員、リーダーの皆さんは、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。</p> <p>また、市民の皆さんも、自分達のまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p>発-4 防災市民組織への活動要請</p> <p>(<u>防災行政無線</u>)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいまの地震により、市内の各地で被害が発生している模様です。防災市民組織の皆様は、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。また、市民の皆さんも、自分達のまちを守るため、<u>防災市民組織</u>の方々に協力してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
289	<p>発-5 火災地区市民への避難誘導広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>現在、□□地域の火災は□□方面へ燃え広がっております。</p> <p>(燃え広がる危険があります。)</p> <p>□□地域の市民の方は直ちに□□へ(□□方向へ)避難してください。</p> <p>なお現場に警察官、消防職員、市役所職員などがある場合は、その指示に従ってください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p>発-5 火災地区市民への避難誘導広報</p> <p>(<u>防災行政無線</u>)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>現在、□□地域で発生した火災は□□方面へ燃え広がっております(燃え広がる危険があります)。□□地域の市民の方は直ちに□□へ(□□方向へ)避難してください。現場の<u>近く</u>に警察官、消防職員、市役所職員などがある場合は、その指示に従ってください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
289	<p>発-6 水災地区市民への避難誘導広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p>	<p>発-6 水災地区市民への避難誘導広報</p> <p>(<u>防災行政無線</u>)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>□□地域一帯は、□□川の□□付近が決壊し、浸水しています(浸水のおそれがあります)。 □□</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>□□地域一帯は、□□川の□□付近が決壊し、浸水しています。 (浸水のおそれがあります。)</p> <p>□□地域の市民の方々は直ちに□□ (安全な場所) に避難してください。 なお、現場に警察官、消防職員、市役所職員などのいる場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>地域の市民の方々は直ちに□□ (安全な場所) に避難してください。なお、現場の近くに警察官、消防職員、市役所職員などのいる場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p style="text-align: center;">発-7 避難時の注意事項</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域に避難勧告が出ています。</p> <p>○市民の皆さん!車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 ○避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持ち出し品など最少に止めましょう。 ○お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 ○現場の警察官、消防職員、市役所職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">発-7 避難時の注意事項</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域に避難指示が出ています。</p> <p>○車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 ○避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持ち出し品など最少に止めましょう。 ○お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 ○現場の近くの警察官、消防職員、市役所職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p style="text-align: center;">発-8 幼稚園園児、児童、生徒等の安否</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。 ○市内の保育園、小・中学校の園児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。 なお幼児・児童・生徒などは、全員各学校で保護しています。</p> <p>○□□幼稚園、□□小学校の幼児・児童は全員、無事に□□へ避難しています。 ○□□小学校、□□中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。 児童・生徒は、全員、元気で校庭(□□)に待機しています。</p>	<p style="text-align: center;">発-8 園児、児童、生徒等の安否</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>市立学校の園児・児童・生徒についてお知らせします。 ○市内の保育園の園児、小・中学校の児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っており、各施設で保護しています。</p> <p>○□□幼稚園、□□小学校の幼児・児童は全員、無事に□□へ避難しています。 ○□□小学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消火されました。児童・生徒は、全員、元気で校庭(□□)に待機しています。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p>発-9 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 余震が続いておりますが、先程のような強いゆれはもうありません。 市民の皆さん！まず落ち着いてください。 いたずらに不安がったり自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。 市や警察署、消防署の指示に従って冷静に行動してください。 またデマなどにまどわされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>発-9 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 <u>余震が続いておりますが、いたずらに不安がったり自分勝手な行動は、混乱を招き、大変危険です。市や警察署、消防署の指示に従って冷静に行動してください。テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。</u> (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p>発-10 交通規制</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 ドライバーの皆さんにお伝えします。地震のため市内の道路はたいへん混乱しています。 警視庁では全面交通規制を行っています。 車は、すぐ、道路の左側に止め、鍵をつけたままにしてください。 現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。 ご協力をお願いします。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) 現在、市内の道路は全て車の通行は禁止されております。 市民の皆さん！車は使用しないでください。 (繰り返し放送)</p>	<p>発-10 交通規制</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 ドライバーの皆さんにお伝えします。地震のため市内の道路はたいへん混乱しています。<u>警視庁では、人命救助、消火活動に従事する緊急自動車を円滑に通すため、全面交通規制を行っています。車はすぐに道路の左側に止め、停車してください。その場から離れる場合は、鍵をつけたままにしてください。</u>現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。ご協力をお願いします。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) <u>こちらは、西東京市です。</u>現在、市内の道路は全て車の通行は禁止されております。<u>人命救助・消火活動等に従事する緊急自動車を円滑に通すため、車は使用しないでください。</u> (繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考										
290	<p style="text-align: center;">発-11 交通機関の運行状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、市内の西武鉄道は全てストップしています。 交通機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。 今後の運転の見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">発-11 <u>公共交通機関の運行状況</u></p> <p><u>(防災行政無線)</u> こちらは、西東京市災害対策本部です。公共交通機関の運行状況についてお知らせします。 <u>現在、市内の西武鉄道は全て運行を停止しています。</u>線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。<u>運転再開の見通しについては、テレビやラジオのニュースや市役所からのお知らせを確認してください。</u></p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>											
291	<p style="text-align: center;">発-12 被害状況等の速報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からこれまでにわかった被害状況についてお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ □□町付近で火災が発生し、□□戸が焼失し、現在も延焼中です。 ○ 道路陥没（崖崩れ）のため、□□通りの□□付近、□□街道の□□付近は通行できません。また、□□通りも□□川の□□橋が損壊して通行ができません。 ○ □□の堤防（護岸）が決壊し、□□地区は浸水しています（おそれがあります。） ○ □□付近はガスもれ（□□）のため危険ですから近づかないでください。 ⊖ 現在、西東京市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはまだ立っていません。 <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">発-12 被害状況等の速報</p> <p><u>(防災行政無線)</u> こちらは、西東京市災害対策本部です。<u>□□時□□分現在の被害状況をお知らせします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ □□町付近で火災が発生し、□□戸が焼失し、現在も延焼中です。 ○ 道路陥没（崖崩れ）のため、□□通りの□□付近、□□街道の□□付近は通行できません。また、□□通りも□□川の□□橋が損壊して通行ができません。 ○ □□付近はガスもれ（□□）のため危険ですから近づかないでください。 ○ 現在、西東京市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはまだ立っていません。 <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>											
291	<p style="text-align: center;">発-13 災害情報（1）</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在までにわかった市内の被害状況の概要についてお知らせします。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">死 者</td> <td style="width: 50%;">□□人</td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td>□□人</td> </tr> </table>	死 者	□□人	行方不明	□□人	<p style="text-align: center;">発-13 災害情報（1）</p> <p><u>(防災行政無線)</u> こちらは、西東京市災害対策本部です。<u>□□時□□分現在の被害状況をお知らせします。</u></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">死 者</td> <td style="width: 50%;">□□人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>□□人</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>□□人</td> </tr> </table>	死 者	□□人	行方不明者	□□人	重 傷 者	□□人	
死 者	□□人												
行方不明	□□人												
死 者	□□人												
行方不明者	□□人												
重 傷 者	□□人												

Page	旧文書	新文書	備考																																																										
	<p>重傷者 □□人 軽傷者 □□人 全壊家屋 □□棟 半壊家屋 □□棟 火災 □□件のうち□□件鎮火 (繰り返し放送)</p>	<p>軽傷者 □□人 全壊家屋 □□棟 半壊家屋 □□棟 火災 □□件のうち□□件鎮火 (繰り返し放送)</p>																																																											
291	<p>発-14 災害情報 (2)</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□時□□分現在、災害対策本部に入った、市内各地の被害状況をお伝えます。</p> <p>□□地</p> <p>町名 () () 丁目 () 番地 ()</p> <p>目標 () 付近で (種別 (例) ……) の状況は (状況 (例) ……) です。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>種別 (例)</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火災発生</td> <td>1 () 方向に延焼中</td> </tr> <tr> <td>2 爆発事故発生</td> <td>2 延焼の恐れはない</td> </tr> <tr> <td>3 地割れ</td> <td>3 死者 () 人</td> </tr> <tr> <td>4 崖崩れ</td> <td>4 行方不明 () 人</td> </tr> <tr> <td>5 ブロック塀倒壊</td> <td>5 負傷者 () 人</td> </tr> <tr> <td>6 門柱倒壊</td> <td>6 通行不能 () 人</td> </tr> <tr> <td>7 煙突倒壊</td> <td>7 家屋 _____ 全壊 () 棟</td> </tr> <tr> <td>8 ビル倒壊</td> <td>ビル _____ 半壊</td> </tr> <tr> <td>9 家屋倒壊</td> <td>_____ 全焼</td> </tr> <tr> <td>10 電柱倒壊</td> <td>_____ 半焼</td> </tr> <tr> <td>11 看板落下</td> <td>8 復旧作業中</td> </tr> <tr> <td>12 窓ガラス落下</td> <td>9 () 時頃復旧の見込み</td> </tr> <tr> <td>13 ビル外壁落下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別 (例)	状況	1 火災発生	1 () 方向に延焼中	2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない	3 地割れ	3 死者 () 人	4 崖崩れ	4 行方不明 () 人	5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人	6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人	7 煙突倒壊	7 家屋 _____ 全壊 () 棟	8 ビル倒壊	ビル _____ 半壊	9 家屋倒壊	_____ 全焼	10 電柱倒壊	_____ 半焼	11 看板落下	8 復旧作業中	12 窓ガラス落下	9 () 時頃復旧の見込み	13 ビル外壁落下		<p>発-14 災害情報 (2)</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。<u>□□時□□分現在の被害状況をお伝えます。</u></p> <p>町名 () () 丁目 () 番地 ()</p> <p>目標 () 付近で (種別 (例) ……) の状況は (状況 (例) ……) です。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>種別 (例)</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火災発生</td> <td>1 () 方向に延焼中</td> </tr> <tr> <td>2 爆発事故発生</td> <td>2 延焼の恐れはない</td> </tr> <tr> <td>3 地割れ</td> <td>3 死者 () 人</td> </tr> <tr> <td>4 崖崩れ</td> <td>4 行方不明者 () 人</td> </tr> <tr> <td>5 ブロック塀倒壊</td> <td>5 負傷者 () 人</td> </tr> <tr> <td>6 門柱倒壊</td> <td>6 通行不能 () 人</td> </tr> <tr> <td>7 煙突倒壊</td> <td>7 家屋・ビル () 棟</td> </tr> <tr> <td>8 ビル倒壊</td> <td><u>全壊・半壊・全焼・半焼</u></td> </tr> <tr> <td>9 家屋倒壊</td> <td><u>8 復旧作業中</u></td> </tr> <tr> <td>10 電柱倒壊</td> <td><u>9 () 時頃復旧の見込み</u></td> </tr> <tr> <td>11 看板落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 窓ガラス落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 ビル外壁落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ビル構造物落下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別 (例)	状況	1 火災発生	1 () 方向に延焼中	2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない	3 地割れ	3 死者 () 人	4 崖崩れ	4 行方不明者 () 人	5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人	6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人	7 煙突倒壊	7 家屋・ビル () 棟	8 ビル倒壊	<u>全壊・半壊・全焼・半焼</u>	9 家屋倒壊	<u>8 復旧作業中</u>	10 電柱倒壊	<u>9 () 時頃復旧の見込み</u>	11 看板落下		12 窓ガラス落下		13 ビル外壁落下		14 ビル構造物落下		
種別 (例)	状況																																																												
1 火災発生	1 () 方向に延焼中																																																												
2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない																																																												
3 地割れ	3 死者 () 人																																																												
4 崖崩れ	4 行方不明 () 人																																																												
5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人																																																												
6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人																																																												
7 煙突倒壊	7 家屋 _____ 全壊 () 棟																																																												
8 ビル倒壊	ビル _____ 半壊																																																												
9 家屋倒壊	_____ 全焼																																																												
10 電柱倒壊	_____ 半焼																																																												
11 看板落下	8 復旧作業中																																																												
12 窓ガラス落下	9 () 時頃復旧の見込み																																																												
13 ビル外壁落下																																																													
種別 (例)	状況																																																												
1 火災発生	1 () 方向に延焼中																																																												
2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない																																																												
3 地割れ	3 死者 () 人																																																												
4 崖崩れ	4 行方不明者 () 人																																																												
5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人																																																												
6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人																																																												
7 煙突倒壊	7 家屋・ビル () 棟																																																												
8 ビル倒壊	<u>全壊・半壊・全焼・半焼</u>																																																												
9 家屋倒壊	<u>8 復旧作業中</u>																																																												
10 電柱倒壊	<u>9 () 時頃復旧の見込み</u>																																																												
11 看板落下																																																													
12 窓ガラス落下																																																													
13 ビル外壁落下																																																													
14 ビル構造物落下																																																													

Page	旧文書	新文書	備考
	14 ビル構造物落下		
291	<p data-bbox="647 342 967 373">発-15 避難所等の開設状況</p> <p data-bbox="284 405 397 436">(同報無線)</p> <p data-bbox="284 468 1359 678">西東京市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。 西東京市では被災された方々のために、□□小学校、□□小学校、□□中学校……、(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。 なお、ケガをされた方のために、□□□に医療救護所を開設しています。 (繰り返し放送)</p> <p data-bbox="284 741 373 772">(広報車)</p> <p data-bbox="284 783 670 814">こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p data-bbox="1774 342 2095 373">発-15 避難所等の開設状況</p> <p data-bbox="1412 384 1584 415"><u>(防災行政無線)</u></p> <p data-bbox="1412 426 2487 636">西東京市災害対策本部です。避難所等の開設状況についてお知らせします。 西東京市では被災された方々のために、□□小学校、□□小学校、□□中学校……、(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。 なお、ケガをされた方のために、□□□に医療救護所を開設しています。 (繰り返し放送)</p> <p data-bbox="1412 699 1501 730">(広報車)</p> <p data-bbox="1412 741 2036 772">こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p data-bbox="655 972 958 1003">発-16 被災者の救護状況</p> <p data-bbox="284 1035 397 1066">(同報無線)</p> <p data-bbox="284 1098 1264 1350">西東京市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。 被害が大きかった□□町の方々は□□避難所に、また、□□町・□□町の方々は、□□避難所にそれぞれ収容されています。 また、亡くなった方々は□□□にご遺体が安置されています。 なお、ケガをされた方々は、□□小学校の避難所や□□病院に収容されています。 (繰り返し放送)</p> <p data-bbox="284 1413 373 1444">(広報車)</p> <p data-bbox="284 1455 670 1486">こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>		
292	<p data-bbox="647 1644 967 1675">発-17 応急給水の連絡広報</p> <p data-bbox="284 1707 397 1738"><u>(同報無線)</u></p> <p data-bbox="284 1770 1359 1917">こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、市内全域(□□町、□□町一帯)は地震のため断水しております。 西東京市では、□□公園(□□浄水所、□□給水所)において飲み水を配っておりますのでご利用ください。</p>	<p data-bbox="1774 1644 2095 1675">発-16 応急給水の連絡広報</p> <p data-bbox="1412 1707 1584 1738"><u>(防災行政無線)</u></p> <p data-bbox="1412 1749 2487 1896">こちらは、西東京市災害対策本部です。 <u>現在、市内全域(□□町、□□町一帯)は地震のため断水しております。</u>西東京市では、<u>(□□公園、□□給水所、□□配水所)</u>において飲み水を配っておりますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">復-1 飲料水、食糧等の供給状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 断水している地域の方々のために現在□□公園□□において飲み水を配っていますのでご利用ください。 また、□□小学校、□□中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。ご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復-1 飲料水、食糧等の供給状況</p> <p><u>(防災行政無線)</u></p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 断水している地域の方々のために現在□□公園において飲み水を配っていますのでご利用ください。また、□□小学校、□□中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。ご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">復-2 市民の安否情報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から、今回の地震で亡くなられた方(やケガをされた方)の收容先についてお知らせします。</p> <p>亡くなられた方の遺体は、□□□に安置されています。</p> <p>遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。</p> <p>なお、ケガをされた方は、□□病院、□□病院……に收容されています。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
292	<p style="text-align: center;">復3 電気の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から電気の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）が停電していますが、□□地区、□□地区については□□日頃、また□□地区については□□日頃には復旧の見込みです。 (繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復2 電気の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>電気の復旧見込みについてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）が停電していますが、□□地区、□□地区については□□日頃、また□□地区については□□日頃には復旧の見込みです。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">復4 ガスの復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からガスの復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）で、ガスの供給が止まっていますが、□□地区□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃には復旧工事が完了する見込みです。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒、一軒安全を確認してから供給しますのでそれまでは絶対に使用しないでください。 (繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復3 ガスの復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>ガスの復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）で、ガスの供給が止まっていますが、□□地区□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃には復旧工事が完了する見込みです。なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が安全確認してから供給しますのでそれまでは絶対に使用しないでください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">復5 水道の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から水道の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）で断水していますが、□□地区、□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃に復旧の見込みです。 (繰り返し放送)</p>	<p style="text-align: center;">復4 水道の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>水道の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）で断水していますが、□□地区、□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃に復旧の見込みです。 (繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">復-6 電話の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で電話が不通になっています。 復旧までにはあと□□日程度かかる見込みです。 なお、電話が不通の地域については、□□避難所、□□小(中)学校、□□……に臨時 電話を設置していますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復-5 電話の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは</u>、西東京市災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で電話が不通になっています。復旧までにはあと□□日程度 かかる見込みです。電話が不通の地域については、□□避難所、□□小(中)学校、□□……に特設公衆 電話を設置していますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
293	<p style="text-align: center;">復-7 道路の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、□□通り……は道路損壊などのため、一般車両の通行が禁止されています。 このうち、□□通りについては□□日頃、また□□通りについては□□日頃には開通の見 込みです。 なお、ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心が けてください。 (繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復-6 道路の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは</u>、西東京市災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、□□通り……は道路損壊などのため、一般車両の通行が禁止されています。このうち、□□通り については□□日頃、また□□通りについては□□日頃には開通の見込みです。 ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
293	<p style="text-align: center;">復8 バスの運行状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からバスの運行状況についてお知らせします。 現在市内を運行しているバスは □□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き、 また、□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き……です。 その他の路線では運転の再開見通しは立っていません。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復7 バスの運行状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>バスの運行状況についてお知らせします。 現在市内を運行しているバスは□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き、また、□□通り を走っている□□バスの□□行き、□□行き……です。その他の路線では運転の再開見通しは立っていま せん。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
293	<p style="text-align: center;">復9 ゴミ、し尿の収集状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からゴミ（し尿）の収集についてお知らせします。 ゴミ（し尿）については、□□地区については□□日頃、また、□□地区については□□日頃に 収集作業が開始される予定です。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復8 ゴミ、し尿の収集状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>ゴミ（し尿）の収集についてお知らせします。 ゴミ（し尿）については、□□地区については□□日頃、また、□□地区については□□日頃に収集作 業が開始される予定です。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
293	<p style="text-align: center;">復10 防犯、防火の広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いいたします。</p> <p>現在、田無警察署、西東京消防署ではパトロールを強化し、防犯、防火に努めております。 市民の皆さんの外出はなるべく控えましょう。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p>	<p style="text-align: center;">復9 防犯、防火の広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>現在、田無警察署、西東京消防署ではパトロールを強化し、防犯、防火に努めております。<u>市民の皆様 も外出を控えるなど、ご協力をお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p align="center">(本文、同報無線に同じ)</p>		
293	<p align="center">復11 防疫、保健衛生の広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</p> <p>また、熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。</p> <p align="center">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p align="center">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p align="center">復10 防疫、保健衛生の広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p><u>食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</u>熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。</p> <p align="center">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
293	<p align="center">復12 相談所の開設状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>西東京市では、震災により被害を受けた方々のために□□日より、□□や□□において、相談所を開設しますのでご利用ください。</p> <p>なお、相談時間は□□時から□□時までです。</p> <p align="center">(繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市からお知らせしました。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p align="center">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p align="center">復11 相談所の開設状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>西東京市では、震災により被害を受けた方々のために□□日より、□□や□□において、相談所を開設しますのでご利用ください。相談時間は□□時から□□時までです。</p> <p align="center">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
293	<p align="center">序予1 南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡</p> <p>(序内放送)</p> <p>危機管理課から職員の皆さんにお知らせします。</p> <p>本日□□時□□分、地震観測データに異常な変化があったため、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>—西東京市は災害対策本部を設置し、震災非常配備態勢を発令しました。 各災害対策本部員と所定の職員の方は、至急、□□に集合してください。 —職員の皆さんは、テレビ、ラジオの報道や庁内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。 —————(繰り返し放送)————— —</p>		
293	<p>序—予—2—南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>—災害対策本部から職員の皆さんにお知らせします。 —現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。 —職員の皆さんは落ち着いて、次の安全対策を行ってください。 ○まず、火はできるかぎり使わないでください。やむをえず使用する場合は、すぐ消せるようにその場を離れないでください。 ○ロッカー、戸棚などは倒れないように固定し、重い物は下におろしてください。また万— —に備え脱出口を確保しておいてください。 ○窓ガラスなどは飛び散らないようガムテープを貼ってください。 ○バケツやヤカンなどに水を汲んでおいてください。 ○消火器など消防設備の点検をしてください。 ○重要書類など非常持ち出し品の確認をしてください。 —万—地震が発生した場合、あわてないで近くの机の下などに身をかくすなど、まず身の安全を図ってください。 —総務部では、自衛消防隊を設置しました。 —————(繰り返し放送)—————</p>		
293	<p>序—予—3—南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>—西東京市から、庁舎に来ておられる市民の皆さんにお知らせします。 —ただいま、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。 —なお、この臨時情報は南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合などに発表されるものです。 —市民の皆さんは、職員の指示に従って落ち着いて行動してください。 —————(繰り返し放送)—————</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>—以上、西東京市からお知らせしました。</p>		
293	<p style="text-align: center;">庁発1 地震時の初動措置</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>※〔地震発生後、ゆれがおさまった段階で〕</p> <p>—ただいま東京地方に大きな地震がありました。</p> <p>—庁内自衛消防隊並びにその他の職員の皆さん</p> <p>○声をかけあって、まず、ガスの元栓など火の元を点検してください。</p> <p>○庁舎に来ている方々を安全なところへ案内、誘導してください。</p> <p>—また、まわりにケガをした人がいたら応急手当をしましょう。</p> <p>○倒れかかったロッカーや飛び散ったガラスなどは危険ですから片付けてください。</p> <p>○電話の受話器がはずれている場合は、すぐ元に戻しておきましょう。</p> <p>○不要、不急の電話やエレベーターは使用しないでください。</p> <p>—なお、各部は被害状況を取りまとめ、至急災害対策本部へ報告してください。</p> <p>—今後、職員の皆さんは、テレビ、ラジオのニュースや庁内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。</p>		
293	<p style="text-align: center;">庁発2 地震情報</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>—西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。</p> <p>—気象庁の発表によりますと、先ほどの地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。</p> <p>—各地の震度は東京□□……</p> <p>—地震の規模は、マグニチュード□□でした。</p> <p>—以上、西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせしました。</p> <p style="text-align: center;">—(繰り返し放送)—</p>		